

14.4-519



1200501206971

14.4
519

和元年十二月發刊

上水道統計及報告

第十號

(以印刷代曆寫)

上水協議會



始



目次

會寄贈本

一、上水協議會ノ沿革……………一

一、上水協議會加盟年月表……………一

一、上水協議會開催年月表……………四

上水協議會規則……………六

協定事項……………六

●協定上水試験法……………二

●協定統計様式……………〇

●改正協定上水試験法……………三

●上水道職工工夫取締同盟規約其他……………五

上水協議會機關……………六

一、昭和二年度上水協議會歳入出豫算……………六

一、同上加盟各所負擔額調……………六

一、大正十四年度上水協議會歳入出決算……………七



144-519

一、水道統計

(一) 工事、工費並規模 八三

(二) 水源、水路 九七

 其一 水源 一〇五

 其二 鑿井 一一

 其三 源水貯水池 二七

(三) 淨水場 一三五

 其一 沈澄池 一三一

 其二 濾過池 一三七

 其三 淨水池 一四

(四) 唧筒 一五〇

 其一 取水唧筒 一五〇

 其二 送水唧筒 折込表

(五) 水管並水壓 折込表

(六) 經常收支 折込表

 其一 收入 一六一

 其二 支出 一六九

(七) 配水實費 一六

(八) 水道ト河井トノ使用比較
水質試験及水ニ因スル三病比較表

(九) 水質試験表

 其一 濾過水質試験成績 一八六

 其二 各種水質試験成績 三六〇

(十) 源水、濾過水比較試験成績 四六八

(十一) 水ニ因スル三病比較表 五四九

(十二) 水質完全分析成績 六三六

一、水道統計追加 六七三

一、報告 七一九

會員ノ異動 三

一、附 錄

獨逸諸都市ノ水道統計

第一 水道所要量……………七三

第二 水道作業狀態……………七五

上水道統計及報告第十號

上水協議會ノ沿革

上水協議會ノ改良水道ヲ有スル全國各所ノ當事者會同シ上水道ニ關スル諸種ノ事項ヲ研究シ且相互報告類ヲ交換スル目的ヲ以テ明治三十七年東京市ノ首唱ニ依リ成立シタルモノニシテ爾來毎年一回各所輪番ニ開催シ其ノ費用ハ全部主催地ニ於テ負擔スルヲ例トシタルモ本會ノ振興發展ヲ期スル爲從來ノ制度ヲ變更シテ本會ノ經費ハ之ヲ會員ノ負擔トシ且本會ニ於テ上水道ニ關スル統計報告其ノ他ノ事項ヲ輯録刊行シ會員ニ配付スルコトヲナリ大正十一年度ヨリ之ヲ實施セリ

上水協議會會員加盟年月表

會員名	所 在	加 盟 年 月	會員名	所 在	加 盟 年 月
東京市	東京府	明治三十七年三月	橫濱市	神奈川縣	明治三十七年三月
大阪市	大阪府	同	長崎市	長崎縣	同
神戸市	兵庫縣	同	廣島市	廣島縣	同

會員名	所在	加盟月日	會員名	所在	加盟年月
米子町	鳥取縣西伯郡	大正十四年十一月	仁川府	朝鮮京畿道	大正十五年七月
元山府	朝鮮咸鏡南道	同十五年四月	長岡市	新潟縣	同
目黒町	東京府荏原郡	同	前橋市	群馬縣	同
高砂町	兵庫縣加古郡	同	大津市	滋賀縣	同
釜山府	朝鮮慶尚南道	同	群山市	朝鮮全羅北道	同
川崎市	神奈川縣	同	鎮南浦府	朝鮮平安南道	同
上水組	北豐島郡	同	計	九十三箇所	
荒玉村	北豐島郡	七月			

上水協議會開催年月表

主催地名	開催回次	開催年月	主催地名	開催回次	開催年月
東京市	第一回	明治三十七年三月	東京市	第八回	明治四十四年十月
大阪市	第二回	同三十八年十月	岡山市	第九回	大正元年十月
長崎市	第三回	同三十九年十月	朝鮮總督府	第十回	二年十月
横濱市	第四回	同四十年七月	新潟市	第十一回	三年十月
神戸市	第五回	同四十一年九月	佐世保市	第十二回	同
臺灣總督府	第六回	同四十二年九月	京都市	第十三回	同
廣島市	第七回	同四十三年十月	廣島市	第十四回	六年八月

臺灣總督府	第十五回	大正七年十一月	甲府市	第二十回	大正十二年十月
大阪市	第十六回	同八年十月	小倉、門司、若松三市聯合主催	第二十一回	同十三年十月
小樽市	第十七回	同九年八月	高崎市	第二十二回	同十四年十月
横濱市	第十八回	同十年九月	京城府	第二十三回	同十五年十月
名古屋市	第十九回	同十一年十月			

上水協議會規則

大正六年第十四回會議ニ於テ組織變更動議成立
大正九年第十七回會議ニ於テ改正規則議決
大正十一年第十八回會議ニ於テ改正規則實施議決
大正十二年第十九回會議ニ於テ第三條一項追加
大正二十三年第二十回會議ニ於テ(第二十一條)追加
大正二十五年第二十三回會議ニ於テ改正規則議決

第一章 總 則

- 第一條 本會ハ上水道ニ關スル諸般ノ事項ヲ研究調査シ其ノ改良進歩ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第二條 本會ハ上水協議會ト稱ス
- 第三條 本會ハ官廳市區町村會社等ニシテ上水道ヲ經營スルモノ及水道敷設計畫中ノモノヲ以テ會員トス
- 官廳ニシテ直接水道ノ經營ヲ爲ササルモ官公署ノ施設經營ヲ監督スルモノハ前項ノ會員ト看做ス
- 第四條 本會ハ第一條ノ目的ヲ達スル爲會議ヲ開催シ水道統計類ヲ輯録シテ會員ニ配付ス
- 第五條 本會ニ關スル事務ヲ處理スル爲理事一名ヲ置ク
理事ハ會議ニ於テ會員中ヨリ出席會員之ヲ選舉ス投票同數ナルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム
理事ハ名譽職トシ其ノ任期ハ二箇年トス但シ重任スルコトヲ得
- 第六條 本會ニ主事一名書記其他ノ職員若干名ヲ置ク

前項ノ職員ハ有給トシ理事之ヲ任免ス但シ其ノ一部ヲ無給トスルコトヲ得
職員ノ給與其ノ他ニ關シ必要ナル事項ハ理事之ヲ定ム

第二章 職務權限

- 第七條 理事ハ會議ノ都度次年度ノ豫算ヲ提出シ且前年度ノ收支決算ヲ報告スヘシ
- 第八條 理事ハ現金ノ收支並水道統計類議事録ノ編纂刊行ニ關スル事務ヲ總理ス
- 第九條 主事及書記其ノ他ノ職員ハ理事ノ指揮ヲ受ケ會務ニ從事ス

第三章 會 議

- 第十條 會議ハ毎年一回之ヲ開キ會員ヨリ提出シタル議案其ノ他ノ事項及豫算決算ヲ議決ス
會議開催地ハ前年ノ會議ニ於テ豫メ之ヲ定ム
- 第十一條 會議ノ招集、會議ノ議長其ノ他會議ニ關スル一切ノ事務ハ開催地會員之ヲ擔任ス
- 第十二條 開催地會員ハ理事ト協議ノ上内務省其ノ他關係當局ニ對シ會議ニ臨席ヲ請求スヘシ
- 第十三條 會員ハ其ノ代表者ヲ會議ニ出席セシムヘシ
- 第十四條 會議ノ議事ハ出席會員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ據ル
- 第十五條 會議ハ議案其ノ他ノ事項ヲ調査スル爲委員ヲ設クルコトヲ得
- 第十六條 委員ハ出席會員中ヨリ之ヲ選舉ス但シ議長ノ指名ニ委スルコトヲ得

第十七條 委員會ハ委員長一名ヲ互選スヘシ

第十八條 委員及委員長ノ選舉ハ無記名投票トシ比較多數者ヲ以テ當選者トス同數者アルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第十九條 委員長ハ委員會ヲ招集シ議事ヲ整理シ其ノ經過及結果ヲ會議ニ報告スヘシ

第二十條 委員會ハ委員半數以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開クコトヲ得ス其ノ議決ハ過半數ニ依リ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ委員長之ヲ決ス

第二十一條 議長ハ必要ニ應ジ分科會ヲ設クルコトヲ得

分科會ニ於テハ委員會ニ關スル規定ヲ準用ス

第二十二條 開催地會員ハ會議終了後議事録編纂ニ要スル一切ノ資料ヲ理事ニ回附スヘシ

第四章 水道統計類及議事録

第二十三條 水道統計類ニハ水道ニ關スル統計、報告其ノ他ノ事項ヲ輯録シ議事録ニハ議事、講演其ノ他會議ニ關スル事項ヲ掲載ス

第二十四條 水道統計類ハ毎年六月及十二月ノ二回ニ議事録ハ次回會議開催二箇月以前ニ發刊ス但シ協定ニ依ル統計表ハ十二月發刊ノ分ニ掲載ス

第二十五條 水道統計類及議事録ノ配布部數ハ會議ニ於テ之ヲ決ス

第五章 會 計

第二十六條 本會ノ經費ハ會員之ヲ負擔ス

前項ノ經費ハ其ノ半額ヲ均分シ他ノ半額ハ左ノ標準ニ依リ按分シテ之ヲ定ム但シ水道敷設計畫中ニ係ル會員ノ按分率ハ各其ノ二分ノ一トス

級 別	會 員 別	按分率
一 級	臺灣總督府、朝鮮總督府、關東廳、南滿洲鐵道株式會社	一〇〇
二 級	總 戶 數 四十 萬 以上ノ市區町村	九〇
三 級	總 戶 數 三十 萬 以上四十 萬 未滿ノ市區町村	八〇
四 級	二十 萬 以上三十 萬 未滿ノ市區町村	七〇
五 級	十五 萬 以上二十 萬 未滿ノ市區町村	六〇
六 級	十 萬 以上十五 萬 未滿ノ市區町村	五〇
七 級	五 萬 以上十 萬 未滿ノ市區町村	四〇
八 級	三 萬 以上五 萬 未滿ノ市區町村	三〇
九 級	一 萬 以上三 萬 未滿ノ市區町村	二〇
十 級	千 以上一 萬 未滿ノ市區町村	一〇
同 級	千 未滿ノ市區町村	九

前項ノ戸數ハ前年末現在數ニ依ル

第二十七條 前條ノ負擔額ハ毎年四月一日ヨリ六月末日迄ニ理事ニ納付スヘシ

新ニ入會シタルモノノ負擔額ハ當該年度ニ於ケル同一級會員ノ負擔額ニ依リ月割ヲ以テ隨時指定期限内ニ納付セシム其ノ級別ニ據リ難キモノハ會議ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム年度ノ中途ニ於テ退會スルモ當該年度ノ負擔額ハ之ヲ納付セシム

第二十八條 會議ニ要スル費用ハ開催地ノ會員ノ意見ヲ徵シ理事之ヲ定ム

前項ノ費用ハ開催地會員ヨリ現金ノ前渡シヲ請求スルコトヲ得

第二十九條 開催地會員ハ會議終了後直ニ會議費精算書ヲ作り理事ニ提出スヘシ

第三十條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月末日ニ終ル

第三十一條 本會ノ現金ハ信用アル銀行ニ預ケ入レ之ヲ出納スヘシ

第三十二條 豫算各費目ハ之ヲ流用スルコトヲ得

第三十三條 決算ノ結果剩餘金ヲ生シタルトキハ之ヲ準備金トシテ積立ツ

第三十四條 準備金ノ處分ハ會議ノ議決ニ依ル

第三十五條 收支計算上錢位未滿ノ端數ヲ生シタルトキハ四捨五入ノ法ニ依ル

附 則

第三十六條 本規則ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
第三十七條 本規則ハ會員ノ三分ノ二以上出席シ其ノ過半數ノ同意アルニ非サレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス
第三十八條 協定上水試験法及協定事項其ノ他本則ニ牴觸セサル事項ハ従前ノ協定ニ依ルモノトス

○ 協 定 事 項

● 協定上水試験法

第一 採 酌 法

一、上水試験用ノ採酌ハ左ノ三部ヨリスルコト

一、水 源

毎年春秋ノ二季ニ水源適宜ノ地ニ就キ採酌ス

水源地ニ沈澄池ヲ有スルモノハ本條ニ據ル

其ノ他ノ必要ニ應シ臨時採酌ヲ行フヘシ

二、淨 水 場

濾池、淨水池、溜井及沈澄池ハ毎日一回採酌スルコト

濾池、淨水池、溜井等甚々遠隔スルモノハ其ノ給水栓ニ就キ本條ヲ適用ス
事情ニ依リ一週一回迄ハ省略スルコトヲ得

三、給水栓

適宜ノ部分ニ就キ時々採酌スヘシ

二、採水器械ハ「ハイロート」氏法或ハ「エスマルヒ」氏法ニ據ルモノヲ用フルコト、但シ細菌學的
検査用ノモノハ各箇ノ瓶ニ所屬スル全装置ヲ殺菌スヘシ

三、濾池、淨水池、溜井等ニ於テハ可成周圍及ヒ深サノ中央ヨリ採酌スルコト

四、給水栓ヨリ採酌スルトキハ充分開放シテ五分時以上放流セシメタル後採酌スルコト

五、一定所ニ於ケル採酌ハ細菌學的検査用ノモノヲ先ニシテ化學的検査用ノモノヲ後ニスルコト

六、濾池、淨水池、溜井ニ於テ採酌スル場合ニ被蓋アル部ニシテ降雨ノ際ナルトキハ開放ノ爲ニ汚水
混入ノ虞アルヲ以テ暫時ノ後水質平均スルヲ待ツテ採酌スルコト

七、水溫ハ採酌所ニ於テ「ベッテンコトフェル」氏採水檢溫器ヲ以テ計リ、氣溫ハ可成採酌所ニ近キ
處ニ於テ日光ノ直射ヲ避ケ計ルヘシ、其ノ時間ハ十分時示度ハ攝氏ニ依ルコト

第二 化學的試驗法

一、清濁及色

七十糎ノ水層ヲ白紙上ニ置キ其ノ上方ヨリ透見ス。濁濁ノ程度色ハ白陶土及ヒ「カラメル」溶液ヲ
以テ比較試驗ヲ行フ。評語ハ「リitel」ノ水ニ對シ白陶土及ヒ「カラメル」各一匙ヲ一度トス。

此ノ「カラメル」溶液一〇ccノ色度ハ次ノ標準白金、コバルト「溶液一八ccニ一致スルモノトス

鹽化白金カリウム (K₂PtCl₆) 一二四六グラム (白金〇・五グラムニ相當ス) 及結晶鹽化コバル

ト (CoCl₂・6H₂O) 一〇・一グラム (コバルト) (〇・一五グラムニ相當ス) 濃厚鹽酸一〇〇ccニ溶

解シ、蒸餾水ヲ以テ「リitel」トナス (第十二回上水協議會ニ於テ追加)

但シ便宜上七十糎以下ノ水層ヲ用フルコトヲ得、又地方ニ依リ便宜上「カラメル」ニ代フルニ色素
液ヲ用フルコトヲ得、此ノ場合ニ於テハ其ノ色素名及ヒ分量方法ヲ附記スヘシ 第九回上水協議會
ニ於テ追加)

二、臭 氣

檢水二〇〇立方糎以上ヲ倍量以上ヲ容ルヘキ「コルベン」ニ取り、四十度乃至五十度ノ熱ヲ與ヘテ試

驗ス

三、味

檢水冷涼ナルトキハ溫ヲ與ヘ十五度乃至二十度ニ於テ試験ス

四、反 應

一、反應ハ中和シタル「ロゾール」酸溶液ヲ以テ試験ス。評語ハ弱酸性、中性、微弱アルカリ性及ヒアルカリ性トス（第九回上水協議會ニ於テ追加）

二、反應ノ定量試験ハ「エルムス」氏法ニ據ル（同上改正）

五、クロールノ定量

檢水二〇〇cc以上蒸發濃厚トナシ、一〇%クロム酸カリウム液一ccヲ加ヘ十分ノ一若クハ百分ノ一定規硝酸銀液ヲ以テ滴測シ、左ノ比較液ト對照定量ス

檢水ヲ本文ト同様ニ處理シ、稍々過剩ノ硝酸銀液ヲ加ヘテ極メテ著明ナル暗色ヲ認ムルニ至ラハ、クロール、ナトリウム一小片ヲ加ヘ其ノ暗色ヲ消シ綠黄色ヲ呈セルモノヲ以テ比較液トス。（第十回上水協議會ニ於テ改正）

六、硫 酸

檢水二〇立方糶ニ鹽酸ヲ加ヘ酸性トナシ、更ニクロール、バリウム溶液ヲ加ヘ十二時間ノ後上清ヲ傾斜シ渾濁ニ因テ量ノ多少ヲ定ム。評語ハ微痕跡、痕跡、極少量、少量トス、但シ多量ノ場合ニ定量スルコト

七、硝 酸

檢水二〇立方糶ニ一%サリチル酸ナトリウム液一ccヲ加ヘテ蒸發乾涸シ、冷後濃硫酸一ccヲ加ヘテ

殘留物ノ全面ヲ濕ホシ、後蒸餾水及一〇%アムモニア水各一〇%ヲ加ヘテ比色試験スヘシ（第十二回上水協議會ニ於テ改正）

八、亞 硝 酸

檢水五〇立方糶ニ稀硫酸（1:3）一立方糶ノ比例ヲ以テ密閉スヘキ硝子圓筒ニ容レ十二糶ノ水層ヲ造リ之ニ沃度亞鉛澱粉液ヲ加ヘテ試験ス。但シ沃度澱粉溶液ノ製方ハ日本藥局方ニ據ル

九、アムモニア

檢水一〇〇乃至一五〇立方糶ニ對シ「ネスレス」氏試藥（沃度汞法）一立方糶ノ比例ヲ以テ注加シ白紙上ニ置キ反應ノ有無ヲ見ル。但シ水層ノ高サハ十五糶トス（第十一回上水協議會ニ於テ改正）

一〇、鉛

檢水五「リテル」ヲ取り醋酸ヲ加ヘ著シキ酸性ヲ與ヘ蒸發シテ約五〇立方糶トナシ、十立方糶ノ水層ヲ造リ硫化水素ヲ通ス。若シ鉛含有ノ疑アルトキハ他ノ反應ヲ試ム（第九回上水協議會ニ於テ但シ書削除）

一一、有機物ノ定量

クーベル氏ノ法ニ依リ定量ス。但シ百分ノ一乃至四百分ノ一定規過マンガン酸カリウム液ヲ用キ煮沸時間ヲ五分トス

一二、硬 度

クラルク氏ノ法ニ依リ總硬度ヲ定ム、(第九回上水協議會ニ於テ但シ書削除)但シ必要アル場合ニハ他ノ方法ニ依リ總硬度ヲ定ム(第十一回上水協議會ニ於テ追加)

一三、蒸發殘渣ノ定量檢水

檢水二五〇立方糶以上ヲ蒸發シ、蒸發乾燥器ヲ以テ二時間以上乾燥セシメ秤量ス

一四、蛋白性アムモニア

内容二「リール」以上ニシテ頸口ニ近キ所ヲ下方ニ向ケ鈍角ニ屈曲セシメタル有栓「レトルト」ヲ取リ頸ヲ斜メニ上方ニ向ケ「サービヒ」氏冷却管ヲ接続シ、蒸餾水一「リール」ヲ「レトルト」中ニ注入シ、之ニ結晶炭酸「ナトリウム」ヲ約一グラムヲ加ヘテ、「アンモニア」ノ發生ヲ見サルニ至ル迄蒸餾シ、次テ檢水五〇cc注入シ可及的速ニ蒸餾シ、餾液五〇cc宛ヲ順次ニ取リ「ネスレル」氏試薬ヲ用ヒ色像試験ニ依リ、アムモニア鹽トナリテ存在スル「アンモニア」ヲ定量シ、(水層ノ高サハ三十二乃至三十六糶トシ、檢水ノ蒸餾シタルモノ五〇立方糶ニ對シ「ネスレル」氏試薬一立方糶ヲ用フヘシ)更ニ「レトルト」中ノ殘液ニ「アルカリ」性過マンガン酸カリウム液一立方糶ヲ加ヘ蒸餾シ、一〇〇立方糶ヲ三回ニ取リ前法ニ依リ蛋白性「アンモニア」ヲ定量スヘシ
アルカリ性過マンガン酸カリウム溶液

精製水酸化カリウム二〇〇瓦、及ヒ結晶過マンガン酸カリウム八グラムヲ蒸餾水一「リール」ニ溶解シ、之ヲ「レトルト」中ニ注入「アムモニア」ヲ驅除スル爲ニ二〇〇乃至二五〇立方糶ヲ蒸餾シ、冷後蒸餾水ヲ加ヘテ全量ヲ一「リール」トナス
色像的定量クロールアムモニウム溶液
精製クロールアムモニウムヲ細末トナシ攝氏百度ニ於テ乾燥シ其ノ三、一四七グラムヲ蒸餾水一「リール」ニ溶解シ「一立方糶ハ「アムモニア」(NH₃)一ミリグラムヲ含ム」用ニ臨ミテ稀釋ス
一五、水質定量分析ノ計算ハ最近萬國原子量表ニ據ルコト
一六、本法四ノ第二項及ヒ七、一〇、一二、一四ハ必要ニ應シ施行スルモノトス(第九回上水協議會ニ於テ追加)
一七、毎年一回以上源水並濾水ノ北學の完全定量分析ヲ施行スルコト(第十一回上水協議會ニ於テ追加)

第三 細菌學的試驗法

培 養 準 備

一、培養基ハ肉越幾斯膠質ヲ用フルヲ常規トス
其ノ處方左ノ如シ

リーヒ氏肉越幾斯	十分
食鹽	五分
ペプトン	十分
膠質	二百五十分以内
水	千分

但シ報告ニハ膠質ノ含量ヲ附記ス

「リーヒ」氏肉越幾スヲ用ヒ難キ場合ハ肉汁其ノ他ノモノヲ以テ代用スルコトヲ得、此ノ場合ニハ備考欄ニ其ノ旨附記スヘシ(第十三回上水協議會ニ於テ追加)

二、膠質培養基ヲ使用シ難キ事情アルトキハ肉越幾斯寒天ヲ代用スルコトヲ得、斯ル場合ニハ備考ニ其ノ旨ヲ記載シ、併セテ培養溫度ヲ附記スルヲ要ス但シ寒天ハ二%以内トシ其ノ他ハ膠質培養基ノ製法ニ準ス

三、培養基ノ反應ハ中和ノ後「リーテル」ニ對シ純結晶炭酸那篤留膜ヲ一・五ヲ加ヘ亞爾加里性トナス
 四、培養基ハ可成新鮮ノモノヲ用ユ、若シ製造後一週間以上ヲ經タルモノヲ用ユル時ハ、時々其ノ亞爾加里性ヲ檢スヘシ

培養

- 五、培養ハ採水直後該地ニ於テ施行スルコト
- 六、採水位置ニ於テ培養ヲ實行シ能ハサル場合ニハ可檢水ヲ氷ヲ詰メタル冷器内ニ保存スヘシ但シ此ノ場合ト雖一時間半ヲ超過スヘカラス
- 七、濾過水ハ各一種ニ就キ〇・五立方糎宛ヲ二箇ノ「ペトリ」氏皿ニ注キ、豫メ溶解シタル膠質(三十度以下ナルヲ要ス)ヲ注キ靜ニ動搖シテ能ク混和セシム
- 八、源水又ハ沈澄池ノ水ニシテ細菌含量多數ナルモノハ殺菌水ヲ以テ適宜十乃至百倍ニ稀釋ス
- 九、培養平板ハ攝氏二十二度ノ溫度ニ靜置ス

聚落計算

- 一〇、聚落ノ計算ハ培養後四十八時間ニ於テス但シ本文以上ノ時間ヲ經過シタルトキハ其ノ旨ヲ記シ絲狀菌ノ聚落ハ加算セス(第十一回上水協議會ニ於テ改正)
- 一一、聚落多數ニシテ各箇ノ計算困難ナルトキハ平均法ヲ用フルコトアルヘシ
- 一二、平板上強液化性細菌アルトキハ該聚落ノ液化部分ヲ濾紙片ニテ吸收シ、過マンガン酸カリウム溶液(五プロセント)ヲ液化帶ノ周圍ニ塗付ス

第四 飲料適否ノ判定

左ノ數項ノ一ニ該當スルモノハ飲料ニ適セサルヲ以テ直ニ改善ノ方法ヲ實行シ、其ノ間ハ必ス煮沸ノ

後飲料ニ供セシムヘシ

一、外觀ノ異常アルモノ

二、異臭味アルモノ

三、直ニ亞硝酸アムモニアノ反應ヲ呈スルモノ

四、過マンガン酸カリウム消費量十ミリグラム以上ノモノ

五、細菌聚落數百一個以上ノモノ、但シ土地ノ狀況ニ依リ百五十一又ハ二百一個以上トナスコトアル

ヘシ

六、反應、クロール、硫酸、硝酸、固形物總量、硬度ノ異常アルモノ又ハ鉛ヲ檢出スルモノハ適宜其

ノ良否ヲ判定シ、其ノ他異常成分、病原的、細菌混在ノ疑アルトキハ特ニ試験ヲ施シ判定ノ上改善

ノ方法ヲ施行スルコト

●統計諸表様式 (大正十一年第十九回上水協議會ニ於テ改正)

第一、工事、工費並規模 前年度末現在

【備考】

(一) 増設ノ分ニ對シテハ第一、第二、第三ノ順ヲ逐ヒ其ノ起工、竣工年月ヲ列記スルコト
(二) 計畫中又ハ工事中ノモノハ「工費欄」ニ豫算ヲ掲ゲルコト
(三) 豫定給水人口、豫定一人一日平均給水量、極度一日總給水量ハ創設及擴張ヲ合シタル現在設備ニ依ルモノヲサ記入スルコト

水道名	起工年月	竣工年月	工費	計	
				豫定給水人口	極度一日總給水量
				豫定一人一日平均給水量	極度一日總給水量
				リットル	立方米

第二、水源、水路

前年度末現在

(其一) 水源

水道名	河又ハ湖沼等ノ名稱	表面水、伏流水、地下水等ノ區別	最大濁水時季水量	取入方法	摘	要
			リットル			

(其二) 鑿井

水道名	個數	口徑	井ノ深	一晝夜最大水量	一晝夜最少水量
				立方米	立方米

(其三) 原水貯水池

水道名	池數	堰堤ノ體積	總高	貯水長	満水面下ノ深	總貯水量	總水面積
			米	米	米	立方米	平方米

(第四) 導水路

水道名	取 水道	總延長	上幅	下幅	水深	水管口径	徑内譯
		米	米	米	米	五百耗以上 五百耗未以上 四百耗未滿	米

第三、淨水場
(其一) 沈澄池
前年度末現在

水道名	沈澄池	池數	總容積	上部	下部	池ノ大サ	濾床厚	一晝夜濾過速度
			立方米	米	米	米	米	米

(其二) 濾過池

水道名	濾過池	池數	面積	上部	下部	池ノ大サ	濾床厚	一晝夜濾過速度
			平方米	米	米	米	米	米

(其三) 淨水池

水道名	淨水池	池數	總容積	上部	下部	池ノ大サ	有效水深
			立方米	米	米	米	米

第四、唧筒
(其一) 取水唧筒
前年度末現在

水道名	取水唧筒	臺數	名稱	型式	原動力	製造所名	一臺ノ工率	最大揚水落差	一臺一晝夜ノ最大揚水量
							キロワット	米	立方米

(其二) 送水唧筒

水道名	送水唧筒	臺數	名稱	型式	原動力	製造所名	一臺ノ工率	最大揚水落差	一臺一晝夜ノ最大送水量
							キロワット	米	立方米

第五、水管竝水壓
前年度末現在

第九、水質試験表

【備考】 數位小數ハ三位迄ヲ掲クルコト

第十、原水濾過水比較試験成績

【備考】 數位小數ハ三位迄ヲ掲クルコト

水道名	昭和 年		
	一月	二月	三月
回数	高低均	高低均	高低均
試験度	最平	最平	最平
濁度	最平	最平	最平
臭味	最平	最平	最平
反應	酸性 弱 「リ」	酸性 弱 「リ」	酸性 弱 「リ」
格魯兒	最平	最平	最平
硫酸	最平	最平	最平
硝酸	最平	最平	最平
亞母尼	最平	最平	最平
硬度	最平	最平	最平
固形物	最平	最平	最平
總量	最平	最平	最平
過滿酸 加留誤 色量	最平	最平	最平
細菌聚	最平	最平	最平
落數	最平	最平	最平
備考			

(其一)

濾過水質試験成績

水道名	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	平均
檢水種類										
回数										
試驗度										
濁度										
臭味										
反應										
格魯兒										
硫酸										
硝酸										
亞母尼										
硬度										
固形物										
總量										
過滿酸 加留誤 色量										
細菌聚										
落數										
備考										

(其二)

各種水質試験成績

昭和

年

自至
一十二月

水道名										
平均	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年次人口
										戸數
										給水栓數
										患者死亡
										虎列拉
										腸窒扶斯
										赤痢
										患者死亡
										三病患者總數
										人口十萬對
										三病患者總數
										人口十萬對
										備考

第十一、水ニ因スル三病比較表

水道名													
平均	十二月	十一月	十月	九月	八月	七月	六月	五月	四月	三月	二月	一月	昭和年
													降雨量
													細菌數
													格魯兒量
													ンカ消メノガ
													固形物總量
													備考

水道名		原水	濾過水
檢水種類			
試色濁度	回数		
アルカリ度	總量		
固形物	(攝氏百度)		
灼熱減量			
クロール	(Cl)		
硫酸	(SO ₂)		
硝酸	(N ₂ O ₅)		
亞硝酸	(N ₂ O ₃)		
磷	(P ₂ O ₅)		
遊離炭酸	及半化合炭酸		
總炭酸	(CO ₂)		
硅	酸(SiO ₂)		
鐵	(Fe ₂ O ₃)		
アルミニウム	(Al ₂ O ₃)		
マンガ	ン(Mn ₂ O ₃)		
カルシ	ウム(CaO)		
マグネ	シウム(MgO)		
カリ	ウム(K ₂ O)		
ナトリ	ウム(Na ₂ O)		
ア	ムモニウム(NH ₃)		
蛋白類	似アムモニア		
備	考		

第十二、水質完全分析成績

昭和 年 月 日

〔備考〕 數位小數ハ三位迄掲ケルコト

●改正協定上水試験法

(大正十五年第二十三回會議ニ於テ改正
議決昭和二年一月ヨリ施行)

第一 探 酌 法

(從來ノ通但七ノ水温及氣
温ニ關スル條項ヲ削除ス)

第二 理化學的試驗

凡 例

- 一、本試験法ニ於テ使用セル略字、記號、度量衡ハ總テ第四改正日本藥局方ノ規定ニ據ルコト、セリ。
- 二、試藥ハ製法及ヒ含有量ニ關シ特別ノ記載アルモノ並ニ現行日本藥局方外ノモノヲ除ク外、第四改正日本藥局方ノ規定セルモノヲ使用スルモノトス。
- 三、單ニ「プロセント」トアルハ重量「プロセント」ヲ示スモノニシテ、溶液百重量中ニ存スル藥品ノ重量ヲ指スモノトス。
- 四、容量「プロセント」ハ溶液百容積中ニ存スル藥品ノ容積ヲ指スモノトス。

試 驗 法

一、温 度

水温ハ探酌所ニ於テ「ベツテンコーフェル氏採水檢温器」ヲ以テ測リ、氣温ハ可成探酌所ニ近キ處

ニ於テ日光ノ直射ヲ避ケテ測ルヘシ、而シテ其ノ測定時間ハ十分時間、示度ハ攝氏ニ依ルモノトス。

二、濁 度

檢水百立方センチメートル (100c.cm.) (濁濁甚ダシキ場合ハ少量ヲ採リ蒸餾水ヲ以テ百立方センチメートル (100c.cm.) ニ稀釋ス) ト濁度既知ノ標準液トヲ各別ノ「ネスレル管(無色平底硝子管ニシテ管底ヨリ二十センチメートル (20cm.) ノ所ニ百立方センチメートル (100c.cm.) ノ度目ヲ有スルモノ) ニ採リ、黒紙上ニテ上方ヨリ透視シテ濁度ヲ定ム。但シ、濁度ハ蒸餾水一リートル (1l.) 中ニ白陶土一ミリグラム (1mg.) ヲ含ムモノヲ以テ一度ト定ム。

三、色 度

檢水百立方センチメートル (100c.cm.) ト色度既知ノ標準液トヲ各別ノ「ネスレル管ニ採リ、白紙上ニ置キ上方ヨリ透視シ比色檢定ス。但シ色度ハ四萬倍ピスマルクブラウン水溶液一立方センチメートル (1c.cm.) ヲ蒸餾水ヲ以テ稀釋シ、全容積一リートル (1l.) トナシタルモノヲ一度ト定ム。

四、臭 味

檢水百五十立方センチメートル (150c.cm.) ヲ内容五百立方センチメートル (500c.cm.) ノ共口エルレンマイエルコルベン」ニ採リ、栓塞シ重湯煎又ハ熱板上ニテ殆ント沸騰スルニ至リ、五分間放

冷シ振盪シテ臭味ヲ檢ス。

五、反 應

反應ハ「ロソール酸溶液ヲ以テ檢ス。評語ハ「弱酸性」「中性」「弱アルカリ性」及ヒ「アルカリ性」トス

「ロソール酸溶液製法

「ロソール酸一グラム (1gr.) ヲ八十容量プロセント」「アルコホル」五百立方センチメートル (500c.cm.) ニ溶解シ茲ニ得タル橙黄色ノ液ニ「パリット水ヲ加ヘテ液色ノ正ニ赤色ニ變セントスルノ度ニ至ラシム。

「パリット水ノ製法

「アルカリ」ヲ含マサル純粹ナル水酸化バリウム」三・五グラム (3.5gr.) 及ヒ「クロールバリウム」〇・二グラム (0.2gr.) ヲ蒸餾水ニ溶解シ、全量ヲ一リートル (1l.) トナシ靜置シテ偶々存在スル炭酸バリウム」ヲ沈定セシムヘシ。

(イ) 「アルカリ度ノ測定

檢水百立方センチメートル (100c.cm.) ヲ内容二百五十立方センチメートル (250c.cm.) ノ共口コルベン」ニ採リ、「エリトロシン溶液一立方センチメートル (1c.cm.) 及ヒ中性ノ「クロロホルム五立方センチメートル (5c.cm.) ヲ加ヘ振盪シ、此際クロロホルム」カ薔薇紅色ヲ呈セハ「水酸化

物、重炭酸鹽、又ハ炭酸鹽、存在ノ徵)之ニ五十分ノ一定規硫酸ヲ滴下シ、振盪シテ「クロロホルム」ノ脱色スルニ至ラシム。而シテ其ノ「アルカリ度ハ炭酸カルチウム」トシテ計算シ、消費セル五十分ノ一定規硫酸ノ立方センチメートル數ニ、十ヲ乗シタル數ヲ以テ示ス。エリトロシン溶液ハ「エリトロシン(ナトリウム鹽)〇・五グラム(0.5g)ヲ新タニ煮沸シタル蒸餾水一リートル(1l)ニ溶解シタルモノナリ。

(ロ) 酸度ノ測定

檢水百立方センチメートル(100c.cm)ヲ磁製蒸發皿或ハ白紙上ニ置キタル「ユルンマイエルコルベン」ニ採リ、「フェノールフタレイン溶液四滴ヲ加ヘ、五十分ノ一定規炭酸ナトリウム」溶液ヲ以テ滴定ス。總酸度ハ消費セル炭酸ナトリウム溶液ノ立方センチメートル數ニ、十ヲ乗シタル數ヲ以テ示ス。

五十分ノ一定規炭酸ナトリウム溶液製法。

無水炭鹽ナトリウム一・〇六グラム(1.06g)ヲ煮沸シテ炭酸瓦斯ヲ驅逐シタル蒸餾水ニ溶解シ、全容積ヲ一リートル(1l)トシタルモノニシテ、其ノ一立方センチメートル(1c.cm)ハ炭酸カルチウム一ミリグラム(1mg)ニ對應ス。

「フェノールフタレイン溶液製法

「フェノールフタレイン五グラム(5g)ヲ五十容量プロセントノ「アルコホル」ニ溶解シ、全容積ヲ一リートル(1l)トナシ十分ノ一定規苛性カリヲ以テ中和シテ製ス。

尙酒精ハ煮沸シテ炭酸瓦斯ヲ驅逐シタル蒸餾水ヲ以テ稀釋シタルモノナリ。

六、「クロール」の定量

檢水五十立方センチメートル(50c.cm)ヲ直徑十五センチメートル(1.5cm)ノ磁製蒸發皿又ハ白紙上ニ置キタル「ペーヘル」ニ採リ、「クロム酸カリウム溶液一立方センチメートル(1c.cm)ヲ加ヘ、標準硝酸銀溶液ヲ以テ滴定シテ微ニ赤色ヲ呈スルニ至ラシム。

其ノ終末點ヲ知ルニハ檢水ト同様ノ器ニ蒸餾水五十立方センチメートル(50c.cm)及ヒ「クロム酸カリウム溶液一立方センチメートル(1c.cm)ヲ入レタルモノノ色相ト比較セハ容易ナリ「クロール」ノ含量大ニシテ標準硝酸銀溶液二十五立方センチメートル(25c.cm)以上ヲ消費スル時ハ檢水ヲ少量ニ採リ、蒸餾水ニテ稀釋シテ用ヒ、之ニ反シ「クロール」ノ含量甚タ少ナル時ハ檢水二百五十立方センチメートル(250c.cm)ヲ採リ蒸發シテ五十立方センチメートル(50c.cm)ニ濃縮シテ試験ス。

檢水ノ色度三十度以上ナル時ハ水酸化「アルミニウム」ヲ以テ脱色シタル後試験ヲ行ヒ、檢水酸性ナル時ハ炭酸ナトリウム溶液ヲ以テ中和シ之ニ反シ「アルカリ性ナル時ハ「フェノールフタ

レイン」ヲ標示薬トシテ硫酸ニテ中和シタル後滴定ス。

標準「クロールナトリウム溶液製法

純粹ナル「クロールナトリウム」十六・四八グラム (16.48g)ヲ蒸餾水ニ溶解シテ全容積ヲ一リートル (1L)トナシ其ノ百立方センチメートル (100c.cm.)ヲ採リ蒸餾水ヲ以テ稀釋シテ一リートル (1L)トナス、其ノ一立方センチメートル (1c.cm.)ハ「クロール」〇・〇〇一グラム (0.001g)ヲ含ム。

標準硝酸銀溶液製法

硝酸銀二・四グラム (2.4g)ヲ蒸餾水ニ溶解シテ全容積ヲ一リートル (1L)トナシ、前記クロールナトリウム溶液ヲ以テ本液ノ一立方センチメートル (1c.cm.)カ正シク「クロール」ノ〇・〇〇〇五グラム (0.0005g)ニ對應スル様力價ヲ定ム。

「クローム酸カリウム溶液製法

「クローム酸カリウム五十グラム (50g)ヲ少量ノ蒸餾水ニ溶解シ、之ニ微赤色ノ沈澱ヲ生スルニ至ルマテ硝酸銀液ヲ加ヘテ濾過シ其ノ濾液ニ蒸餾水ヲ加ヘテ一リートル (1L)トナス。

七、硫 酸

檢水二十立方センチメートル (20c.cm.)ニ鹽酸ヲ加ヘ酸性トナシタル後、クロールバリウム溶液

ヲ加ヘ十二時間放置シタル後上清ヲ傾斜シ殘留セル硫酸バリウムノ量ニヨリ其ノ多少ヲ定ム。評語ハ微痕跡、痕跡、極少量、少量、トス。但シ多量ノ場合ニハ定量ヲ行フヘシ。

八、硝 酸

檢水二十立方センチメートル (20c.cm.)ニ「サリチール酸ナトリウム溶液 (1:100)一立方センチメートル (1c.cm.)ヲ加ヘテ蒸發乾燥シ、冷後硫酸一立方センチメートル (1c.cm.)ヲ加ヘテ殘留物ノ全面ヲ濕シ、後蒸餾水及ヒ「アムモニア水、各十立方センチメートル (10c.cm.)ヲ加ヘテ比色スヘシ。

九、亞 硝 酸

(イ) 定 性 法

檢水五十立方センチメートル (50c.cm.)ニ稀硫酸 (硫酸一容積及ヒ水二容積ヨリナル)一立方センチメートル (1c.cm.)ノ割合ヲ以テ、密閉シ得ヘキ硝子圓筒ニ採リ之ニ沃度亞鉛澱粉溶液ヲ加ヘテ試験ス。

(ロ) 定 量 法

檢水五十立方センチメートル (50c.cm.)ヲ「ネスレル管ニ採リ、(若シ着色セル時ハ亞硝酸鹽ヲ含マサル水酸化アルミニウム)ニテ脱色ス)別ニ數個ノ「ネスレル管ニ夫々標準亞硝酸溶液〇・〇、

沃度「カリ」五十グラム (50g) ヲ可及的少量ノ蒸留水ニ溶解シ、之レニ昇汞ノ飽和水溶液ヲ加ヘ少量ノ沈澱ヲ生セシメ、之ニ澄明ナル五十プロセント (50%) 苛性「カリ」溶液四百立方センチメートル (400c.c.m.) ヲ加ヘ蒸留水ヲ以テ、一リートル (1l.) ニ稀釋シ、靜置シタル後傾斜法ニヨリテ沈澱ヲ除去ス。

(ロ) 「アムモニア」性窒素定量法

内容一・五乃至二リートル (1.5-2l.) ノ蒸留「ホルベン」ニ還流冷却器ヲ連ネテ蒸餾ヲ行フ、即チ此ノ「ホルベン」ニ檢水五百立方センチメートル (500c.c.m.) 或ハ之ヨリ少量ノ檢水ヲ採リ、之レヲ「アムモニア」ヲ含有セサル蒸留水ニテ、五百立方センチメートル (500c.c.m.) ニ稀釋シタルモノヲ容レ、此際檢水若シ酸性ナルカ、或ハ尿素含有ノ疑ヒアルトキハ蒸餾前〇・五グラム (0.5g.) ノ炭酸ナトリウム」ヲ加ヘ、一分時間六乃至十立方センチメートル (6-10c.c.m.) ノ割合ニテ蒸餾ヲ行フ。此ノ蒸餾液各五十立方センチメートル (50c.c.m.) チ四本ノ「ネスレル」管ニテ蒸餾標準鹽化アモニウム溶液ヲ種々ノ割合ニ「ネスレル」管ニ採リ、「アムモニア」ヲ含有セサル水ニテ五十立方センチメートル (50c.c.m.) ニ稀釋シ、斯ノ如クニシテ得タル標準液及ヒ、蒸餾液ノ各ニ「ネスレル」氏試薬一立方センチメートル (1c.c.m.) ヲ加ヘ攪拌スルコトナク試薬添加後少ナクモ十分時間放置シタル後比色檢定ス。

若シ蒸餾液ノ着色ガ標準液ノ何レヨリモ濃厚ナルモノアル時ハ其ノ蒸餾液ヲヨク攪拌シ、色相ノ濃淡ニ應ジ其ノ二分ノ一、四分ノ一或ハ八分ノ一容積ヲトリ、之ヲ五十立方センチメートル (50c.c.m.) ニ稀釋シテ比色檢定ス。而シテ初メ檢水五百立方センチメートル (500c.c.m.) ヲトリタル場合ニハ、各蒸餾液ノ色相ト同一ノ色相ヲ呈スル標準液中ノ鹽化アモニウム溶液ノ立方センチメートル數ノ合計ニ〇・〇二ヲ乘セハ檢水一リートル (1l.) 中ノ「アムモニア」性窒素ノ「ミリグラム」數ヲ得ヘシ。

標準鹽化アムモニウム溶液製法

昇華法ニヨリテ得タル純粹鹽化アムモニウム 三・八二グラム (3.82g.) ヲ「アムモニア」ヲ含有セサル蒸留水ニ溶解シ、全容積ヲ一リートル (1l.) トナシ、此ノ溶液ノ十立方センチメートル (10c.c.m.) ヲ「アムモニア」ヲ含有セサル蒸留水ヲ以テ全容積ヲ一リートルニ稀釋ス。此ノ一立方センチメートル (1c.c.m.) ハ〇・〇〇〇〇一グラム (0.00001g.) ノ窒素ヲ含有ス。

十一、蛋白アムモニア性窒素定量法

「アムモニア」性窒素檢定ニ於ケル殘留液ニ「アルカリ」性過マンガン酸カリウム溶液五十立方センチメートル (50c.c.m.) ヲ加ヘ、「アムモニア」性窒素檢定ノ場合ト同様ノ方法ニテ蒸餾シ、比色シテ檢定ヲ行フ。

「アルカリ性過マンガン酸カリウム溶液ノ製法

蒸留水千二百立方センチメートル (1200c.cm.) ヲ磁製蒸發皿ニ容レ、十分時間煮沸シタル後加熱ヲ止メ、之ニ純過マンガン酸カリウム十六グラム (16g.) ヲ加ヘ攪拌シテ、完全ニ溶解シタルモノニ澄明ナル五十プロセント (50%) 苛性カリ溶液八百立方センチメートル (800c.cm.) (或ハコレニ當量ノ苛性ソーダ液) ヲ入レ、尙蒸留水ヲ加ヘテ、二千五百立方センチメートル (2500c.cm.) トナシタル後、蒸發シテ、二千立方センチメートル (2000c.cm.) トナス。尙溶液中ノ「アムモニア」ノ有無ヲ檢定シ、若シ存在セハ試験ノ結果ニ修正ヲ施スヘシ。

十二、過マンガン酸カリウム消費量

檢水百立方センチメートル (100c.cm.) ヲ内容三百立方センチメートル (300c.cm.) ノ「ペー」ル」ニトリ、之レニ稀硫酸五立方センチメートル (5c.cm.) 及ヒ、百分定規過マンガン酸カリウム溶液十立方センチメートル (10c.cm.) ヲ加ヘ、(煮沸後濃赤色ヲ呈セサル時ハ更ニ多量ヲ加フ) 沸騰重湯煎上ニテ、七分時間加熱シタル後、百分定規蓆酸液十立方センチメートル (10c.cm.) ヲ加ヘテ褪色セル液ニ更ニ百分定規過マンガン酸カリウム溶液ヲ滴下シ微ニ紅色ヲ呈スルニ至ラシム。而シテ茲ニ費シタル百分定規過マンガン酸カリウム溶液ノ總立方センチメートル數ヨリ、百分定規蓆酸溶液十立方センチメートル (10c.cm.) ニ對スル百分定規過マンガン酸カリウム溶液ノ立方

センチメートル數ヲ減シタル差ハ、檢水百立方センチメートル (100c.cm.) ニ要スル百分定規過マンガン酸カリウム溶液ノ量ナリ。檢水一リートル (1L) 中ノ被酸化物ノ酸化ニ要スル過マンガン酸カリウムノ量ハ次ノ如クシテ算出ス。

$$x = (K - K') \frac{0.0316}{K'}$$

茲ニKハ百分定規過マンガン酸カリウム溶液ノ總立方センチメートル數、K'ハ百分定規蓆酸溶液十立方センチメートルニ對スル過マンガン酸カリウム溶液ノ立方センチメートル數ヲ示ス。

試 藥

(一) 稀 硫 酸

濃硫酸一容積蒸留水二容積ヨリ成ル。

(二) 百分定規蓆酸溶液ノ製法

純結晶蓆酸 0.6112 グラム ($0.63g.$) ヲ蒸留水ニ溶シ全量ヲ一リートル (1L) トナス。

(三) 百分定規過マンガン酸カリウム溶液製法

結晶過マンガン酸カリウム 0.311 乃至 0.314 グラム ($0.32-0.31g.$) ヲ蒸留水ニ溶シ、全量ヲ一リートル (1L) トナシタルモノニシテ、其ノ力價ヲ檢定センニハ蒸留水百立方センチメートル (10

(C.c.m.)ニ前記ノ稀硫酸五立方センチメートル (5c.c.m.)ヲ加ヘ熱シ煮沸スルニ至リ、之ニ「ピュレ
ット」ヲ用ヒテ過マンガン酸カリウム溶液五立方センチメートル (5c.c.m.)ヲ注加シ、更ニ暫時間
熱シタル後加熱ヲ止メ百分定規蓆酸溶液十立方センチメートル (10c.c.m.)ヲ加ヘテ褪色セシメタ
ル後、過マンガン酸カリウム溶液ヲ滴下シ、再ヒ消失セサル紅色ヲ呈スルニ至ラシム。而シテ前
後ニ費シタル過マンガン酸カリウム溶液ノ量ハ蓆酸十立方センチメートル (10c.c.m.)ニ對スル量
ナリトス。

十三、硬 度

水十萬分中ニ含有スル酸化カルチウム (CaO) 一分ヲ以テ一度トナス。内容二百立方センチメー
トル (200c.c.m.)ノ共口エルレン、マイエルホルベン」ニ檢水百立方センチメートル (100c.c.m.)ヲ
トリ、標準石鹼液ヲ「ピュレット」ヨリ滴下シ、烈シク振盪シテ五分時間消滅セサル微細ノ泡沫
ヲ生スルニ至リテ滴下ヲ止メ、消費シタル石鹼液ノ量ヨリ總硬度ヲ算出ス、總硬度六度以上ナル
トキハ永久硬度ヲ測定スヘシ。

永 久 硬 度

内容二百立方センチメートル (200c.c.m.)ノ「エルレン、マイエルホルベン」ニ檢水百立方センチ
メートル (100c.c.m.)ヲ採リ、三十分時間靜カニ煮沸シタル後放冷シテ濾過シ、濾液ヲ百立方セ

ンチメートル (100c.c.m.)ニ稀釋シタル後、前記ノ如ク石鹼溶液ニテ滴定シテ永久硬度ヲ定ム。

試 藥

(一) 石鹼原液製法

單鉛硬膏百五十グラム (150g)ヲ磁製蒸發皿ニ採リ、重湯煎上ニテ軟化シ、之ニ炭酸カリウム粉
末四十グラム (40g)ヲ加ヘ、研和シテ均等ノ物質ヲ生スルニ至リ、強度ノ「アルコホル」ヲ加
ヘ、生成セル脂肪酸カリウム」ヲ浸出シ、能ク沈澱セシメタル後濾過シ、此ノ濾液ヲ蒸發シテ
「アルコホル」分ヲ除去シタルモノヲ、五十六容量プロセント」ノ「アルコホル」ニ溶解ス。

(二) 「クロールバリウム」溶液

空氣中ニテ乾燥シタル純クロールバリウム」(BaCl₂・2H₂O) 〇・五二三グラム (0.523g)ヲ蒸餾水
ニ溶解シテ全容積ヲ一リットル (1l.)トナス。

(三) 標準石鹼液

「クロールバリウム」溶液百立方センチメートル (100c.c.m.)ニ對シ、石鹼溶液四十五立方センチメ
ートル (45c.c.m.)ヲ消費スル様、石鹼原液ヲ五十六容量プロセント」ノ「アルコホル」ヲ以テ稀
釋ス、而シテ本液四十五立方センチメートル (45c.c.m.)ハ水百立方センチメートル (100c.c.m.)中
ノ酸化カルチウム」(CaO) 十二ミリグラム (12mg)即チ硬度十二度ニ相當ス。

十四、蒸發殘渣

四六

豫メ秤量セル磁製蒸發皿ニ檢水二百五十立方センチメートル(250c.cm.)ヲトリ、重湯煎上ニ蒸發乾燥シ、之レヲ蒸氣乾燥器ニ移シ百度ノ温ニテ一時間乾燥シタルモノヲ除濕器ニ入レ冷却シテ秤量シ、更ニ蒸氣乾燥器ニテ一時間乾燥シテ秤量シ、コレヲ反覆シテ前後ノ重量ノ差異ナキニ至リ茲ニ得タル重量ヨリ蒸發皿ノ重量ヲ減シタル差ニ、四ヲ乘スル時ハ檢水一リットル(1L)中ノ蒸發殘渣量ヲ得ルモノトス。

十五、鉛

檢水三乃至四リットル(3—4L)(鉛ノ含量小ナルトキハ更ニ多量)ヲ蒸發シテ、三十立方センチメートル(30c.cm.)トナシ、之ニ「クロールアンモニウム溶液十乃至十五立方センチメートル(10—15c.cm.)」及ヒ「アンモニア水數滴ヲ加ヘ、硫化水素ヲ通シタル後數時間(出來得ヘクハ十二時間)放置シ、尙少量ノ「アンモニア水ヲ加ヘ、硫化水素ヲ通シタル後數分時間煮沸シテ濾過シ、沈澱ハ熱湯ヲ以テ數回洗滌シタル後濾紙ト共ニ蒸發皿ニ入レ稀硝酸ヲ加ヘテ煮沸シテ沈澱ヲ溶解シ再ヒ濾過洗滌シタル後、濾液及ヒ洗滌液ヲ蒸發皿ニ入レ蒸發シテ十乃至十五立方センチメートル(10—15c.cm.)ニ濃縮シ、放冷シタルモノニ硫酸五立方センチメートル(5c.cm.)ヲ加ヘテ硫酸蒸氣ノ發生スルニ至ル迄加熱ス。此ノ殘渣ヲ水ヲ以テ僅ニ潤シ、五十容量プロセント「メ」アル

「ホル」百五十立方センチメートル(150c.cm.)ヲ加ヘ、數時間(出來得ヘクハ十二時間)放置シテ硫酸鉛ヲ濾別シ、沈澱ハ五十容量プロセント「メ」アル「ホル」ヲ以テ洗滌ス。而シテ沈澱ヲ濾紙ト共ニ蒸發皿ニ入レ、醋酸アンモニウム溶液ヲ加ヘ煮沸シテ溶解シ濾過シテ、少量ノ醋酸アンモニウム「ヲ含ム熱湯ヲ以テ沈澱ヲ洗滌シ、濾液及ヒ洗滌液ヲ合シテ「ネスレル管」ニ入レ之レヲ二分シ其ノ一分ハ硫化水素水ヲ以テ處理シテ鉛ノ量ヲ概知シ、他ノ一分(若シ鉛ノ量大ナル時ハ其ノ二分ノ一、四分ノ一等)ニハ醋酸數滴並ニ硫化水素水ノ過剰ヲ加ヘテ生シタル色相ヲ含量既知ノ鉛標準液ヲ右ト同様ニ處理シテ得タル液ノ色相ト比較ス。

試 藥

- (一) 鉛ノ標準溶液、純硝酸鉛 ($Pb(NO_3)_2$) 1.6グラム (1.6g.) ヲ蒸餾水ニ溶シ全容積ヲ一リットル (1L) トス、此ノ溶液一立方センチメートル (1c.cm.) ハ鉛 (Pb) 一ミリグラム (1mg.) ヲ含ム
- (二) 鹽化アンモニウム溶液、二十五プロセント溶液。
- (三) 醋酸アンモニウム溶液、五十プロセント溶液。
- (四) アンモニア水、比重〇・九六。
- (五) 醋酸、五十プロセント「メ」モノ。
- (六) 硫化水素、

(七) 稀硝酸、

(八) 硫酸、

十六、鐵

檢水百立方センチメートル(100c.c.)ヲ採リ、蒸發乾燥シ、鐵ノ不溶性酸化物ヲ生セサル様注意シテ赤熱シ、放冷シタル後、鹽酸五立方センチメートル(5c.c.)ヲ加ヘ、蒸發皿ノ内面ヲ、ヨク濕シ、二乃至三分時間温メテ残渣ヲヨク溶解シタルモノヲ「ネスレル管ニ移シ五十立方センチメートル(50c.c.)ニ稀釋シ、必要アラハ豫メ蒸餾水ヲ以テ濕シタル濾紙ニテ濾過シ、五分ノ一定規過マンガン酸カリウム溶液三滴ヲ加ヘ、硫チアンカリウム溶液五立方センチメートル(5c.c.)ヲ加ヘヨク混和シタルモノヲ、標準液「標準鐵鹽溶液ノ〇・〇五乃至四立方センチメートル(0.05—4c.c.)ニ鹽酸五立方センチメートル(5c.c.)ヲ加ヘ、五十立方センチメートル(50c.c.)ニ稀釋シ、五分ノ一定規過マンガン酸カリウム溶液三滴及ヒ硫チアンカリウム溶液五立方センチメートル(5c.c.)ヲ加ヘテ混和シタルモノ」ト比色檢定ス。

若シ檢水ノ有機物含量小ナル時ハ檢水五十立方センチメートル(50c.c.)ニ硝酸六立方センチメートル(6c.c.)ヲ加ヘ五分時間煮沸シタル後放冷シ、五分ノ一定規過マンガン酸カリウム溶液一乃至二滴、及ヒ硫チアンカリウム溶液五立方センチメートル(5c.c.)ヲ加ヘ、標準液ト其

ノ色相ヲ比較スヘシ。但シ此際標準液ニハ鹽酸五立方センチメートル(5c.c.)ニ代フルニ硝酸六立方センチメートル(6c.c.)ヲ以テスヘシ。

過マンガン酸カリウム及ヒ酸ハ「クロール」含量大ナル水ニ於テハ鹽素ヲ遊離シテ黄色ヲ呈セシムルガ故ニ檢水ハ先ツ適當ニ稀釋スル必要アリ。

尙過マンガン酸カリウム「ヲ過剰ニ加フル時ハ鹽素ト作用シテ同様ノ惡結果ヲ齎スモノトス。

鹽酸及ヒ硫チアンカリウム溶液ノ容積ハ可及的精密ナルヲ要スコレ鹽酸ノ過剰ハ色相ヲ淡クシ

硫チアンカリウム溶液ノ過剰ハ色相ヲ濃厚ナラシムルカ故ナリ。

試 藥

(一) 標準鐵鹽溶液

純粹ナル硫酸酸化鐵アンモニウム $[\text{NH}_4\text{Fe}(\text{SO}_4)_2 \cdot 12\text{H}_2\text{O}]$ 〇・八六三グラム (0.863g.) 「或ハ硫酸酸化鐵カリウム $[\text{KFe}(\text{SO}_4)_2 \cdot 12\text{H}_2\text{O}]$ ナラハ (濾紙間ニ壓シテ充分濕氣ヲ除キタルモノ) 〇・九〇一グラム (0.901g.)」ヲトリ稀鹽酸二十立方センチメートル (20c.c.) ヲ加ヘテ蒸餾水ニ溶解シ全容積ヲ一リットル (1L) トナス。

本液一立方センチメートル (1c.c.) ニ 〇・一ミリグラム (0.1mg.) ノ鐵ヲ含有ス。

(二) 硫チアンカリウム溶液

(二) 硫チアンカリウム₂ノ結晶二十グラム (20g)ヲ蒸留水ニ溶解シ、全容積ヲ一リットル(1L)トナス。

(三) 稀鹽酸

比重一・一ノモノニシテ約二十プロセントノ「クロール水素ヲ含ムモノ。

(四) 五分ノ一定規過マンガン酸カリウム溶液

過マンガン酸カリウム₂六・六グラム (6.6g)ヲ蒸留水ニ溶解シ、全容積ヲ一リットル(1L)トナス。

(五) 鹽酸

(六) 硝酸

十七、本法、五ノ(イ)、(ロ)、八、九ノ(ロ)、十ノ(ロ)十一、十三、十五及ヒ十六ハ必要ニ應シテ施行スルモノトス。
但シ毎年源水及ヒ濾過水ニ就キテハ全試験ヲ施スヘシ。

第三 細菌學的試驗

試驗法

一、試験用器具

イ、採水壺

細菌試験用採水壺ハ密接スル磨合セタル硝子栓ヲ有スルモノニシテ、充分ニ洗滌シ紙ヲ以テ包ミタル後滅菌ス。尙運搬ニハ適當ノ函ニ入ルヘシ。

ロ、ピペット

ハ、稀釋用壺

ニ、ペトリ氏シヤレ、直径九センチメートル (9cm)ニシテ底部ハ可及的平坦ナルヘシ。

ホ、酸酵管

ニ、培養基の材料

イ、肉越幾斯

ロ、ペプトン

ハ、糖類

ニ、寒天

ホ、膠質

リトビヒ氏肉越幾スヲ用フ。
照内「ペプトン」其他同一ノ結果ヲ與フルモノナラハ他ノ「ペプトン」ヲ用フルモ可ナリ。
最モ純良ナルモノヲ用フ。
使用スル寒天ハ良質ノモノヲ用フ。
使用スル膠質ハ淡色ニシテ防腐劑ヲ含マス膠質培養基ノ融點ハ二十五度或ハ其以上ノモノトス。

へ、一般藥品 其他培養基ニ用フル他ノ藥品ハ總テ化學的ニ純粹ナルモノヲ得ル様特別ノ努力ヲ要ス。

三、培養基の調製

イ、寒天培養基

「リービヒ」氏肉越幾斯十分、食鹽五分、ペプトン十分、並ニ寒天十五分ヲ水千分ト共ニ、コルベシニ入レ「アウトクラフ」ニテ百三十度ニ加熱溶解セシメ、反應ヲ中性若クハ微弱アルカリ性(標示藥ハ「ロソール酸ヲ用フ」ニ調整シテ、六十度以下ニ冷却シタル時、卵白二個ヲ加ヘテ充分攪拌シテ再ヒ「アウトクラフ」ニテ百三十度ニ加熱シ後濾過シテ得タル澄明液ヲ滅菌試験管ニ分チ綿栓ヲ施シ、更ニ「アウトクラフ」ニテ消毒ヲ行フ。

「リービヒ」氏肉越幾斯ノ代リニ、牛肉煎汁ヲ用フルモ可ナリ、其ノ製法左ノ如シ。

牛肉五百グラム(500g)ヲ取り腱及脂肪ヲ去リ之ヲ細剉シテ「コルベン」ニ入レ、一リートル(1l)ノ水ヲ注キ直チニ重湯煎又ハ「コッホ」氏蒸氣消毒釜ニテ一乃至三時間煮沸シテ後濾過シ液量減少セル時ハ更ニ水ヲ加ヘテ一リートル(1l)トナス。

ロ、膠質培養基

肉越幾斯十分、食鹽五分、及ヒ「ペプトン」十分ヲ水千分ト共ニ鍋ニ容レ、次ニ秤量前一時間百

五度ニテ乾燥シタル膠質百乃至二百五十グラム(100-250g)ヲ加ヘテ六十五度ニテ膠質カ全部溶解スルマテ徐々ニ熱シ消失シタル蒸發水量ヲ補足シ、反應ヲ中性或ハ微弱アルカリ性(標示藥ハ「ロソール酸ヲ用フ」トナシ、之レヲ澄明ニナルマテ濾過シ、次テ滅菌試験管ニ分チ更ニ之レヲ三白間三十分宛「コッホ」氏蒸氣消毒釜ニテ滅菌ス。(或ハ「アウトクラフ」ニテ十五ポンド(百二十度)ノ壓ニテ十五分間滅菌ス。

四、檢水の採酌及保存

檢水ハ必ラス滅菌採水壘ニ採リ、採酌後可及的早ク試験スヘシ。

採酌位置ニ於テ培養ヲ實行シ能ハサル場合ニハ、可檢水ヲ氷ヲ詰メタル冷器内ニ保存スヘシ。但シ此ノ場合ト雖モ三時間ヲ超過スヘカラス。

五、平板培養法

聚落數檢査ニ用フル平板培養ニハ寒天培養基又ハ膠質培養基ヲ用フ、但シ使用シタル培養基ノ種類ハ備考欄ニ記スヘシ。

六、濾過水ハ各一種ニツキ一立方センチメートル(1c.c.)宛二個ノ「ペトリー」氏皿ニ注キ、之レニ豫メ溶解シタル四十五度内外ノ寒天又ハ膠質培養基ヲ加ヘ、靜カニ動搖シテ能ク混和セシム。源水又ハ沈澱池ノ水ニシテ、細菌含量多數ナルモノハ殺菌水ヲ以テ適宜稀釋シ、然ル後培養ヲ行

フモノトス。

培養温度ハ寒天培養基ナルトキハ攝氏三十七度、膠質培養基ナルトキハ二十度トス。

六、聚落數計算法

イ、聚落數ノ計算ハ寒天平板ノ場合ハ、培養後二十四時間、膠質平板ノ場合ハ四十八時間ニ於テモ但シ本文以上ノ時間ヲ經過シタル時ハ其ノ旨ヲ備考欄ニ記スヘシ。

ロ、聚落多數ニシテ、各個ノ計算困難ナルトキハ平均法ヲ用フルコトアルヘシ。

ハ、絲狀菌ノ聚落ハ加算セス。

附

大腸菌試驗法

大腸菌ハ乳糖ヲ分解シテ瓦斯ヲ發生シ、且ツ固形培養基上ニテ好氣的ニ生育スル所ノ無芽胞性桿菌ヲ包含スルモノトス、本試験ニ要スル培養基及ヒ其ノ製法左ノ如シ。

イ、遠藤氏培養基

三プロセント(3%)ノ中性寒天培養基千立方センチメートル(1000c.c.m.)ニ十プロセント(10%)炭酸ナトリウム液、十立方センチメートル(10c.c.m.)ヲ加ヘテ「アルカリ性トナシ、次テ純良ナル乳糖十グラム(10g)「フクシン」ノ酒精飽和液五立方センチメートル(5c.c.m.)ヲ加ヘ然ル後新製シタル十プロセント(10%)無水亞硫酸「ナトリウム液二十五立方センチメートル(25c.c.m.)

ヲ加ヘテ微カニ淡紅色トナシ、「コッホ」氏蒸氣消毒釜ニテ消毒シ、或ハ滅菌試験管ニ十立方センチメートル(10c.c.m.)宛注キ、或ハ滅菌「ペトリ」氏皿ニ注キテ平板トナシ、固定後逆轉シテ冷暗處ニ貯フヘシ。

ロ、乳糖加「ペプトン」水

「ペプトン」十分、食鹽五分、ヲ水千分ニ溶解シ、之レヲ「アフトラフ」ニテ滅菌シテ反應ヲ中性トナシ、冷後〇・五プロセント(0.5%)ノ乳糖ヲ加ヘ各十立方センチメートル(10c.c.m.)宛試験管ニ分與シ「アフトラフ」ニテ十五「ボンド」ニ十五分、又ハ「コッホ」氏蒸氣消毒釜ニテ

三、三十分宛三日間消毒ス。

一、遠藤氏寒天平板培養法

檢水一立方センチメートル(1c.c.m.)ヲ「ペトリ」氏皿ニ注キ豫メ溶解シタル遠藤氏寒天培養基ヲ加ヘ、靜カニ動搖シテ能ク混和セシム。

培養温度及ヒ聚落數計算ハ前記ニ從フ、但シ聚落ハ遠藤氏寒天培養基ヲ赤變スルモノノ中大腸菌トシテノ其他ノ性質ヲ具備スルモノノミヲ計算スヘシ。

二、推定試験

イ、醱酵管ニ檢水ノ適當量ヲ容レ次ニ檢水ノ少クトモ三倍量ノ乳糖加「ペプトン」水ヲ加フ。

ロ、是等ノ醱酵管ヲ三十七度ニ於テ四十八時間培養シ、二十四時間、四十八時間毎ニ檢シ、瓦斯發

生量ヲ記スヘシ、其ノ記入ノ要項ハ次ノ如シ。

1、瓦斯發生ノ有無

2、閉管部ノ十プロセント(10%)以下ノ瓦斯發生量、

3、閉管部ノ十プロセント(10%)以上ノ瓦斯發生量、

ハ、二十四時間以内ノ瓦斯發生量カ酸酵管ノ閉管部ノ十プロセント(10%)以上ナル時ハ推定試験陽性ナリトス。

ニ、二十四時間ニテ瓦斯發生量皆無ナルカ、或ハ十プロセント(10%)以下ナレハ更ニ二十四時間培養ヲ持續ス。

ホ、四十八時間培養後瓦斯發生ナキ場合ハ試験ハ陰性ナリトス。

三、部分的確定試験

イ、四十八時間培養後檢水ノ最少量ヨリ瓦斯發生ヲ示ス所ノモノニツキ、遠藤氏培養基ニテ平板培養ヲ作ル。例ヘハ試験ニ用ヒタル水ノ量カ十立方センチメートル(10ccm.)一立方センチメートル(1ccm.)〇・一立方センチメートル(0.1ccm.)ナル時瓦斯ノ發生カ十立方センチメートル(10ccm.)一立方センチメートル(1ccm.)ノモノニ於テ發生シ、〇・一立方センチメートル(0.1ccm.)ニ發生セサル時ハ此ノ試験ハ只一立方センチメートル(1ccm.)ノモノニツキ行フ。

ロ、平板ハ三十七度、十八乃至二十四時間培養ス。

ハ、此ノ時間内ニ平板上定型の赤變聚落ヲ見ル時ハ部分的確定試験ハ陽性ナリトス。

ニ、併シ二十四時間以内ニ定型の聚落カ現ハレサル場合ト雖モ、必ラスシモ陰性ナリト決定スルヲ得ス、何トナレハ大腸菌ハ遠藤氏培養基ニ於テ其ノ出現カ徐々ナル事アルヲ以テナリ。斯カル場合ハ次ノ試験ヲ行フヘシ。

四、完全試験

イ、前二項ノ遠藤平板培養ヨリ定型の聚落ヲ少クトモ、二個鈞菌シ、各々寒天斜面及ヒ乳糖肉汁酸酵管培養ヲ行フ。

ロ、前二項ニ於ケル二十四時間以内ニ遠藤氏平板上ニ定型の聚落ヲ生セサル場合ハ更ニ二十四時間培養シ、然ル後例ヒ定型のノモノナラストモ、最モ大腸菌ニ近キ聚落ヲ少ナクトモ、二個鈞菌シテ寒天斜面ト乳糖肉汁酸酵管試験ヲ行フ。

ハ、斯クシテ接種シタル乳糖肉汁酸酵管ハ瓦斯發生カ生スル迄培養シ(但シ四十八時間ヲ超過スル要ナシ)寒天斜面ハ三十七度、四十八時間培養ス。乳糖肉汁ニ於テ瓦斯ヲ發生シ、且ツ顯微鏡的試験ノ結果無芽胞性桿菌ヲ證明スル時ハ陽性、然ラサル場合ハ試験ノ結果ハ陰性ナリトス。

第九、水質試験表、(其ノ一濾過水質試験成績)

第十、源水濾過水比較試験成績、(其ノ二各種水質試験成績)

第十一、水ニ因スル三病比較表、

從來ノ通
從來ノ通
從來ノ通

第十二、左表ノ如ク改ム、

(水道名)		(十二) 水質完全分析成績										年月日		
検査種類	季節 月日	源 水					濾 過 水					平均	平均	平均
		春	夏	秋	冬	平均	春	夏	秋	冬	平均			
試験	温度													
	濁度													
	色													
	臭													
	反應													
	クロール													
	硫酸 (SO ₂)													
	硝酸 (N ₂ O ₅)													
	亞硝酸 (N ₂ O ₃)													
	アムモニア性窒素													
	蛋白質窒素													
	過マンガン消費量													
	硬度													
	蒸發殘渣													
	鉛 (Pb)													
	鐵 (Fe)													

● 上水道職工工夫取締同盟規約 (大正二年第十回上水協議會ニ於テ修正決議)

- 第一條 上水協議會ニ加盟セル各應相互ノ便益ヲ謀ル爲上水工事ニ使役スル職工工夫ニ關シ本同盟規約ヲ締結ス
- 第二條 本規約ニ於テ職工工夫ト稱スルハ鐵工、鉛工其ノ他ノ職工工夫ヲ云フ
- 第三條 同盟各應ハ職工工夫ノ需用又ハ不用ニ關シ相互通知ヲ以テ融通上ノ利便ヲ謀ルノ義務ヲ有ス
- 第四條 從前他ノ同盟應ニ於テ使役シタル職工工夫ヲ備使セントスルトキハ最近使役應ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス但シ一箇年間ヲ經過シタルモノハ此ノ限ニアラス
- 第五條 不都合ノ行爲アリタル職工工夫ヲ解僱シタルトキハ同盟各應ハ互ニ即時通知スルノ義務ヲ有ス但シ本條ノ職工工夫ハ滿一箇年間各應ニ於テ使役スルコトヲ得ス
- 第六條 同盟應ヨリ職工工夫需用ノ通知ヲ受ケタルトキハ其需用ヲ充タシタル後ニアラサレハ同盟應以外ノ需用ニ應スルコトヲ得ス
- 第七條 他ノ同盟應ニ就職中ノ職工工夫ヲ採用セシコトヲ發見シタルトキハ直チニ解僱スヘシ
- 第八條 同盟各應ニ於テ職工工夫ノ待遇上ニ關シ設定セル規定(内規ヲ含ム)ハ互ニ通知スヘシ
- 第九條 同盟應ニシテ本規約ニ違背ノ行爲アリタルトキハ其關係應又ハ之ヲ知リタル應ヨリ上水協議會ニ報告シ其ノ處分方ノ決議ヲ請求スルモノトス

上水協議會ノ機關

昭和元年十二月末日現在

大正十四年十月第二十二回
上水協議會ニ於テ改選重任

上水協議會理事 東京市長 西久保弘道

東京市助 役 大西一郎

輔佐 同 收入役 見山正賀

同 水道局長 小川織三

上水協議會職員

大正十年十二月二十一日囑託 上水協議會主事 東京市主事 大堀佐内

大正十三年一月二十九日囑託 同 書記 同主事 荒牧練太郎

大正十一年十一月十日囑託 同 書記 同事務員 原田與作

大正十四年四月十八日任命 同 書記 同 鈴木茂

大正十三年一月二十九日囑託 同 書記 東京市雇 西岡義男

大正十五年六月十六日任命 同 書記 同 石瀬與作

昭和二年度上水協議會歲入出豫算 (第二十三回上水協議會議決)

歲入

一金壹萬參千七百五拾參圓也 歲入豫算總額

歲出

金一壹萬參千七百五拾參圓也 歲出豫算總額

差引殘金ナシ

昭和二年度上水協議會歲入出豫算

歲入

科	款	項目	豫算		附記
			豫算額	種別及箇數單位金額	
上水協議會	費收入	一 會費收入	一三、三六九	一 會費收入	
		二 利子收入	七〇〇	二 預金利子收入	
		三 雜收入	七四	三 印刷物實費配付收入	
			一三、七五三		

歲出

科	款	項目	豫算		附記
			豫算額	種別及箇數單位金額	
上水協議會	費	一 事務費	九、九七〇	一 給料	書記員給月俸三人平均八〇
		二 會議費	三、三六五	二 雜給	手當旅費並舟車馬賃
		三 豫備費	四一八	三 需用費	備品消耗品通信及郵送
				四 雜費	印刷
				五 諸手當	
				六 消耗品	
				七 諸費	
				八 雜費	
				九 雜費	
				十 雜費	
				十一 雜費	
				十二 雜費	
				十三 雜費	
				十四 雜費	
				十五 雜費	
				十六 雜費	
				十七 雜費	
				十八 雜費	
				十九 雜費	
				二十 雜費	
				二十一 雜費	
				二十二 雜費	
				二十三 雜費	
				二十四 雜費	
				二十五 雜費	
				二十六 雜費	
				二十七 雜費	
				二十八 雜費	
				二十九 雜費	
				三十 雜費	
				三十一 雜費	
				三十二 雜費	
				三十三 雜費	
				三十四 雜費	
				三十五 雜費	
				三十六 雜費	
				三十七 雜費	
				三十八 雜費	
				三十九 雜費	
				四十 雜費	
				四十一 雜費	
				四十二 雜費	
				四十三 雜費	
				四十四 雜費	
				四十五 雜費	
				四十六 雜費	
				四十七 雜費	
				四十八 雜費	
				四十九 雜費	
				五十 雜費	
				五十一 雜費	
				五十二 雜費	
				五十三 雜費	
				五十四 雜費	
				五十五 雜費	
				五十六 雜費	
				五十七 雜費	
				五十八 雜費	
				五十九 雜費	
				六十 雜費	
				六十一 雜費	
				六十二 雜費	
				六十三 雜費	
				六十四 雜費	
				六十五 雜費	
				六十六 雜費	
				六十七 雜費	
				六十八 雜費	
				六十九 雜費	
				七十 雜費	
				七十一 雜費	
				七十二 雜費	
				七十三 雜費	
				七十四 雜費	
				七十五 雜費	
				七十六 雜費	
				七十七 雜費	
				七十八 雜費	
				七十九 雜費	
				八十 雜費	
				八十一 雜費	
				八十二 雜費	
				八十三 雜費	
				八十四 雜費	
				八十五 雜費	
				八十六 雜費	
				八十七 雜費	
				八十八 雜費	
				八十九 雜費	
				九十 雜費	
				九十一 雜費	
				九十二 雜費	
				九十三 雜費	
				九十四 雜費	
				九十五 雜費	
				九十六 雜費	
				九十七 雜費	
				九十八 雜費	
				九十九 雜費	
				一百 雜費	

(参考)

大正十五年九月十七日提出

上水協議會理事

東京市長 伊澤多喜男

上水協議會豫算對照表

大正十五年
昭和二年

歲入

豫算項目	大正十五年 昭和元年	昭和二年	大正十五年 昭和元年 シ増減(△)	明
一、會費收入	10,966	12,269	1,303	本項ノ増加ハ會員九箇所増加シタルト會員中給水開始ニ伴フ負擔額ノ増加アリタルニ由ル
二、利子收入	533	700	167	本項ノ増加ハ積立金及本年度豫算増加ニ對スル利子ヲ見込ミタルニ由ル
三、雜收入	435	764	329	本項ノ増加ハ印刷物實費配付部數ノ増加ヲ見込ミタルニ由ル
計	11,934	13,733	1,799	

歲出

一、事務費	8,430	9,970	1,540	本項ノ増加ハ職員一名増員ニ對スル給料ニ由ル
二、會議費	3,210	3,365	155	本項ノ増加ハ速記者手管中旅費ヲ増額シタルニ由ル
三、豫備費	402	418	16	
計	12,042	13,753	1,711	

計	11,934	13,733	1,799
---	--------	--------	-------

大正十五年 昭和二年 加盟各所負擔額對照表

級別	大正十五年 昭和元年	昭和二年	大正十五年 昭和元年 シ増減(△)	備考
一級(新設又ハ工事 中)	292,000	288,830	3,170	
二級	269,500			
三級		222,630		
四級				
五級	202,340	200,560	1,780	
六級	135,080	134,360	720	
七級	179,930	178,490	1,440	
八級	157,500	156,430	1,070	
九級	135,080	134,360	720	九級中七箇所ハ一一二二〇トス
十級	101,480	101,360	120	
計	90,330	90,330	0	

松本	上諏訪	上野市	長谷町	谷村町	津府	甲府	熱海	奈良	宇都宮	水戸	沼田	高崎	新潟	佐世保	長崎	西宮	尼崎	上水	川崎	横須賀	
市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市
一三、八〇五	四、一六七	六、三九三	一三、三五〇	一、五六五	一〇、四三六	一五、一四八	一、七三〇	九、七二五	一五、一七四	九、四五九	二、四四八	九、六三三	二、六七六	一八、三四三	三九、一八六	七、三八三	九、五〇一	一五、五七五	四二、九八三	一七、八二五	
八	九	八	八	八	八	八	九	八	九	九	九	八	八	七	九	九	九	八	八	八	
			△																		
三〇	一〇	三〇	三〇	一〇	一五	三〇	一〇	三〇	三〇	三〇	一〇	三〇	三〇	三〇	四〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	
六八・一六一	六八・一六一	六八・一六一	六八・一六一	六八・一六一	六八・一六一	六八・一六一	六八・一六一	六八・一六一	六八・一六一	六八・一六一	六八・一六一	六八・一六一	六八・一六一	六八・一六一	六八・一六一	六八・一六一	六八・一六一	六八・一六一	六八・一六一	六八・一六一	
六八・一九九	三三・〇六九	四四・二二九	六六・一九九	三三・〇六九	三三・〇九九	六六・一九九	三三・〇六九	四四・二二九	六六・一九九	四四・二二九	三三・〇六九	四四・二二九	六六・一九九	八八・二六九	六六・一九九	四四・二二九	四四・二二九	六六・一九九	六六・一九九	六六・一九九	
一三四・三六〇	九〇・三三〇	一一二・三九〇	一三四・三六〇	九〇・三三〇	一〇一・三三〇	一三四・三六〇	九〇・三三〇	一三四・三六〇	一一二・三九〇	一三四・三六〇	一一二・三九〇	一三四・三六〇	一一二・三九〇	一五六・四三〇	一三四・三六〇	一三四・三六〇	一三四・三六〇	一三四・三六〇	一三四・三六〇	一三四・三六〇	

堺	峰	澁	八	室	釧	小	函	名	横	神	大	京	東
市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市
二四、四二七	九〇三	二一、一七七	九、一七九	一〇、〇五〇	八、四六三	二六、五五〇	三三、〇三三	一六三、八四〇	九五、三四七	一三六、四一九	四八〇、六八三	一三三、二七三	四二九、八五三
八	八	九	八	九	八	七	四	六	五	一	五	一	一
		△		△									
三〇	一〇	三〇	一〇	三〇	一〇	三〇	四〇	七〇	五〇	六〇	一〇〇	六〇	一〇〇
六八・一六一	六八・一六一	六八・一六一	六八・一六一	六八・一六一	六八・一六一	六八・一六一	六八・一六一	六八・一六一	六八・一六一	六八・一六一	六八・一六一	六八・一六一	六八・一六一
六八・一九九	三三・〇六九	六六・一九九	三三・〇六九	三三・〇六九	六六・一九九	三三・〇六九	三三・〇六九	六六・一九九	八八・二六九	一五四・四六九	一〇一・三三九	一三三・三九九	三三〇・六六九
一三四・三六〇	九〇・三三〇	一一二・三九〇	一三四・三六〇	九〇・三三〇	一三四・三六〇	一一二・三九〇	一三四・三六〇	一三四・三六〇	一三四・三六〇	一七四・四九〇	二二二・六三〇	一五六・四三〇	一三四・三六〇

昭和二年度上水協議會會費負擔額調 (△印ハ計畫又ハ工事中)

和歌山	德島	宇和島	高松	高知	福岡	大牟田	門司	小倉	若松	飯塚	別府	佐賀	熊本	鹿兒島	那覇	關東	南滿洲鐵道株式會社	臺灣總督府	朝鮮總督府	
二一、五〇三	一六、一六四	八、二四五	一五、九一八	一四、二二三	二五、八〇〇	一三、八六四	一九、七二〇	一〇、四九三	一〇、一六九	六、三六〇	七、六五〇	六、〇二八	二八、三八一	二二、五九九	一四、七〇〇					
八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	九	九	八	八	八	一	一	一	一	一
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
六八・一六一	六八・一六一	六八・一六一	六八・一六一	六八・一六一	六八・一六一	六八・一六一	六八・一六一	六八・一六一	六八・一六一	六八・一六一	六八・一六一	六八・一六一	六八・一六一	六八・一六一	六八・一六一	六八・一六一	六八・一六一	六八・一六一	六八・一六一	六八・一六一
六六・一九九	六六・一九九	六六・一九九	六六・一九九	六六・一九九	六六・一九九	六六・一九九	六六・一九九	六六・一九九	六六・一九九	六六・一九九	六六・一九九	六六・一九九	六六・一九九	六六・一九九	六六・一九九	六六・一九九	六六・一九九	六六・一九九	六六・一九九	六六・一九九
一三四・三六〇	一三四・三六〇	一三四・三六〇	一三四・三六〇	一三四・三六〇	一三四・三六〇	一三四・三六〇	一三四・三六〇	一三四・三六〇	一三四・三六〇	一三四・三六〇	一三四・三六〇	一三四・三六〇	一三四・三六〇	一三四・三六〇	一三四・三六〇	一三四・三六〇	一三四・三六〇	一三四・三六〇	一三四・三六〇	一三四・三六〇

仙臺	鹽山	郡山	平島	福島	青森	山形	秋田	福井	鳥取	松江	岡敷	倉島	廣島	吳島	尾道	福山	下關
二七、五四三	二、四一五	七、九九三	四、六二〇	七、四四九	一一、三二五	一〇、〇四二	七、五二〇	一四、二二九	六、八八〇	九、二四〇	二七、五三三	三、二二九	四五、六〇一	二八、四二九	六、四四六	七、六四八	一八、八〇五
八	九	九	八	八	八	八	八	九	九	八	七	八	八	九	九	九	八
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
六八・一六一	六八・一六一	六八・一六一	六八・一六一	六八・一六一	六八・一六一	六八・一六一	六八・一六一	六八・一六一	六八・一六一	六八・一六一	六八・一六一	六八・一六一	六八・一六一	六八・一六一	六八・一六一	六八・一六一	六八・一六一
六六・一九九	六六・一九九	六六・一九九	六六・一九九	六六・一九九	六六・一九九	六六・一九九	六六・一九九	六六・一九九	六六・一九九	六六・一九九	六六・一九九	六六・一九九	六六・一九九	六六・一九九	六六・一九九	六六・一九九	六六・一九九
一三四・三六〇	九〇・三三〇	一一三・三〇〇	九〇・三三〇	一一三・三〇〇	一一三・三〇〇	一一三・三〇〇	一一三・三〇〇	一一三・三〇〇	一一三・三〇〇	一一三・三〇〇	一一三・三〇〇	一一三・三〇〇	一一三・三〇〇	一一三・三〇〇	一一三・三〇〇	一一三・三〇〇	一一三・三〇〇

加盟所名	大正十四年 末現在戸數	級別	按分率	半額均分額	按分額	合計負擔額
京城府	六七、五三〇	六	五	六八・一六一	一〇・三三九	一七八、四九〇
小田原電氣鐵道株式會社	一〇八	六	一〇	六八・一六一	二二・〇六九	九〇、三三〇
江戸川上水町組合	一三九、五三九	五	六	六八・一六一	一三三、三九九	二〇〇、五六〇
玉川水道株式會社	九三、五一	六	五	六八・一六一	一〇・三三九	一七八、四九〇
九龜市	六、一八四	九	〇	六八・一六一	四四・一三九	一三、二九〇
宇部市	一四、七九三	八	一五	六八・一六一	三三、〇九九	一〇一、二六〇
久留米市	一五、二〇六	八	一五	六八・一六一	三三、〇九九	一〇一、二六〇
濱松市	一八、二七六	八	一五	六八・一六一	三三、〇九九	一〇一、二六〇
高田市	五、五四	九	〇	六八・一六一	四四・一三九	一一、二九〇
米子町	六、一九七	九	〇	六八・一六一	四四・一三九	一一、二九〇
元山町	七、〇〇五	九	〇	六八・一六一	四四・一三九	一一、二九〇
目黒町	一〇、〇〇三	八	〇	六八・一六一	四四・一三九	一一、二九〇
高砂町	二、五三五	八	〇	六八・一六一	二二・〇六九	九〇、三三〇
釜山府	二、九〇三	八	〇	六八・一六一	二二・〇六九	九〇、三三〇
荒玉水道町村組合	一三、七八〇	五	〇	六八・一六一	六六・一九九	一三四、三三〇
仁川府	一三、三八九	五	〇	六八・一六一	六六・一九九	一三四、三三〇
長岡市	九、九九六	八	〇	六八・一六一	六六・一九九	一三四、三三〇
前橋市	一四、四九九	九	〇	六八・一六一	三三、〇九九	一〇一、二六〇

計九十箇所
二、七六〇
六、一三四、四九〇
六、一三四、五一〇
一三、二六九、〇〇〇

上水協議會財産目錄 (大正十四年度末現在)

一、準備積立金

- 金七千參百參拾壹圓貳拾六錢
- 金壹千參百貳拾四圓七拾四錢
- 金壹千六百拾五圓四拾參錢
- 金八百四拾六圓六拾九錢
- 金參千五百四拾四圓四拾錢
- 大正十一年度積立金
- 大正十二年度積立金
- 大正十三年度積立金
- 大正十四年度積立金

二、備品

品名	數量	價格	摘要
手提金庫	一個	一三、六〇〇	
膳寫版	二組	六七、〇〇〇	

品名	數量	價格	摘要
書類戸棚	三組	二五・〇〇〇	
印箱	一個	三・二〇〇	
肉池(朱肉共)	一個	三・四五〇	
日附印	一組	一三・〇〇〇	
木印	理事印外 一〇個	九・五五〇	
コムパス	一個	四・二〇〇	
分割器	一個	二・〇〇〇	
三角定規	一組	一・七〇〇	
ホツチキス (自動紙繰器)	一個	一九・三〇〇	
珈琲茶碗(皿匙付)	二組	二・八〇〇	
計		三七三・八〇〇	

三、消耗品

品名	數量	價格	摘要
上水道統計及報告第一號	三〇部	三〇・〇〇〇	
同 第二號	三七部	一一・〇〇〇	
同 第三號	九部	八・八三〇	
同 第四號	四四部	一三八・一六〇	
同 第五號	四六部	一〇五・八〇〇	
同 第六號	四〇部	一四〇・八〇〇	
同 第七號	七四部	二六・〇〇〇	
第十九回上水協議會議事録	一七部	五三・五五〇	
第二十回上水協議會議事録	五三部	二九・二五〇	
第二十一回上水協議會議事録	八四部	一四七・〇〇〇	
協定水道用鑄鐵管規格書	五〇六部	一、三三九・七〇〇	
郵便はかき	一二四枚	一・八六〇	
郵便切手一錢	一三〇枚	一・三〇〇	

品名	數量	價格	摘要
同 二錢	四三枚	・八六 ^円	
同 三錢	七〇枚	・二〇〇	
同 五錢	一〇九枚	五・四五〇	
同 十錢	五枚	・五〇〇	
同 二十錢	一枚	・二〇〇	
計		二、八〇一・三五〇	

大正十四年度上水協議會歲入出決算 (第二十三回上水協議會議決)

歲入

一金貳萬八千五百五拾壹圓八拾四錢

歲入決算高

歲出

一金壹萬貳千參百拾參圓拾錢

經常部決算高

一金四千五百六拾參圓七拾貳錢

臨時部決算高

合計金壹萬六千八百七拾六圓八拾貳錢

歲入出差引

殘金壹萬壹千六百七拾五圓貳錢

內

金八千壹百參拾圓六拾貳錢

內

金貳千壹百九拾四圓參拾四錢

金五千九百參拾六圓貳拾八錢

差引殘金參千五百四拾四圓四拾錢

翌年度へ繰越高

經常部繰越額

臨時部繰越額

大正十四年度剩餘金

大正十四年度上水協議會歲入出決算

歲入

(△印ハ不足ヲ示ス)

科 目	種 目	種別及箇數	位	金額	預算	決算	超過又ハ不足	明 要
一 上水協議會費收入	一 會費收入	第二十一回上水協議會議決	円	10,400,000	10,400,000	10,400,000	0	本項ノ超過セシハ會費未納ノ超過所(熱海町、アサヒ、宇部、久留米、高松、濱松、米子)アリタルニ因リ
	二 利子收入	一 預金利息	円	3,000,000	3,000,000	3,000,000	0	本項ノ超過セシハ積立金ノ増加セリトシ、由リテ、豫定額多カリシニ由リ
	三 雜收入	一 印刷配物 二 實費配物 三 過年度會費收入	円	9,912,000	9,912,000	9,912,000	0	本項ノ超過セシハ、由リテ、豫定額多カリシニ由リ、由リテ、豫定額多カリシニ由リ
二 繰越金	一 前年度繰越金		円	5,632,100	5,632,100	5,632,100	0	
歳入合計				21,974,100	21,974,100	21,974,100	0	

歲出

經常部

(△印ハ超過ヲ示ス)

科 目	種 目	種別及箇數	位	金額	預算	決算	超過又ハ不足	明 要
一 上水協議會費	一 給料	第二十一回上水協議會議決	円	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	本項ノ超過セシハ、由リテ、豫定額多カリシニ由リ
	二 雜給		円	9,912,000	9,912,000	9,912,000	0	本項ノ超過セシハ、由リテ、豫定額多カリシニ由リ
	三 需用費		円	5,165,000	5,165,000	5,165,000	0	本項ノ超過セシハ、由リテ、豫定額多カリシニ由リ
	四 雜費		円	10,000	10,000	10,000	0	本項ノ超過セシハ、由リテ、豫定額多カリシニ由リ
一事務費				7,423,000	7,423,000	7,423,000	0	
歳入合計				21,974,100	21,974,100	21,974,100	0	

款	項	種	預算額		附	記	明
			前年度	本年度			
三	豫備費	一	前年度	五七〇〇	種別及箇數	位	摘要
			本年度	〇			
			超過又ハ不足	五七〇〇			
			種別及箇數				
			位				
二	會議費	一	前年度	二,一三〇〇〇	種別及箇數	位	摘要
			本年度	二,三三六二六			
			超過又ハ不足	六三八四			
			種別及箇數				
			位				
二	諸手當	一	前年度	一,〇〇〇〇〇	種別及箇數	位	摘要
			本年度	六五〇〇〇			
			超過又ハ不足	三五〇〇〇			
			種別及箇數				
			位				
二	印刷費	一	前年度	二〇〇〇〇	種別及箇數	位	摘要
			本年度	一三六三三			
			超過又ハ不足	六三三			
			種別及箇數				
			位				
二	消耗品	一	前年度	一〇〇〇〇	種別及箇數	位	摘要
			本年度	四〇五			
			超過又ハ不足	五九五			
			種別及箇數				
			位				
二	雜費	一	前年度	一五〇〇〇	種別及箇數	位	摘要
			本年度	一五〇八一			
			超過又ハ不足	八一			
			種別及箇數				
			位				
經常部計			二六,七五五	二八,一三三			

歲出臨時部

款	項	種	預算額		附	記	明
			前年度	本年度			
一	上水協	第二十一回上水協議會ニ於テ議決	前年度	四,五六三	種別及箇數	位	摘要
			本年度	五,九三二			
			超過又ハ不足	一,三六九			
			種別及箇數				
			位				
一	事務費	一	前年度	四,五六三	種別及箇數	位	摘要
			本年度	五,九三二			
			超過又ハ不足	一,三六九			
			種別及箇數				
			位				
歲出合計			八,五九五	十一,八六四			

本項ノ剩餘ヲ生セシハ本年度内ニ調査完了セサリシニ由ル

本項ノ剩餘ヲ生セシハ第五目ヲ除クノ外各目ニ於テ豫定額ヲ要セサリシニ由ル

臨時部計	一〇,五〇〇〇〇	四,五六三	五,九三二
歲出合計	一〇,五〇〇〇〇	八,五九五	十一,八六四

大正十五年九月十七日提出

上水協議會理事
東京市長 伊澤多喜男

水道統計

第一、工事、工費並規模

【備考】計畫又ハ工事中ノモノハ「工費」欄ニ豫算ヲ掲ク

水道名	起工年月	竣工年月	工費 (四捨五入)	水 人定 口給	日給 水量 (一人一日) リットル	備 考
東京市	創 第一回擴張同 第二回擴張同 第三回擴張同 第四回擴張同	明治二十五年十二月 三十九年三月 三十八年八月 四十二年三月 四十四年三月 十四年三月	七、三〇〇、〇〇〇 九、三三三、〇〇〇 七、〇〇〇、〇〇〇 二、四〇〇、〇〇〇 二、四〇〇、〇〇〇 三、五二八、七五〇 三、五二八、七五〇 三、六九八、八五五 三、六九八、八五五 一、〇三三、〇〇〇 二、五〇〇、〇〇〇 三、三六八、九四五	三、〇〇〇、〇〇〇 三、〇〇〇、〇〇〇 三、〇〇〇、〇〇〇 三、〇〇〇、〇〇〇	一七 五〇〇、八七 二一 一、五三、二九	
京都市	創 第一回擴張同 第二回擴張同 第三回擴張同	明治四十二年六月 明治四十五年三月 四十五年七月 大正二年五月 大正十年二月 十二年三月 十四年二月 工事中	三、三六八、九四五 三、三六八、九四五 一、〇三三、〇〇〇 二、五〇〇、〇〇〇 三、三六八、九四五	三、〇〇〇、〇〇〇 三、〇〇〇、〇〇〇	二一 一、五三、二九	
大阪市	第一回擴張同 第二回擴張同 第三回擴張同 第四回擴張同	明治二十五年八月 明治三十四年十二月 四十一年一月 大正三年三月 大正八年九月 同 十一年三月 同 十四年五月 同 十七年九月	八、〇〇〇、〇〇〇 二、五〇〇、〇〇〇 九、四三三、五九五 一、〇四三、〇〇〇 八、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	一五 五七、六七	

水道名	起工年月	竣工年月	工費 (圓)	水 人 口 給 量 (リットル)	備 考	
峰山町	創 設大正三年七月 第一回擴張同 十一年四月 第二回擴張同 十四年八月 第三回擴張同 十四年十二月 第四回擴張同 十四年三月	大正四年七月 大正十一年五月 大正十三年三月 大正十二年四月	五三、九六六 一九、五二八 六八、四四二 六三、七七八	四、〇〇〇	一一	
堺市	創 設大正六年四月 第一回擴張同 十年九月 第二回擴張同 十一年七月 第三回擴張同 十三年八月 第四回擴張同 十三年十一月 第五回擴張同 十五年七月 追加ノ分ニ記載	大正七年十月 大正十二年三月 大正十二年八月 大正十二年七月 大正十三年十一月 大正十六年八月	六三、六五四 七九、三三四 二九、四三三 三三、九六九 八二、五五六 二七、七四八 二八、〇〇〇	一五、〇〇〇	八	
横須賀市	創 設大正六年四月 第一回擴張同 十年九月 第二回擴張同 十一年七月 第三回擴張同 十三年八月 第四回擴張同 十三年十一月 追加ノ分ニ記載	大正七年十月 大正十二年三月 大正十二年八月 大正十二年七月 大正十三年十一月 大正十六年八月	六三、六五四 七九、三三四 二九、四三三 三三、九六九 八二、五五六 二七、七四八 二八、〇〇〇	一五、〇〇〇	八	
尼崎市	創 設大正六年四月 第一回擴張同 十年九月 第二回擴張同 十一年七月 第三回擴張同 十三年八月 第四回擴張同 十三年十一月 追加ノ分ニ記載	大正七年十月 大正十二年三月 大正十二年八月 大正十二年七月 大正十三年十一月 大正十六年八月	六三、六五四 七九、三三四 二九、四三三 三三、九六九 八二、五五六 二七、七四八 二八、〇〇〇	一五、〇〇〇	八	
西宮市	創 設大正十年一月 第一回擴張同 十二年二月 第二回擴張同 十三年二月 追加ノ分ニ記載	大正十一年十一月 大正十二年十二月 大正十三年三月	二六、九七八 三〇、四七七 三三、四〇一	二五、〇〇〇	八	
高砂町	創 設大正十年一月 第一回擴張同 十二年二月 第二回擴張同 十三年二月 追加ノ分ニ記載	大正十一年十一月 大正十二年十二月 大正十三年三月	二六、九七八 三〇、四七七 三三、四〇一	二五、〇〇〇	八	
長崎市	創 設大正十年一月 第一回擴張同 十二年二月 第二回擴張同 十三年二月 追加ノ分ニ記載	大正十一年十一月 大正十二年十二月 大正十三年三月	二六、九七八 三〇、四七七 三三、四〇一	二五、〇〇〇	八	
佐世保市	創 設大正十年一月 第一回擴張同 十二年二月 第二回擴張同 十三年二月 追加ノ分ニ記載	大正十一年十一月 大正十二年十二月 大正十三年三月	二六、九七八 三〇、四七七 三三、四〇一	二五、〇〇〇	八	

水道名	起工年月	竣工年月	工費 (圓)	水 人 口 給 量 (リットル)	備 考	
横濱市	創 設明治十八年四月 第一回擴張同 三十一年六月 第二回擴張同 四十三年八月 第三回擴張同 四十三年五月 第四回擴張同 四十三年五月 第五回擴張同 四十三年五月 第六回擴張同 四十三年五月 第七回擴張同 四十三年五月 第八回擴張同 四十三年五月 第九回擴張同 四十三年五月 第十回擴張同 四十三年五月 追加ノ分ニ記載	明治二十年九月 明治三十四年十二月 大正四年三月 大正四年五月 大正四年五月 大正四年五月 大正四年五月 大正四年五月 大正四年五月 大正四年五月 大正四年五月 大正四年五月	一、〇七四、七二二 一、〇〇一、六六九 七、〇五五、四四四 三、四〇五、八六七 二、六六六、五五六 九、八八八、〇三三 四、九〇〇、七九四 三、七九〇、八八八 三、四六〇、四六八 三、四六〇、四六八	八、〇〇〇	一一	
神戸市	創 設明治三十九年三月 第一回擴張同 四十二年三月 第二回擴張同 四十二年三月 第三回擴張同 四十二年三月 第四回擴張同 四十二年三月 第五回擴張同 四十二年三月 第六回擴張同 四十二年三月 第七回擴張同 四十二年三月 第八回擴張同 四十二年三月 第九回擴張同 四十二年三月 第十回擴張同 四十二年三月 追加ノ分ニ記載	明治四十一年三月 大正三年三月 大正三年三月 大正三年三月 大正三年三月 大正三年三月 大正三年三月 大正三年三月 大正三年三月 大正三年三月 大正三年三月 大正三年三月	一、二二二、九三四 二、四〇〇、〇〇〇 二、六五五、〇〇〇 一〇七、六六一 四八、三九一	八、〇〇〇	一一	
名古屋市	創 設明治四十一年三月 第一回擴張同 四十一年三月 第二回擴張同 四十一年三月 追加ノ分ニ記載	大正三年九月 大正三年九月 大正三年九月	一、二二二、九三四 二、四〇〇、〇〇〇 二、六五五、〇〇〇	八、〇〇〇	一一	
小樽市	創 設明治四十一年三月 第一回擴張同 四十一年三月 追加ノ分ニ記載	大正三年九月 大正三年九月	一、二二二、九三四 二、四〇〇、〇〇〇	八、〇〇〇	一一	
釧路市	創 設同 十三年十一月 第一回擴張同 十三年十一月 追加ノ分ニ記載	大正十八年三月 大正十八年三月	二、六五五、〇〇〇 一〇七、六六一	八、〇〇〇	一一	
室蘭市	創 設同 十三年十一月 第一回擴張同 十三年十一月 追加ノ分ニ記載	大正十八年三月 大正十八年三月	二、六五五、〇〇〇 一〇七、六六一	八、〇〇〇	一一	
八王子市	創 設同 十三年十一月 第一回擴張同 十三年十一月 追加ノ分ニ記載	大正十八年三月 大正十八年三月	二、六五五、〇〇〇 一〇七、六六一	八、〇〇〇	一一	
澁谷町	創 設大正十年五月 追加ノ分ニ記載	大正十三年九月	三、三〇〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一一	
目黒町	創 設大正十四年六月 追加ノ分ニ記載	大正十五年五月	四、八〇〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	一一	

澁谷町水道ヨリ一
時間最大サ一倍半
シテ受給シ居ルモ
ニ付本欄ニ記スル
コトヲ得ス

水道名	起工年月	竣工年月	工費 (円)	水 人 口 給 計	備 考
新潟市	創 設明治四十一年五月	明治四十三年五月	八〇〇,〇〇〇	六五,〇〇〇	七,八四四
高岡市	創 設大正十三年四月	大正十六年三月	一,〇〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	七,六二〇
長岡市	追加ノ分ニ記載				
高橋市	追加ノ分ニ記載				
沼田町	創 設大正十二年二月	大正十四年四月	九〇,〇〇〇	一五,〇〇〇	二,二五三
水戸市	創 設明治四十二年七月	明治四十四年三月	九〇,〇〇〇	一三,〇〇〇	
宇都宮市	第一回擴張大正五年三月	大正五年十一月	一,〇〇〇,〇〇〇	一三,〇〇〇	
奈良市	第二回擴張同	十五年二月同	一,〇〇〇,〇〇〇	一三,〇〇〇	
津市	創 設		三,五〇〇,〇〇〇	六〇,〇〇〇	
濱松市	創 設		七〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	
熱海市	創 設明治四十三年六月	大正三年三月	二〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	
甲府市	創 設大正十年七月	同 十一年十二月	一,二〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	
谷村町	創 設		八〇〇,〇〇〇	七,〇〇〇	
大津市	創 設大正二年三月		一,〇〇〇,〇〇〇	七,〇〇〇	
長野市	追加ノ分ニ記載				
上田市	創 設大正十年十二月	大正十四年六月	一,〇五七,四九六	三〇,〇〇〇	
松本市	創 設同	十年十月同	五五九,五五九	一〇,〇〇〇	
上諏訪町	創 設				

水道名	起工年月	竣工年月	工費 (円)	水 人 口 給 計	備 考
仙臺市	創 設大正二年十二月	大正十二年三月	二,七五〇,〇〇〇	一四〇,〇〇〇	一三,三三〇
鹽釜市	創 設明治四十三年七月	明治四十五年五月	一,〇〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	二,三三三
福島市	創 設大正十一年四月	大正十四年三月	一,四九九,九八一	五〇,〇〇〇	五,五五五
平島町	創 設大正六年八月	大正十年十二月	七〇〇,〇〇〇	一五,〇〇〇	二,五〇五
郡山市	追加ノ分ニ記載				
青森市	創 設明治四十年四月	明治四十二年五月	八三〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	八,三〇八
山形市	創 設大正七年四月	大正十二年三月	一,〇〇七,七〇〇	七〇,〇〇〇	
秋田市	第一回擴張同	十三年三月同	四八,二〇〇	七,〇〇〇	
福井市	第二回擴張同	十四年四月同	一一,二六六		
鳥取市	創 設大正十年三月	大正十四年三月	二,〇七七,六六三	一〇〇,〇〇〇	一四,六一〇
米子町	創 設大正元年九月	大正五年三月	五〇五,八七五	五〇,〇〇〇	四,一七四
松江市	創 設大正十三年九月	大正十五年八月	七〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	三,七〇〇
岡山市	創 設明治三十六年二月	明治三十八年三月	七四四,六五六	五〇,〇〇〇	四,一七四
第一回擴張同	四十五年四月大正	元年十月	七四九,九		
第二回擴張同	二年八月同	三年九月	二六,三三三		
第三回擴張同	四年八月同	五年九月	二四,三〇三		
第四回擴張同	七年三月同	八年九月	四七,八六六		
第五回擴張同	九年十一月同	十一年三月	二四,一五〇		
第六回擴張同	十二年十月		一,六八七,六八〇		
倉敷町	創 設大正十一年二月	大正十二年九月	三〇〇,八〇〇	二五,〇〇〇	三,六七五

水道名	起工年月	竣工年月	工費 (円)	水 人定 口給 計 極度一日 給水量 立方米	備 考
廣島市	創 設明治二十九年五月 第一回擴張同 四十年三月 第二回擴張同 四十年三月 第三回擴張同 四十年三月	明治三十一年八月	二九四、六五七	二五、〇〇〇	
尾道市	創 設大正十二年一月 第一回擴張同 大正十四年三月 第二回擴張同 大正十四年三月 第三回擴張同 大正十四年三月	大正十四年三月	一、三三、四六一	四、〇〇〇	
吳市	創 設大正十一年六月 第一回擴張同 大正十四年三月 第二回擴張同 大正十四年三月 第三回擴張同 大正十四年三月	大正十四年三月	一、六六、三三八	五、〇〇〇	
下關市	創 設明治三十四年三月 第一回擴張同 大正十四年三月 第二回擴張同 大正十四年三月 第三回擴張同 大正十四年三月	大正十四年三月	八六九、六六三	六、〇〇〇	
宇部市	創 設大正十四年四月 第一回擴張同 大正十四年三月 第二回擴張同 大正十四年三月 第三回擴張同 大正十四年三月	大正十四年三月	一、五〇、〇〇〇	九、〇〇〇	
和歌山市	創 設大正十四年四月 第一回擴張同 大正十四年三月 第二回擴張同 大正十四年三月 第三回擴張同 大正十四年三月	大正十四年三月	一、六、一八七	五、〇〇〇	
徳島市	創 設大正十二年三月 第一回擴張同 大正十四年三月 第二回擴張同 大正十四年三月 第三回擴張同 大正十四年三月	大正十四年三月	二、八三、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	
高松市	創 設大正十三年一月 第一回擴張同 大正十四年三月 第二回擴張同 大正十四年三月 第三回擴張同 大正十四年三月	大正十四年三月	二、三、七四	一〇〇、〇〇〇	
九龍市	追加ノ分ニ記載 創 設大正十三年二月 第一回擴張同 大正十四年三月 第二回擴張同 大正十四年三月 第三回擴張同 大正十四年三月	大正十四年三月	六〇四、八〇〇	一〇〇、〇〇〇	
宇和島市	創 設大正十二年七月 第一回擴張同 大正十四年三月 第二回擴張同 大正十四年三月 第三回擴張同 大正十四年三月	大正十四年三月	九〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
高知市	創 設大正十二年七月 第一回擴張同 大正十四年三月 第二回擴張同 大正十四年三月 第三回擴張同 大正十四年三月	大正十四年三月	一〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
福岡市	創 設大正十二年二月 第一回擴張同 大正十四年三月 第二回擴張同 大正十四年三月 第三回擴張同 大正十四年三月	大正十四年三月	六、九〇、五三〇	一五、〇〇〇	
門司市	創 設明治四十一年一月 第一回擴張同 大正十四年三月 第二回擴張同 大正十四年三月 第三回擴張同 大正十四年三月	大正十四年三月	一、五、七三	一〇、〇〇〇	

水道名	起工年月	竣工年月	工費 (円)	水 人定 口給 計 極度一日 給水量 立方米	備 考
久留米市	創 設明治四十三年九月 第一回擴張同 大正十四年三月 第二回擴張同 大正十四年三月 第三回擴張同 大正十四年三月	大正十四年三月	一、〇六、七五七	六、〇〇〇	
小倉市	創 設明治四十二年七月 第一回擴張同 大正十四年三月 第二回擴張同 大正十四年三月 第三回擴張同 大正十四年三月	大正十四年三月	六、六、一〇〇	一〇、〇〇〇	
若松市	創 設大正十一年一月 第一回擴張同 大正十四年三月 第二回擴張同 大正十四年三月 第三回擴張同 大正十四年三月	大正十四年三月	七、九〇、一五七	七、〇〇〇	
大牟田市	創 設大正八年四月 第一回擴張同 大正十四年三月 第二回擴張同 大正十四年三月 第三回擴張同 大正十四年三月	大正十四年三月	一、七〇、〇〇〇	七、〇〇〇	
飯塚町	創 設大正十三年八月 第一回擴張同 大正十四年三月 第二回擴張同 大正十四年三月 第三回擴張同 大正十四年三月	大正十四年三月	二、五、三一一	一三、〇〇〇	
別府市	創 設大正十二年十一月 第一回擴張同 大正十四年三月 第二回擴張同 大正十四年三月 第三回擴張同 大正十四年三月	大正十四年三月	三、七、五〇〇	一五、〇〇〇	
佐賀市	創 設大正四年十月 第一回擴張同 大正十四年三月 第二回擴張同 大正十四年三月 第三回擴張同 大正十四年三月	大正十四年三月	五、三、九七	五、〇〇〇	
熊本市	創 設大正十二年六月 第一回擴張同 大正十四年三月 第二回擴張同 大正十四年三月 第三回擴張同 大正十四年三月	大正十四年三月	二、六〇、六二七	二〇、〇〇〇	
鹿兒島市	創 設大正十四年四月 第一回擴張同 大正十四年三月 第二回擴張同 大正十四年三月 第三回擴張同 大正十四年三月	大正十四年三月	二、九、九六六	二〇、〇〇〇	
那覇市	創 設大正十四年四月 第一回擴張同 大正十四年三月 第二回擴張同 大正十四年三月 第三回擴張同 大正十四年三月	大正十四年三月	一、七、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
京城府	創 設明治三十九年八月 第一回擴張同 大正十四年三月 第二回擴張同 大正十四年三月 第三回擴張同 大正十四年三月	大正十四年三月	二、八、六一五	一〇、〇〇〇	
仁川府	創 設明治三十九年七月 第一回擴張同 大正十四年三月 第二回擴張同 大正十四年三月 第三回擴張同 大正十四年三月	大正十四年三月	一、〇、六、七三	一〇、〇〇〇	

第一回擴張工事中

第一回擴張工事中

第三回擴張ハ貯水池
及淨水池ヲ増築スル
モノニシテ三ヶ年繼
續事業トシテ工事中

水道名	起工年月	竣工年月	工費 (四角位) (五角位)	水 深	人 定	口 給	備 考
新義州	創設	大正七年八月	二九七、五五五				
	第一回擴張	大正十年四月	二五、三〇〇				
	第二回擴張	大正十一年四月	七、九九九				
	第三回擴張	大正十二年四月	九、九二二				
	第四回擴張	大正十三年五月	七、四九九				
	第五回擴張	大正十四年五月	二、八三三				
義州	創設	大正四年十月	二九、八四四				
	第一回擴張	大正五年十月	九、一一一				
	第二回擴張	大正十三年七月	二、〇二九				
	創設	大正十二年九月	二六、九七五				
	第一回擴張	大正十四年三月	五、八〇〇				
	第二回擴張	大正十四年五月	三、〇〇〇				
春川	創設	大正七年九月	一〇〇、五五五				
	第一回擴張	大正十二年六月	五、八九三				
	第二回擴張	大正十二年二月	二、四四四				
	創設	大正六年六月	二七六、七六三				
	第一回擴張	大正十一年十二月	二、一四四				
	第二回擴張	大正十三年十月	五、八二三				
咸興	創設	大正十四年三月	五、八〇〇				
	第一回擴張	大正十四年五月	三、〇〇〇				
	創設	大正十四年三月	一〇、四八三				
	第一回擴張	大正十四年五月	三、〇〇〇				
	第二回擴張	大正十四年五月	三、〇〇〇				
	第三回擴張	大正十四年五月	三、〇〇〇				
平康	創設	大正十四年三月	五、八〇〇				
	第一回擴張	大正十四年五月	三、〇〇〇				
	創設	大正十四年三月	一〇、四八三				
	第一回擴張	大正十四年五月	三、〇〇〇				
	第二回擴張	大正十四年五月	三、〇〇〇				
	第三回擴張	大正十四年五月	三、〇〇〇				
羅南	創設	大正三年十一月	二、六五五				
	第一回擴張	大正九年八月	五三、七六三				
	第二回擴張	大正十一年四月	七、〇〇七				
	第三回擴張	大正十二年四月	五、三三四				
	第四回擴張	大正十三年八月	三、八二一				
	創設	大正十二年九月	八、七五七				
會寧	創設	大正十四年三月	一〇、四八三				
	第一回擴張	大正十四年五月	三、〇〇〇				
	創設	大正十四年三月	一〇、四八三				
	第一回擴張	大正十四年五月	三、〇〇〇				
	第二回擴張	大正十四年五月	三、〇〇〇				
	第三回擴張	大正十四年五月	三、〇〇〇				
臺北	創設	大正十四年三月	一〇、四八三				
	第一回擴張	大正十四年五月	三、〇〇〇				
	創設	大正十四年三月	一〇、四八三				
	第一回擴張	大正十四年五月	三、〇〇〇				
	第二回擴張	大正十四年五月	三、〇〇〇				
	第三回擴張	大正十四年五月	三、〇〇〇				
基隆	創設	大正十四年三月	一〇、四八三				
	第一回擴張	大正十四年五月	三、〇〇〇				
	創設	大正十四年三月	一〇、四八三				
	第一回擴張	大正十四年五月	三、〇〇〇				
	第二回擴張	大正十四年五月	三、〇〇〇				
	第三回擴張	大正十四年五月	三、〇〇〇				
淡水	創設	大正十四年三月	一〇、四八三				
	第一回擴張	大正十四年五月	三、〇〇〇				
	創設	大正十四年三月	一〇、四八三				
	第一回擴張	大正十四年五月	三、〇〇〇				
	第二回擴張	大正十四年五月	三、〇〇〇				
	第三回擴張	大正十四年五月	三、〇〇〇				
臺中	創設	大正十四年三月	一〇、四八三				
	第一回擴張	大正十四年五月	三、〇〇〇				
	創設	大正十四年三月	一〇、四八三				
	第一回擴張	大正十四年五月	三、〇〇〇				
	第二回擴張	大正十四年五月	三、〇〇〇				
	第三回擴張	大正十四年五月	三、〇〇〇				
彰化	創設	大正十四年三月	一〇、四八三				
	第一回擴張	大正十四年五月	三、〇〇〇				
	創設	大正十四年三月	一〇、四八三				
	第一回擴張	大正十四年五月	三、〇〇〇				
	第二回擴張	大正十四年五月	三、〇〇〇				
	第三回擴張	大正十四年五月	三、〇〇〇				

水道名	起工年月	竣工年月	工費 (四角位) (五角位)	水 深	人 定	口 給	備 考
羅南	創設	大正三年十一月	二、六五五				
	第一回擴張	大正九年八月	五三、七六三				
	第二回擴張	大正十一年四月	七、〇〇七				
	第三回擴張	大正十二年四月	五、三三四				
	第四回擴張	大正十三年八月	三、八二一				
	創設	大正十二年九月	八、七五七				
會寧	創設	大正十四年三月	一〇、四八三				
	第一回擴張	大正十四年五月	三、〇〇〇				
	創設	大正十四年三月	一〇、四八三				
	第一回擴張	大正十四年五月	三、〇〇〇				
	第二回擴張	大正十四年五月	三、〇〇〇				
	第三回擴張	大正十四年五月	三、〇〇〇				
臺北	創設	大正十四年三月	一〇、四八三				
	第一回擴張	大正十四年五月	三、〇〇〇				
	創設	大正十四年三月	一〇、四八三				
	第一回擴張	大正十四年五月	三、〇〇〇				
	第二回擴張	大正十四年五月	三、〇〇〇				
	第三回擴張	大正十四年五月	三、〇〇〇				
基隆	創設	大正十四年三月	一〇、四八三				
	第一回擴張	大正十四年五月	三、〇〇〇				
	創設	大正十四年三月	一〇、四八三				
	第一回擴張	大正十四年五月	三、〇〇〇				
	第二回擴張	大正十四年五月	三、〇〇〇				
	第三回擴張	大正十四年五月	三、〇〇〇				
淡水	創設	大正十四年三月	一〇、四八三				
	第一回擴張	大正十四年五月	三、〇〇〇				
	創設	大正十四年三月	一〇、四八三				
	第一回擴張	大正十四年五月	三、〇〇〇				
	第二回擴張	大正十四年五月	三、〇〇〇				
	第三回擴張	大正十四年五月	三、〇〇〇				
臺中	創設	大正十四年三月	一〇、四八三				
	第一回擴張	大正十四年五月	三、〇〇〇				
	創設	大正十四年三月	一〇、四八三				
	第一回擴張	大正十四年五月	三、〇〇〇				
	第二回擴張	大正十四年五月	三、〇〇〇				
	第三回擴張	大正十四年五月	三、〇〇〇				
彰化	創設	大正十四年三月	一〇、四八三				
	第一回擴張	大正十四年五月	三、〇〇〇				
	創設	大正十四年三月	一〇、四八三				
	第一回擴張	大正十四年五月	三、〇〇〇				
	第二回擴張	大正十四年五月	三、〇〇〇				
	第三回擴張	大正十四年五月	三、〇〇〇				

陸軍水道過剩水ノ配
給ヲ受ケルモノナ
リテ計費欄各事項
記入セズ

水道名	起工年月	竣工年月	工費 (四捨五入)	水 人定 口給	極 度一日 給水量	備 考
奉天	創	設明治四十五年四月	八七、三八			同
撫順	創	設明治四十一年四月	三、〇五、七三			同
蘇家屯	創	設大正十一年四月	一八、〇八三			同
遼陽	創	設明治四十二年四月	五、〇、四四三			同
鞍山	創	設大正六年八月	九、〇、四八八			同
大石橋	創	設不明	七、四、七五〇			同
熊岳城	創	設大正三年四月	一、〇三、〇三五			同
瓦房店	創	設明治四十二年四月	二、五、七三三			同
沙河口	創	設明治四十二年六月	六、四、六九一			同
江月川上水 町村組合	創	設大正十年四月	二、六、〇〇〇	四、〇〇〇	八、三、四〇	同
川崎市田島 合町上水道組	第一回擴張	設大正八年四月	九七、〇〇〇	六、〇〇〇	八、三、四〇	同
第一回擴張	同	十四年八月	四六、〇〇〇			同
第二回擴張	同	同				同
第三回擴張	同	同				同
第四回擴張	同	同				同

水道名	起工年月	竣工年月	工費 (四捨五入)	水 人定 口給	極 度一日 給水量	備 考
荒玉水道 村組合	創	設大正十四年四月	一七、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇		
第一回擴張	同	十五年十二月	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇		
第二回擴張	同	同				
第三回擴張	同	同				
第四回擴張	同	同				
金州	創	設大正十四年四月	一七、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇		
第一回擴張	同	十五年十二月	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇		
第二回擴張	同	同				
第三回擴張	同	同				
第四回擴張	同	同				
大連	創	設明治三十四年	不明			
第一回擴張	同	同				
第二回擴張	同	同				
第三回擴張	同	同				
第四回擴張	同	同				
旅順	創	設明治十二年	三、七、八〇九	一〇、〇〇〇	三、五、〇〇	
第一回擴張	同	同	四、二、四四三	一〇、〇〇〇	三、五、〇〇	
第二回擴張	同	同				
第三回擴張	同	同				
第四回擴張	同	同				
花蓮港	創	設大正六年十一月	六、〇、八七〇	一〇、〇〇〇	一、六、九二〇	
第一回擴張	同	同				
第二回擴張	同	同				
第三回擴張	同	同				
第四回擴張	同	同				
屏東	創	設大正三年八月	一、五、〇〇〇	一五、〇〇〇	五、二〇〇	
第一回擴張	同	同				
第二回擴張	同	同				
第三回擴張	同	同				
高雄	創	設大正六年三月	一、五、〇〇〇	五〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
第一回擴張	同	同				
第二回擴張	同	同				
第三回擴張	同	同				
嘉南	創	設大正二年二月	四、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	
第一回擴張	同	同	五、六、五〇〇	五〇、〇〇〇	八、〇〇〇	
第二回擴張	同	同	一、一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	三、〇〇〇	
第三回擴張	同	同				
第四回擴張	同	同				
臺南	創	設大正二年二月	四、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	
第一回擴張	同	同	五、六、五〇〇	五〇、〇〇〇	八、〇〇〇	
第二回擴張	同	同	一、一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	三、〇〇〇	
第三回擴張	同	同				
第四回擴張	同	同				

水道名	河又ハ湖沼	表面水、伏流水 地下水等ノ區別	最大湧水時 季水量 (四捨五入)	取入方法	備考
東京市	多摩川	表面水	三、八〇〇	自然流下	最大湧水時季ハ大正十四年三月十八日ヨリ 同二十一日迄ナリ
京都市	琵琶湖	表面水	三、三〇〇	自然流下	
大阪市	淀川	表面水	五、六七三	自然流下	
横濱市	相模川支流	表面水	二、六四〇	自然流下	
神戸市	湊川	表面水	二、九〇〇	自然流下	
名古屋市	木曾川	表面水	(平水量) 一、六九〇	自然流下	
函館市	追加分ニ記載	表面水		自然流下	
小樽市	勝納川	表面水		自然流下	
釧路市	別保川	表面水		自然流下	
室蘭市	鷹別川	表面水		自然流下	
八王子市	伏流水	伏流水		集水埋渠	
澁谷町	伏流水	伏流水		集水埋渠	

第二、水源、水路

(其一) 水源

大正十四年度末現在

水道名	起工年月	竣工年月	工費 (百圓位末)	水豫 人定計	口給 口給 極度一日 總給水量 立方米	備 考
鐵嶺	設明治四十二年四月	明治四十四年十月	二五、一六五			同
開原	設大正五年四月	大正五年十二月	三九、七〇七			同
四平街	設大正三年四月	大正四年三月	二七、八〇五			同
公主嶺	設明治四十二年四月	明治四十四年十月	一七、四九九			同
長春	設明治四十三年四月	大正二年三月	一〇、九〇八			同
本溪湖	設大正元年八月	大正三年三月	一、九、七二			同
橋頭	設大正十年四月	大正十年十二月	九〇、六四六			同
連山關	設大正三年四月	大正四年三月	四〇、二一八			同
鷄冠山	設明治四十五年四月	大正三年三月	六、七、九四			同
安東	設大正元年四月	大正二年三月	一、四、五五五			同
小田原電氣株式會社 玉川水道株式會社	第一創設 第二回擴張 第三回擴張	大正七年六月 大正十三年五月 大正十四年十二月	六、五、四、九〇五 六、二、五、〇六六	100,000		上

濱松市	熱海市	甲府市	谷村町	大津市	長野市	上野市	松本市	上諏訪町	仙臺市	鹽釜市	福山市	郡山市	平山町	青森市	山形市	秋田市	福島市	鳥取市	米子市	松江市	岡山市
荒川	桂川ヨリ分岐セ ル谷村用水路	琵琶湖	瑪瑙澤	追加分ニ記載	廣瀬川支流大倉	川瀬	阿武隈	追加分ニ記載	好間川	横内川	日野川	忌野川	旭川								
表面	表面	表面	表面	表面	表面	表面	表面	表面	表面	表面	表面	表面	表面	表面	表面	表面	表面	表面	表面	表面	表面
伏流水	伏流水	伏流水	伏流水	伏流水	伏流水	伏流水	伏流水	伏流水	伏流水	伏流水	伏流水	伏流水	伏流水	伏流水	伏流水	伏流水	伏流水	伏流水	伏流水	伏流水	伏流水
三、五〇	二、六三	五	五	五	二、四	二、二五	二、九三	二、九三	一、二四	五九〇	三	二	一、七〇	一、三九	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇
自然流	用水路ニ取入セ ル管ニテ取入	自然流	自然流	自然流	自然流	自然流	自然流	自然流	自然流	自然流	自然流	自然流	自然流	自然流	自然流	自然流	自然流	自然流	自然流	自然流	自然流
下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下
湖岸砂洲ニ直經三・〇三米水深二・五八米ノ 井戸四個ヲ設ケ	内徑七六釐厚サ六釐長サ九一釐周圍徑八釐 ノ穴アル鐵筋コンクリート管ヲ地下五・一 五米ニ布設集水スルモノトス	鑿道口ニ長二・七三米巾二・二一米及三・〇 三米ノ漸縮溝ヲ設ケ角落及門扉ニテ取水ス 三米ノ漸縮溝ヲ設ケ貯水シ自然流下ニヨリ 溪間へ堰堤ヲ築キ貯水シ自然流下ニヨリ 「モルタル」管及鐵管ヲ通過シ濾過池ニ送水 唧筒揚ニ至ル間自然流下																			
備	備	備	備	備	備	備	備	備	備	備	備	備	備	備	備	備	備	備	備	備	備
考	考	考	考	考	考	考	考	考	考	考	考	考	考	考	考	考	考	考	考	考	考

津奈良市	宇都宮市	水戸市	沼田町	前橋市	高崎市	長岡市	新潟市	佐世保市	長崎市	高砂市	西宮市	尼崎市	横須賀市	堺市	峰山町	目黒町	水道名
長野川	大谷川	大谷川	大谷川	大谷川	大谷川	大谷川	大谷川	大谷川	大谷川	大谷川	大谷川	大谷川	大谷川	大谷川	大谷川	大谷川	河又ハ湖沼
表面	表面	表面	表面	表面	表面	表面	表面	表面	表面	表面	表面	表面	表面	表面	表面	表面	地下水等ノ區別
伏流水	伏流水	伏流水	伏流水	伏流水	伏流水	伏流水	伏流水	伏流水	伏流水	伏流水	伏流水	伏流水	伏流水	伏流水	伏流水	伏流水	地下水等ノ區別
三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	最大湯水時 季水量 (小數以下 四捨五入) 毎秒リットル
自然流	自然流	自然流	自然流	自然流	自然流	自然流	自然流	自然流	自然流	自然流	自然流	自然流	自然流	自然流	自然流	自然流	取入方法
下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	取入方法
備	備	備	備	備	備	備	備	備	備	備	備	備	備	備	備	備	備
考	考	考	考	考	考	考	考	考	考	考	考	考	考	考	考	考	考

熊岳城	瓦房店	沙河口	江月川 町村組合	荒玉水 町村組合	金州	大連	旅順	高雄	嘉義	臺南
多摩川	江川	多摩川	北大河	龍王塘野水池	樂家屯補助水源	同下流河口	馬關河上流王家	サバト溪	河	曾文溪
地下水	地下水	地下水	表面水及伏流水	伏流水	伏流水	表面水	表面水	表面水	表面水	表面水及伏流水
1	1	1	50,097 3,343	3,633	17	17	17	17	17	17
唧筒揚水	唧筒揚水	唧筒揚水	自然流	唧筒揚水	同	同	自然流	自然流	自然流	唧筒揚水

河床下約三米ノ深ニ鐵筋混泥土管ヲ布設シ
自然濾過池ニ依リ伏流水ヲ蒐集ス

二條ノ堰堤ヲ築造シ其中間ニ内徑四五・五
五條ノ堰堤ヲ築造シ其中間ニ内徑四五・五
ヲ以テ六個ノ溜井ニ導キ更ニ十二時鐵管ヲ
ナテ取入井ニ導水ス
最大取入時ハ本流ノ水位取入口ヨリ
一・二米降下シ自然流入ヲササス堰堤ヲ
キ水位ニ高メ取入レル爲メ測定セス

彰化	臺中	淡水	基隆	臺北	臺南	會寧	羅南	清津	咸興	平康	春川	義州	新州	平壤	海州	統營	鎮海	晉川	大邱	光州	
羅溪	子溪	坑内	雙溪	西勢	新店	會寧	羅南	清津	咸興	平康	春川	義州	新州	平壤	海州	統營	鎮海	晉川	大邱	光州	
地下水	地下水	地下水	地下水	地下水	地下水	地下水	地下水	地下水	地下水	地下水	地下水	地下水	地下水	地下水	地下水	地下水	地下水	地下水	地下水	地下水	地下水
8	101	108	109	109	109	109	109	109	109	109	109	109	109	109	109	109	109	109	109	109	109
唧筒揚水	唧筒揚水	唧筒揚水	唧筒揚水	唧筒揚水	唧筒揚水	唧筒揚水	唧筒揚水	唧筒揚水	唧筒揚水	唧筒揚水	唧筒揚水	唧筒揚水	唧筒揚水	唧筒揚水	唧筒揚水	唧筒揚水	唧筒揚水	唧筒揚水	唧筒揚水	唧筒揚水	唧筒揚水

石川ヲ横斷堰止ヲ設ケ其ノ中ハ松丸太ヲ組ミ
ナテ取入井ニ導水ス
羅南ニ雨水ヲ貯溜ス
統營ニ雨水ヲ貯溜ス
晉川ニ雨水ヲ貯溜ス
大邱ニ雨水ヲ貯溜ス
光州ニ雨水ヲ貯溜ス

水道名	池數	堰堤ノ體質	總高	總長	下滿ノ深	總貯水量	總水面積	備考
東京市	二	土堰堤	池一六・六米 池二七・三米	一、四五四米 二、〇九〇・九米	一、六〇〇米 二、〇〇〇米	一五、七四七 一、五四八・七七	一、五四八・七七	
京都市								
大阪市								
大阪市								
横濱市								
神戸市	三	池粗石モルター積 池粗石モルター積 池粗石モルター積	三・三 三・三 三・三	九・九 一〇・三 一三・三	三・三 三・三 三・三	八、一三、四九九	九〇、一〇五	
名古屋市								

水道名	池數	堰堤ノ體質	總高	總長	下滿ノ深	總貯水量	總水面積	備考
連山關	一							
鶏冠山	一							
安東	一							
小田原								
玉川								
株式會社								

第二、水源、水路

(其三) 原水貯水池

(備考) 一、總高、總長、滿水面下ノ深ハ小數二位以下四捨五入
二、貯水量、水面積ハ總水量總面積ヲ記入シ小數以下四捨五入ス

水道名	個數	口	徑	井ノ深	最大水量ノ	最少水量ノ	備考
川崎市田島町	四	至自	四、五〇〇	二、六八	一、三〇〇	九七〇	
沙河口	一	至自	九、〇〇〇	七、六八	一、三〇〇	九七〇	
瓦房店	一	至自	九、〇〇〇	七、六八	一、三〇〇	九七〇	
熊岳城	一	至自	六、〇〇〇	七、六八	一、三〇〇	九七〇	
大石橋	三	至自	五、〇〇〇	二、九五	一、三〇〇	九七〇	
鞍山	一	至自	六、〇〇〇	二、七五	一、三〇〇	九七〇	
遼陽	一	至自	九、〇〇〇	二、七五	一、三〇〇	九七〇	
蘇家屯	一	至自	六、〇〇〇	二、七五	一、三〇〇	九七〇	
撫順	一	至自	九、〇〇〇	二、七五	一、三〇〇	九七〇	
奉天	一	至自	九、〇〇〇	二、七五	一、三〇〇	九七〇	
鐵嶺	一	至自	九、〇〇〇	二、七五	一、三〇〇	九七〇	
開原	一	至自	九、〇〇〇	二、七五	一、三〇〇	九七〇	
四平街	一	至自	九、〇〇〇	二、七五	一、三〇〇	九七〇	
公主嶺	一	至自	九、〇〇〇	二、七五	一、三〇〇	九七〇	
長春	一	至自	九、〇〇〇	二、七五	一、三〇〇	九七〇	
橋頭	一	至自	九、〇〇〇	二、七五	一、三〇〇	九七〇	

水道名	池數	堰堤ノ體質	總高	總長	下滿ノ深	總貯水量	總水面積	備考
福岡市	1	混凝土	3.3	3.4	2.7	1,000,000	10,000	
門司市	1	中心粘土	3.3	3.3	1.9	85,000	6,000	
久留米市	1	土	3.3	3.3	1.5	100,000	3,000	
小倉市	1	土	3.3	3.3	1.5	40,000	5,000	
若松市	1	堰堤	3.3	3.3	1.5	20,000	3,000	
大牟田市	1	堰堤	3.3	3.3	1.5	10,000	2,000	
飯塚町	1	堰堤	3.3	3.3	1.5	10,000	2,000	
別府市	1	ウエグマン式 粗石積コンクリート	6.7	6.7	4.0	1,700,000	20,000	
佐賀市	1	土	3.3	3.3	1.5	10,000	2,000	
熊本市	1	土	3.3	3.3	1.5	10,000	2,000	
鹿兒島市	1	土	3.3	3.3	1.5	10,000	2,000	
那覇市	1	土	3.3	3.3	1.5	10,000	2,000	
京城市	1	土	3.3	3.3	1.5	10,000	2,000	
仁川府	1	土	3.3	3.3	1.5	10,000	2,000	
群山市	1	土	3.3	3.3	1.5	10,000	2,000	
釜山府	1	土	3.3	3.3	1.5	10,000	2,000	
鎮南浦府	1	粘土 土堰 双堤 金煉 入成	17.0	17.0	1.5	3,500,000	50,000	
元山府	1	粘土 土堰 双堤 金煉 入成	17.0	17.0	1.5	3,500,000	50,000	

水道名	池數	堰堤ノ體質	總高	總長	下滿ノ深	總貯水量	總水面積	備考
山形市	1	粗石モルタル積	2.5	1.0	1.3	5,000	0.5	
秋田市	1	粗石モルタル積	2.5	1.0	1.3	5,000	0.5	
福井市	1	粗石モルタル積	2.5	1.0	1.3	5,000	0.5	
米子町	1	粗石混凝土	1.0	1.0	0.7	4,000	1.0	
松江市	1	粗石混凝土	1.0	1.0	0.7	4,000	1.0	
岡山市	1	粗石混凝土	1.0	1.0	0.7	4,000	1.0	
倉敷市	1	粗石混凝土	1.0	1.0	0.7	4,000	1.0	
廣島市	1	粗石混凝土	1.0	1.0	0.7	4,000	1.0	
尾道市	1	粗石混凝土	1.0	1.0	0.7	4,000	1.0	
福山市	1	粗石混凝土	1.0	1.0	0.7	4,000	1.0	
下關市	1	土	2.3	1.5	1.0	1,000,000	10,000	
宇都宮市	1	土	2.3	1.5	1.0	1,000,000	10,000	
和歌山市	1	土	2.3	1.5	1.0	1,000,000	10,000	
徳島市	1	土	2.3	1.5	1.0	1,000,000	10,000	
高松市	1	土	2.3	1.5	1.0	1,000,000	10,000	
高知市	1	土	2.3	1.5	1.0	1,000,000	10,000	
宇和島市	1	土	2.3	1.5	1.0	1,000,000	10,000	
高知市	1	土	2.3	1.5	1.0	1,000,000	10,000	

水道名	池數	堰堤ノ體質	總延長	下幅	水深	水管口徑內譯	備考
東京市 開渠、コンクリート 馬蹄形隧道、コンクリート暗渠	一	土堰堤	五九、七五 米	九〇 米	三、三 米	四百以上 四百以下	開渠延長 三九、九三 馬蹄形延長 一八、六〇 暗渠延長 二五、五五
京都市 開渠、コンクリート 暗渠	一	土堰堤	七、四七 米	三、三 米	三、三 米	四百以上 四百以下	開渠延長 二、七九 暗渠延長 五、一七
大阪市 鐵管、コンクリート 管	一	土堰堤	三、八三 米	三、三 米	三、三 米	四百以上 四百以下	鐵管延長 二、七九 管延長 五、一七
橫濱市 鐵管、コンクリート 管	一	土堰堤	八、五九 米	三、三 米	三、三 米	四百以上 四百以下	鐵管延長 五、八三 管延長 八、七四
神戸市 鐵管、コンクリート 管	一	土堰堤	二、五八 米	三、三 米	三、三 米	四百以上 四百以下	鐵管延長 一、四〇 管延長 七、五七

第一、水源、水路
(其四) 導水路

【備考】 小數二位以下四捨五入

大正十四年度末現在

水道名	池數	堰堤ノ體質	總延長	下幅	水深	水管口徑內譯	備考
公景州 土堰堤	一	土堰堤	一、九七 米	一、九 米	一、〇 米	四百以上 四百以下	土堰堤延長 一、九七
木浦 二池、一池、土堰堤	三	土堰堤	二、八〇 米	三、三 米	三、三 米	四百以上 四百以下	二池延長 一、〇〇 一池延長 一、八〇 土堰堤延長 二、八〇
光州 練土、土堰堤	二	土堰堤	三、三〇 米	三、三 米	三、三 米	四百以上 四百以下	練土延長 一、〇〇 土堰堤延長 二、三〇
鎮海 土堰堤	一	土堰堤	一、〇〇 米	三、三 米	三、三 米	四百以上 四百以下	土堰堤延長 一、〇〇
新義州 土堰堤	一	土堰堤	一、〇〇 米	三、三 米	三、三 米	四百以上 四百以下	土堰堤延長 一、〇〇
平康 土堰堤	一	土堰堤	一、〇〇 米	三、三 米	三、三 米	四百以上 四百以下	土堰堤延長 一、〇〇
花港 土堰堤	一	土堰堤	一、〇〇 米	三、三 米	三、三 米	四百以上 四百以下	土堰堤延長 一、〇〇
關東 土堰堤	一	土堰堤	一、〇〇 米	三、三 米	三、三 米	四百以上 四百以下	土堰堤延長 一、〇〇
荒川 土堰堤	一	土堰堤	一、〇〇 米	三、三 米	三、三 米	四百以上 四百以下	土堰堤延長 一、〇〇
江村 土堰堤	一	土堰堤	一、〇〇 米	三、三 米	三、三 米	四百以上 四百以下	土堰堤延長 一、〇〇
町田 土堰堤	一	土堰堤	一、〇〇 米	三、三 米	三、三 米	四百以上 四百以下	土堰堤延長 一、〇〇
上野 土堰堤	一	土堰堤	一、〇〇 米	三、三 米	三、三 米	四百以上 四百以下	土堰堤延長 一、〇〇
安東 土堰堤	一	土堰堤	一、〇〇 米	三、三 米	三、三 米	四百以上 四百以下	土堰堤延長 一、〇〇
玉川 土堰堤	一	土堰堤	一、〇〇 米	三、三 米	三、三 米	四百以上 四百以下	土堰堤延長 一、〇〇
株式會社 土堰堤	一	土堰堤	一、〇〇 米	三、三 米	三、三 米	四百以上 四百以下	土堰堤延長 一、〇〇

水道名	鐵道、暗渠、開渠、 管、木管、鐵筋コン クリート管等ノ區別	總延長	上幅	下幅	水深	以五百 米以上	五百 以上 四百 以下	備考
新海	鐵開	四九	一・八	一・八	一・八	三	三	開渠延長 一八五米
高岡	鐵	一三				一	一	
長崎	鐵	三						
高砂	鐵	三						
西宮	鐵	三						
尼崎	鐵	三						
横須賀	鐵	三						
堺	鐵	三						
峰山	鐵	三						
目黒	鐵	三						
流谷	鐵	三						
八王子	鐵	三						
室蘭	鐵	三						
釧路	鐵	三						
小樽	鐵	三						
函館	鐵	三						
名古屋	鐵	三						
津	鐵	三						
濱松	鐵	三						
熱海	鐵	三						
甲府	鐵	三						
谷村	鐵	三						
大津	鐵	三						
長野	鐵	三						
上野	鐵	三						
松本市	鐵	三						

水道名	鐵道、暗渠、開渠、 管、木管、鐵筋コン クリート管等ノ區別	總延長	上幅	下幅	水深	以五百 米以上	五百 以上 四百 以下	備考
佐世保	鐵開	六三	一・六	一・六	一・六	一	一	鐵管延長 二四三六米
長崎	鐵	一八						鐵管延長 二、七四三米
高砂	鐵	一八						鐵管延長 二、七四三米
西宮	鐵	一八						鐵管延長 二、七四三米
尼崎	鐵	一八						鐵管延長 二、七四三米
横須賀	鐵	一八						鐵管延長 二、七四三米
堺	鐵	一八						鐵管延長 二、七四三米
峰山	鐵	一八						鐵管延長 二、七四三米
目黒	鐵	一八						鐵管延長 二、七四三米
流谷	鐵	一八						鐵管延長 二、七四三米
八王子	鐵	一八						鐵管延長 二、七四三米
室蘭	鐵	一八						鐵管延長 二、七四三米
釧路	鐵	一八						鐵管延長 二、七四三米
小樽	鐵	一八						鐵管延長 二、七四三米
函館	鐵	一八						鐵管延長 二、七四三米
名古屋	鐵	一八						鐵管延長 二、七四三米
津	鐵	一八						鐵管延長 二、七四三米
濱松	鐵	一八						鐵管延長 二、七四三米
熱海	鐵	一八						鐵管延長 二、七四三米
甲府	鐵	一八						鐵管延長 二、七四三米
谷村	鐵	一八						鐵管延長 二、七四三米
大津	鐵	一八						鐵管延長 二、七四三米
長野	鐵	一八						鐵管延長 二、七四三米
上野	鐵	一八						鐵管延長 二、七四三米
松本市	鐵	一八						鐵管延長 二、七四三米

水道名	管種	管径	管長	管口徑	管口徑內	備考
全木浦州	鐵筋コンクリート管	六〇	八三	二〇	二〇	一六〇
光州	鐵筋コンクリート管	六〇	六	二〇	二〇	一六〇
晋州	鐵筋コンクリート管	六〇	六	二〇	二〇	一六〇
鎮海	鐵筋コンクリート管	六〇	六	二〇	二〇	一六〇
海州	鐵筋コンクリート管	六〇	六	二〇	二〇	一六〇
平壤	鐵筋コンクリート管	六〇	六	二〇	二〇	一六〇
義州	鐵筋コンクリート管	六〇	六	二〇	二〇	一六〇
春川	鐵筋コンクリート管	六〇	六	二〇	二〇	一六〇
咸興	鐵筋コンクリート管	六〇	六	二〇	二〇	一六〇
清津	鐵筋コンクリート管	六〇	六	二〇	二〇	一六〇
臺北	鐵筋コンクリート管	六〇	六	二〇	二〇	一六〇
基隆	鐵筋コンクリート管	六〇	六	二〇	二〇	一六〇
淡水	鐵筋コンクリート管	六〇	六	二〇	二〇	一六〇
彰化	鐵筋コンクリート管	六〇	六	二〇	二〇	一六〇
臺南	鐵筋コンクリート管	六〇	六	二〇	二〇	一六〇
嘉義	鐵筋コンクリート管	六〇	六	二〇	二〇	一六〇
高雄	鐵筋コンクリート管	六〇	六	二〇	二〇	一六〇
花蓮港	鐵筋コンクリート管	六〇	六	二〇	二〇	一六〇

一一三

水道名	管種	管径	管長	管口徑	管口徑內	備考
久留米市	鐵筋コンクリート管	六〇	三〇	二〇	二〇	一六〇
小倉市	鐵筋コンクリート管	六〇	六	二〇	二〇	一六〇
若松市	鐵筋コンクリート管	六〇	六	二〇	二〇	一六〇
大牟田市	鐵筋コンクリート管	六〇	六	二〇	二〇	一六〇
飯塚町	鐵筋コンクリート管	六〇	六	二〇	二〇	一六〇
別府市	鐵筋コンクリート管	六〇	六	二〇	二〇	一六〇
佐賀市	鐵筋コンクリート管	六〇	六	二〇	二〇	一六〇
熊本市	鐵筋コンクリート管	六〇	六	二〇	二〇	一六〇
鹿兒島市	鐵筋コンクリート管	六〇	六	二〇	二〇	一六〇
那覇市	鐵筋コンクリート管	六〇	六	二〇	二〇	一六〇
京城府	鐵筋コンクリート管	六〇	六	二〇	二〇	一六〇
那珂川府	鐵筋コンクリート管	六〇	六	二〇	二〇	一六〇
群山市	鐵筋コンクリート管	六〇	六	二〇	二〇	一六〇
釜山府	鐵筋コンクリート管	六〇	六	二〇	二〇	一六〇
鎮南浦府	鐵筋コンクリート管	六〇	六	二〇	二〇	一六〇
元山府	鐵筋コンクリート管	六〇	六	二〇	二〇	一六〇
朝鮮總督府	鐵筋コンクリート管	六〇	六	二〇	二〇	一六〇
公州	鐵筋コンクリート管	六〇	六	二〇	二〇	一六〇
江景州	鐵筋コンクリート管	六〇	六	二〇	二〇	一六〇

一一二

水道名	池數	總容積 立方米	池ノ大		備考
			上部	下部	
峰山町	1	152,281	157,581	146,671	沈澱池トシテ別ニ設ケス貯水兼用セリ
堺市	1	152,281	157,581	146,671	
横須賀市	1	5,848	3,645	2,756	
尼崎市	1	5,848	3,645	2,756	
西宮市	1	4,432	2,646	1,909	
高砂町	1	4,432	2,646	1,909	
長崎市	1	15,566	3,645	2,756	
新潟市	1	15,566	3,645	2,756	
高岡市	1	15,566	3,645	2,756	
長岡市	1	15,566	3,645	2,756	
高崎市	追加ノ分ニ記載				
前橋市	追加ノ分ニ記載				
沼田町	2	2,600	1,901	1,460	
水戸市	2	2,600	1,901	1,460	
宇都宮市	2	2,600	1,901	1,460	

水道名	池數	總容積 立方米	池ノ大		備考
			上部	下部	
奈良市	1	16,666	8,000	7,666	沈澱池ニ類スル排砂池トス
津市	1	16,666	8,000	7,666	
濱松市	1	16,666	8,000	7,666	
熱海市	1	16,666	8,000	7,666	
甲府市	1	16,666	8,000	7,666	
谷村町	1	16,666	8,000	7,666	
大津市	1	16,666	8,000	7,666	
長野市	1	16,666	8,000	7,666	
上田市	1	16,666	8,000	7,666	
松本市	1	16,666	8,000	7,666	
上諏訪町	追加ノ分ニ記載				
仙臺市	追加ノ分ニ記載				
鹽釜町	追加ノ分ニ記載				
福島市	追加ノ分ニ記載				
郡山市	追加ノ分ニ記載				
平市	追加ノ分ニ記載				
青森市	追加ノ分ニ記載				
山形市	追加ノ分ニ記載				
秋田市	追加ノ分ニ記載				
福井市	追加ノ分ニ記載				

水道名	池敷	總容積	上部	下部	上部	下部	總深	有効水深	備考
福岡市									
門司市									
久留米市									
小倉市		一六、六六	七九・三	六九・九	五五・六	四五・四	五・三〇	四・五五	
若松市									
大牟田市									
飯塚町									
別府市									
佐賀市									
熊本市									
鹿兒島市									
那覇市									
京城府		二五、七三	三池四七・五八 二池四四・五五	四七・二七 四〇・四五	四七・五八 三七・五八	四二・二七 三三・四八	自二・五〇 至四・〇九 乃至四・〇九	二・二七 三・六四 三・六四	
仁川府		一五、八三	五五・五五	四〇・四五	三七・五八	三三・四八	三・六四	三・六四	
群山府									
釜山府		〇〇〇・一七							
鎮南浦府									
元山府		一一、三三	一〇・三〇	一六・七七	一三・七七	九・〇九	七・七七	六・〇六	
朝鮮總督府		一、四一	一三・五〇	一三・七七	一三・七七	九・〇九	四・五五	三・六〇	

自然ノ溪谷ヲ利用シ設置セル
付以テ長巾、等一定セサルニ
付記入セス

水道名	池敷	總容積	上部	下部	上部	下部	總深	有効水深	備考
鳥取市									
米子町									
松江市									
岡山市		二〇、八七	五〇・〇〇	四二・四三	五〇・三〇	四二・四三	三・六四	三・三三	
倉敷町									
廣島市		二一、四四	四六・四八	三六・三六	三九・九三	二七・五七	三・九三	三・八三	
尾道市									
福山市									
下關市									
宇部市		三、二五	三六・三六	三六・三六	三六・三六	三六・三六	三・九四	三・三三	
和歌山市									
徳島市									
高松市									
九龍市									
宇和島市									
高知市									

水道名	池數	總容積	池		備考
			上部	下部	
大邱	2	5,845	4,000	1,845	圓形
平壤	2	13,568	7,500	6,068	圓形
臺北	1	15,566	5,500	10,066	圓形
基隆	1	4,000	4,000	0	圓形
臺南	1	8,300	5,000	3,300	圓形
嘉義	1	3,800	3,800	0	圓形
高雄	1	13,300	10,000	3,300	圓形
花蓮	1	1,400	1,400	0	圓形
關東	1	700	700	0	圓形
旅順	2	18,000	13,000	5,000	圓形配水塔
大連	2	5,500	3,000	2,500	圓形配水塔
江戶川	3	5,900	3,000	2,900	圓形配水塔
沙河口	1	4,500	4,500	0	圓形配水塔
撫順	1	2,900	2,900	0	圓形配水塔
本溪湖	1	2,000	2,000	0	圓形配水塔
安東	1	10,000	10,000	0	圓形配水塔
小田原	1	2,000	2,000	0	圓形配水塔
玉川	1	3,000	3,000	0	圓形配水塔
株式會社	1	3,000	3,000	0	圓形配水塔

110

(其二) 濾過池

大正十四年度末現在

【備考】一、圓形濾過池ニアリテハ長上部欄ニ上底直徑ヲ長下部欄ニ下底直徑ヲ記入シ
備考欄ニ「圓形」ト附記ス
二、小數二位以下四捨五入ス
三、總面積ハ各濾過池面積ノ合計ヲ記入ス

水道名	池數	總面積	池		備考
			上部	下部	
東京市	3	15,660	7,800	7,860	急速濾過法ニ依リ圓形濾過槽二十個ヲ備フ
京都市	2	6,400	6,400	0	
大阪市	2	26,900	17,300	9,600	
橫濱市	8	33,600	17,500	16,100	
神戸市	5	31,100	17,300	13,800	
名古屋市	8	33,350	17,300	16,050	
函館市	4	5,600	4,600	1,000	
小樽市	1	5,600	5,600	0	

111

水道名	池數	總面積	上部	下部	上部	下部	總深	濾床厚	濾過速度	備考
小倉市	七	三、四八	三、〇三	三、〇三	三、〇三	三、〇三	二、七〇	二、〇〇	三、〇〇	ケラビテイ式濾過機
若松市	一	五、四三	三、〇三	三、〇三	三、〇三	三、〇三	二、〇〇	二、〇〇	三、〇〇	急速濾過機
大牟田市	一	一、五二	一、五二	一、五二	一、五二	一、五二	一、五二	一、五二	一、五二	
飯塚町	三	一、八八	一、八八	一、八八	一、八八	一、八八	一、八八	一、八八	一、八八	
別府市	三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	
佐賀市	三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	
熊本市	三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	
鹿兒島市	三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	
那覇市	三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	
京城府	九	七、七五	三、〇三	三、〇三	三、〇三	三、〇三	二、〇〇	二、〇〇	三、〇〇	
仁川府	三	四、三三	三、〇三	三、〇三	三、〇三	三、〇三	二、〇〇	二、〇〇	三、〇〇	
群山府	三	四、三三	三、〇三	三、〇三	三、〇三	三、〇三	二、〇〇	二、〇〇	三、〇〇	
釜山府	九	三、七五	三、〇三	三、〇三	三、〇三	三、〇三	二、〇〇	二、〇〇	三、〇〇	
鎮南浦府	五	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	
元山府	三	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	
朝鮮總督府	三	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	
清州府	三	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	
公州府	三	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	
江州府	三	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	
全州府	三	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	

一三四

水道名	池數	總面積	上部	下部	上部	下部	總深	濾床厚	濾過速度	備考
米子町	四	二、五七	三、〇三	三、〇三	三、〇三	三、〇三	二、七〇	二、〇〇	三、〇〇	
松江町	四	五、五〇	三、〇三	三、〇三	三、〇三	三、〇三	二、〇〇	二、〇〇	三、〇〇	
岡山市	七	三、二五	三、〇三	三、〇三	三、〇三	三、〇三	二、〇〇	二、〇〇	三、〇〇	
倉敷町	七	三、二五	三、〇三	三、〇三	三、〇三	三、〇三	二、〇〇	二、〇〇	三、〇〇	
廣島市	四	一、八六	三、〇三	三、〇三	三、〇三	三、〇三	二、〇〇	二、〇〇	三、〇〇	
尾道市	四	二、八二	三、〇三	三、〇三	三、〇三	三、〇三	二、〇〇	二、〇〇	三、〇〇	
福山市	四	四、〇六	三、〇三	三、〇三	三、〇三	三、〇三	二、〇〇	二、〇〇	三、〇〇	
下關市	四	三、一三	三、〇三	三、〇三	三、〇三	三、〇三	二、〇〇	二、〇〇	三、〇〇	
宇都部市	一	五、五五	三、〇三	三、〇三	三、〇三	三、〇三	二、〇〇	二、〇〇	三、〇〇	
和歌山市	二	一、五八	三、〇三	三、〇三	三、〇三	三、〇三	二、〇〇	二、〇〇	三、〇〇	
徳島市	二	三、九二	三、〇三	三、〇三	三、〇三	三、〇三	二、〇〇	二、〇〇	三、〇〇	
高松市	二	一、五八	三、〇三	三、〇三	三、〇三	三、〇三	二、〇〇	二、〇〇	三、〇〇	
九龍市	二	三、九二	三、〇三	三、〇三	三、〇三	三、〇三	二、〇〇	二、〇〇	三、〇〇	
宇和島市	三	二、三三	三、〇三	三、〇三	三、〇三	三、〇三	二、〇〇	二、〇〇	三、〇〇	
高知市	三	六、七五	三、〇三	三、〇三	三、〇三	三、〇三	二、〇〇	二、〇〇	三、〇〇	
福岡市	四	四、九〇	三、〇三	三、〇三	三、〇三	三、〇三	二、〇〇	二、〇〇	三、〇〇	
門司市	四	四、九〇	三、〇三	三、〇三	三、〇三	三、〇三	二、〇〇	二、〇〇	三、〇〇	
久留米市	四	四、九〇	三、〇三	三、〇三	三、〇三	三、〇三	二、〇〇	二、〇〇	三、〇〇	

追加ノ分ニ記載

一三四

扇形ニシテ其兩側ハ同心ノ圓弧トシテ外半徑四・八米内半徑二・四米ナリ任切壁ハ直線ニシテ圓心ニ於テ三十度ノ夾角周壁ハ凡テ垂直

常ニ二池ヲ使用ス

一個ハ豫備トス

ケラビテイ式濾過機

急速濾過機

水道名	池數	總容積	池ノ大サ		有効水深	備考
			上部	下部		
東京市	四	一三六・一三三	一〇・六	一〇・六	三・六	<p>内徑二七・二七米ノ圓形ノ池ヲ監視步道ニテ三個ニ區分周壁内面垂直</p>
京都市	二	一五・八六六	六・六	六・六	三・六	
大阪市	九	一一〇・五九九	六・七	七・〇	三・〇	
横濱市	二	三三・五九〇	七・七	七・七	三・〇	
神戸市	一	三二・一四三	七・七	七・七	三・〇	<p>内徑二七・二七米ノ圓形ノ池ヲ監視步道ニテ三個ニ區分周壁内面垂直</p>
名古屋市	三	二七・八〇八	五・八	五・八	三・〇	
函館市	一	一六・三〇〇	五・〇	五・〇	三・〇	
小樽市	一	二一・三〇〇	四・五	四・五	三・〇	
釧路市	二	二一・三〇〇	四・五	四・五	三・〇	
室蘭市	一	一八・六六六	四・五	四・五	三・〇	
八王子市	一	一〇・二〇〇	三・三	三・三	三・〇	
澁谷町	一	一〇・二〇〇	三・三	三・三	三・〇	
目黒町	一	一〇・二〇〇	三・三	三・三	三・〇	
峰山町	一	一〇・二〇〇	三・三	三・三	三・〇	
堺市	一	一〇・二〇〇	三・三	三・三	三・〇	

水道名	池數	總容積	池ノ大サ		有効水深	備考
			上部	下部		
横須賀市	三	一一・三〇〇	二・八	二・八	二・〇	<p>圓形</p>
尼崎市	二	二・二〇〇	二・八	二・八	二・〇	
西宮市	二	二・二〇〇	二・八	二・八	二・〇	
高砂町	一	二・二〇〇	二・八	二・八	二・〇	
長崎市	六	一五・一八八	二・八	二・八	二・〇	
佐世保市	二	五・〇〇〇	二・八	二・八	二・〇	
新潟市	二	三・八〇〇	二・八	二・八	二・〇	
高田市	二	一・九〇〇	二・八	二・八	二・〇	
長岡市	一	一・三〇〇	二・八	二・八	二・〇	
高崎市	一	一・三〇〇	二・八	二・八	二・〇	
前橋市	一	七・七	二・八	二・八	二・〇	
沼田町	二	四・四	二・八	二・八	二・〇	
水戸市	二	一〇・〇	二・八	二・八	二・〇	
宇都宮市	一	一〇・〇	二・八	二・八	二・〇	
奈良市	一	二・三〇〇	二・八	二・八	二・〇	
津松市	一	二・三〇〇	二・八	二・八	二・〇	
濱海市	一	四・〇	二・八	二・八	二・〇	
熱海市	一	四・〇	二・八	二・八	二・〇	
甲府市	二	一八・一八	二・八	二・八	二・〇	
大谷町	一	一八・一八	二・八	二・八	二・〇	
大津市	二	一四・八	二・八	二・八	二・〇	

上記ノ外集水井ヲ設ク直徑一・二二米深サ三・〇三米ニシテ「コンクリート」ヲ以テ築造シ中央ニ調節機ヲ上下セシムルノ裝置ナリ

水道名	池數	總容積	池ノ大サ	有効水深	備考
尾道市	二	一、六三〇	二七・七	三・〇三	内方直徑二七・七米ノ圓形ニシテ中央ノ隔壁ニヨリ二個ニ區分ス尙中ニハ圓形二條ノ導流壁ヲ設ク
福山市	二	二、四四三	二七・七	三・七九	
下關市	二	一〇、五九九	四三・八	三・五	本池ハ扇形ナルヲ以テ中心ノ長、幅ヲ記入ス
宇都部市	一	一、四〇〇	三〇・〇	三・三三	
和歌山市	二	三、七三三	二八・九	四・二四	追加ノ分ニ記載
徳島市	二	三、八六六	二七・四〇	三・六	
高松市	二	三、〇〇〇	二八・九	四・八五	
宇和島市	二	三、〇〇〇	二八・九	四・八五	
高知市	二	七、三〇〇	三〇・三	四・五五	
福岡市	二	五、七九	三〇・三	二・七	
門司市	二	五、七九	三〇・三	二・七	
久留米市	二	四、二七	二八・九	四・〇〇	
小倉市	二	四、二七	二八・九	四・〇〇	
若松市	二	三、八三	二八・九	四・〇〇	
大牟田市	二	三、八三	二八・九	四・〇〇	
飯塚町	二	一、〇	二八・九	二・四三	
別府市	二	一、三	二八・九	二・四三	
佐賀市	二	一、九六	二八・九	三・〇三	
熊本市	二	七、五二	二八・九	三・四八	
鹿兒島市	二	五、三	二八・九	四・二	

水道名	池數	總容積	池ノ大サ	有効水深	備考
長野市	二	二、三二	二二・八	三・三三	動水壁アリ
上田市	二	四、一九九	二二・八	四・八	
松本市	二	二、二二	二二・八	三・六四	側壁垂直ナリ中央ニ仕切壁ヲ設ケ半池ツ、交互ニ使用スルコトヲ得
上諏訪町	二	六、六六	二二・八	三・六四	
仙臺市	一	七、九〇	二二・八	三・六	追加ノ分ニ記載
鹽釜市	一	二、六二	二二・八	三・六	
福山市	二	二、六二	二二・八	三・六	
郡山市	二	八、九四	二二・八	三・〇三	
平市	二	二、四〇	二二・八	三・〇三	
青森市	二	二、六三	二二・八	三・〇〇	
山形市	二	七、三〇	二二・八	四・二〇	
福島市	二	一、八五	二二・八	三・七九	
鳥取市	二	一、八五	二二・八	四・五五	
米子市	二	二、四八	二二・八	二・七	
松江市	二	三、七	二二・八	四・〇九	
岡山市	二	三、七	二二・八	二・七	
倉敷市	二	九、〇六	二二・八	三・〇三	
廣島市	二	三、〇三	二二・八	三・〇三	
吳市	二	三、〇三	二二・八	三・〇三	

水道名	池數	總容積	池ノ長	池ノ幅	有効水深	備考
神戶市						
名古屋市						
函館市						
小樽市						
釧路市						
室蘭市						
八王子市						
澁谷町						
目黒町						
峰山町						
堺市						
横須賀市						
尼崎市						
西宮市						
高砂町						
長崎市						
佐世保市						
新潟市						

水道名	池數	總容積	池ノ長	池ノ幅	有効水深	備考
本溪湖	一	七〇〇〇	一・九〇〇	一三・〇〇〇	三・五〇	
橋頭	一	一五〇〇	八・〇〇〇	四・〇〇〇	三・三〇	
連山關	二	二〇〇〇	九・〇〇〇	三・七〇〇	三・三〇	
鷄冠山	二	三〇〇〇	二・〇〇〇	三・七〇〇	四・〇〇〇	
小田原電氣鐵道株式會社						
玉川水道株式會社	五	一〇、〇〇〇	五・九〇〇 五・五〇〇 五・四〇〇 五・四〇〇 五・四〇〇	八・四〇〇 八・七〇〇 八・五〇〇 八・五〇〇 八・五〇〇	一・七〇〇 一・七〇〇 一・七〇〇 一・七〇〇 一・七〇〇	配水池

第四、唧筒 (其一) 取水唧筒

大正十四年度末現在

水道名	臺數	名稱	型式	原動力	製造所名	工率ノ	最大揚	一臺ノ	備考
福島市	三	渦巻唧筒	ダブルサクシヨン式	電	瑞西ブルツェル兄弟會社	10	11	14,000	一臺ハ豫備トス
郡山市									
平市									
青森市									
山形市									
秋田市									
福島市									
鳥取市									
米子市									
松江市									
岡山市									
倉敷町									
廣島市									
吳市									
尾道市									
福山市									
下關市									

水道名	臺數	名稱	型式	原動力	製造所名	工率ノ	最大揚	一臺ノ	備考
高田市	四	タービン唧筒	二臺のくち式單	同	往原製作所 日本電機鐵工株式會社	11	12	14,000	
長岡市	二	渦巻ポンプ	二臺六吋 三段井ノ口式	同	往原製作所	11	12	14,000	
高崎市									
前橋市									
沼田町									
水戸市									
宇都宮市									
奈良市									
津市									
濱松市									
熱海市									
甲府市									
谷村町									
大津市									
長野市									
上野市									
松本市									
上諏訪町									
仙臺市									
鹽釜町									

水道名	臺數	名稱	型式	原動力	製造所名	工率	最大揚水差	一臺ノ最大揚水量	備考
那覇市	一	離心型唧筒	堅立複式機關	蒸	二臺英國ウオシントン唧筒會社	三	一九九	一、三、五七	
京城府	一	ニヒューカル唧筒	離心型 橫置式	重蒸	一臺純多商會	三	一〇	一五、五八	
仁川府	一	ニヒューカル唧筒	離心型 橫置式	重蒸	一臺純多商會	三	一〇	一五、五八	
群山府	一	ニヒューカル唧筒	離心型 橫置式	重蒸	一臺純多商會	三	一〇	一五、五八	
釜山府	一	ニヒューカル唧筒	離心型 橫置式	重蒸	一臺純多商會	三	一〇	一五、五八	
鎮南浦府	一	ニヒューカル唧筒	離心型 橫置式	重蒸	一臺純多商會	三	一〇	一五、五八	
元山府	一	ニヒューカル唧筒	離心型 橫置式	重蒸	一臺純多商會	三	一〇	一五、五八	
平壤府	一	ニヒューカル唧筒	離心型 橫置式	重蒸	一臺純多商會	三	一〇	一五、五八	
義州府	一	ニヒューカル唧筒	離心型 橫置式	重蒸	一臺純多商會	三	一〇	一五、五八	
咸興府	一	ニヒューカル唧筒	離心型 橫置式	重蒸	一臺純多商會	三	一〇	一五、五八	
清津府	一	ニヒューカル唧筒	離心型 橫置式	重蒸	一臺純多商會	三	一〇	一五、五八	
臺海總督府	一	ニヒューカル唧筒	離心型 橫置式	重蒸	一臺純多商會	三	一〇	一五、五八	
台北府	一	ニヒューカル唧筒	離心型 橫置式	重蒸	一臺純多商會	三	一〇	一五、五八	
基隆	一	ニヒューカル唧筒	離心型 橫置式	重蒸	一臺純多商會	三	一〇	一五、五八	
台南	一	ニヒューカル唧筒	離心型 橫置式	重蒸	一臺純多商會	三	一〇	一五、五八	
旅順	一	ニヒューカル唧筒	離心型 橫置式	重蒸	一臺純多商會	三	一〇	一五、五八	
大連	一	ニヒューカル唧筒	離心型 橫置式	重蒸	一臺純多商會	三	一〇	一五、五八	
金州	一	ニヒューカル唧筒	離心型 橫置式	重蒸	一臺純多商會	三	一〇	一五、五八	

水道名	臺數	名稱	型式	原動力	製造所名	工率	最大揚水差	一臺ノ最大揚水量	備考
宇部市	一	ニタービン唧筒	井ノ口式	電	荏原製作所	三	三九	三、四、六	一臺ハ豫備トス
和歌山市	一	ニタービン唧筒	電動機直結 橫軸二段タービン	同	荏原製作所	三	三九	三、四、六	一臺ハ豫備トス
徳島市	一	ニタービン唧筒	電動機直結 橫軸二段タービン	同	荏原製作所	三	三九	三、四、六	一臺ハ豫備トス
高松市	一	ニタービン唧筒	電動機直結 橫軸二段タービン	同	荏原製作所	三	三九	三、四、六	一臺ハ豫備トス
丸亀市	一	ニタービン唧筒	電動機直結 橫軸二段タービン	同	荏原製作所	三	三九	三、四、六	一臺ハ豫備トス
宇和島市	一	ニタービン唧筒	電動機直結 橫軸二段タービン	同	荏原製作所	三	三九	三、四、六	一臺ハ豫備トス
高知市	一	ニタービン唧筒	電動機直結 橫軸二段タービン	同	荏原製作所	三	三九	三、四、六	一臺ハ豫備トス
福岡市	一	ニタービン唧筒	電動機直結 橫軸二段タービン	同	荏原製作所	三	三九	三、四、六	一臺ハ豫備トス
門司市	一	ニタービン唧筒	電動機直結 橫軸二段タービン	同	荏原製作所	三	三九	三、四、六	一臺ハ豫備トス
久留米市	一	ニタービン唧筒	電動機直結 橫軸二段タービン	同	荏原製作所	三	三九	三、四、六	一臺ハ豫備トス
小倉市	一	ニタービン唧筒	電動機直結 橫軸二段タービン	同	荏原製作所	三	三九	三、四、六	一臺ハ豫備トス
若松市	一	ニタービン唧筒	電動機直結 橫軸二段タービン	同	荏原製作所	三	三九	三、四、六	一臺ハ豫備トス
大牟田市	一	ニタービン唧筒	電動機直結 橫軸二段タービン	同	荏原製作所	三	三九	三、四、六	一臺ハ豫備トス
飯塚町	一	ニタービン唧筒	電動機直結 橫軸二段タービン	同	荏原製作所	三	三九	三、四、六	一臺ハ豫備トス
別府市	一	ニタービン唧筒	電動機直結 橫軸二段タービン	同	荏原製作所	三	三九	三、四、六	一臺ハ豫備トス
佐賀市	一	ニタービン唧筒	電動機直結 橫軸二段タービン	同	荏原製作所	三	三九	三、四、六	一臺ハ豫備トス
熊本市	一	ニタービン唧筒	電動機直結 橫軸二段タービン	同	荏原製作所	三	三九	三、四、六	一臺ハ豫備トス
鹿兒島市	一	ニタービン唧筒	電動機直結 橫軸二段タービン	同	荏原製作所	三	三九	三、四、六	一臺ハ豫備トス

水道名	臺數	名	稱	型	式	原動力	製造所名	工率	最大揚水落差	一臺ノ最大揚水量	備考
東京市	六	ワカシントン プレツキス	唧筒	横型	電	蒸	四臺川崎造船所 二臺三菱造船所	三六	五〇	二五、八五	高區配水池へ揚水ノ爲使用
京都市	四	九臺蒸氣唧筒 一、二、三、四、五、六、七、八、九	同	タービン式	電	蒸	瑞西エツシヤウ エイヌ社	二九	三〇	一八、三三	
大阪市	三	三臺 一、二、三	同	同型	電	蒸	神戶三菱造船所 石川島造船所 浦賀ドック株式會社 日立製作所	三六 三六 三六 三六	六〇	一八、〇〇 一八、〇〇 一八、〇〇	
横濱市	四	三臺川上式水壓機 一、二、三	同	唧筒直結式	電	水	川崎造船所 三菱造船所	三三	三三	七、六五	
神戸市	一	五求心型唧筒	同	タービン式	電	水	瑞西ブルザ ブルザ一會社	二五	三三	一六、〇五 一六、〇五	
名古屋市	一	追加ノ分ニ記載	同	タービン式	電	水	瑞西ブルザ ブルザ一會社	二五	三三	一六、〇五 一六、〇五	
函館市	一	六タービン唧筒	同	横型	電	水	瑞西ブルザ ブルザ一會社	二五	三三	一六、〇五 一六、〇五	送水唧筒 配水唧筒
小樽市	一	三二段タービン唧筒	同	タービン式	電	水	瑞西ブルザ ブルザ一會社	二五	三三	一六、〇五 一六、〇五	
室蘭市	一	三二段タービン唧筒	同	タービン式	電	水	瑞西ブルザ ブルザ一會社	二五	三三	一六、〇五 一六、〇五	
八王子市	一	三二段タービン唧筒	同	タービン式	電	水	瑞西ブルザ ブルザ一會社	二五	三三	一六、〇五 一六、〇五	
澁谷町	一	三二段タービン唧筒	同	タービン式	電	水	瑞西ブルザ ブルザ一會社	二五	三三	一六、〇五 一六、〇五	

水道名	臺數	名	稱	型	式	原動力	製造所名	工率	最大揚水落差	一臺ノ最大揚水量	備考	
荒玉水道	一	六タービンヒューガ	同	横置式	電	水	三臺帝國機械製作所	二七	一〇	三、六五	取水唧筒	
町村組合	一	三臺タービン唧筒	同	同	電	水	三臺荏原製作所	二七	一〇	三、六五	取水唧筒	
江戸川上水	一	一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇	同	同	同	同	同	同	同	同	同	取水唧筒
沙河口	一	一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇	同	同	同	同	同	同	同	同	同	取水唧筒
撫順	一	八タービン唧筒	同	同	電	蒸	ブルツァ一會社	二五	三三	一六、〇五 一六、〇五		
本溪湖	一	一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
株式會社	一	一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇	同	同	同	同	同	同	同	同	同	

第四、唧筒
(其二) 送水唧筒

大正十四年度未現在

水道名	臺数	名稱	型式	原動力	製造所名	工率ノ	最大揚水落差	一臺一晝夜ノ最大送水量	備考
目黒町									
峰山町									
堺市		送水唧筒	二臺複動フランジ 二臺離心型	電蒸	三菱造船所 木岡鐵工所	三 三	一 一	六、六五 九、〇〇 六、四〇	
横須賀市		追加ノ分ニ記載							
尼崎市		二聯成タービン唧筒	電動機直結	電	帝國機械製作所 西田鐵業株式會社	三 三	三	一、八〇 一、〇八	
西宮市		追加ノ分ニ記載							
高砂町		複吸水タービン唧筒	普通羽根型	電	藤田礦業株式會社 西島製作所	一	一	五、〇〇	
長崎市									
佐世保市									
新潟市		三コンケラー唧筒	タービン式	電	氣英國アーレン會社 荏原製作所	三	三	六、五〇	
高田市		七タービン、プラン セチャー唧筒	三臺みのくち式單 四臺横置單働トリ ツブレンツキス	電	荏原製作所 日本電機鐵工株式會社	二 二	二	二、五〇 二、五〇 四、五〇 四、五〇	
長岡市		四タービンポンプ	井ノ口式	電	荏原製作所	二	二	二、五〇 五、〇〇	
高崎市		追加ノ分ニ記載							
前橋市									
沼田市									
水戸市									

水道名	臺数	名稱	型式	原動力	製造所名	工率ノ	最大揚水落差	一臺一晝夜ノ最大送水量	備考
宇都宮市									
奈良市									
津松市									
濱海町									
熱海町									
甲府市									
谷村町									
大津市									
長野市		追加ノ分ニ記載							
上田市		追加ノ分ニ記載							
松本市		高壓直結唧筒	三段タービン式	電	三臺關西工作所 一臺荏原製作所	三	三	三、五七	
上訪諏町									
仙臺市									
鹽釜市									
福島市		三タービン唧筒	三段タービン式	電	瑞西ブルツェル兄弟會社	三	三	三、二二	一臺ハ豫備トス
郡山市		追加ノ分ニ記載							
平市									
青森市									
山形市									
秋田市									
福井市		四タービン送水唧筒	電動機直結高壓タービン式	電	氣動機シエメン ス唧筒エシヤトワイ	四	四	四、八八	

水道名	臺數	名稱	型式	原動力	製造所名	工率ノ	水最大揚	一臺ノ最大	備考
撫順	三	タービン唧筒	電動機 直結同 一聯	電	撫順炭礦機械課	一六四	八〇	八〇二	
奉天	三	タービン唧筒	電	電	日立製作所 三菱會社	一三六	七九	四七九	
鐵嶺	三	タービン唧筒	電	電	日立製作所 三菱會社	一三六	七九	四七九	
開原	二	タービン唧筒	電	電	日立製作所 三菱會社	一三六	七九	四七九	
四平街	二	タービン唧筒	電	電	日立製作所 三菱會社	一三六	七九	四七九	
公主嶺	二	タービン唧筒	電	電	日立製作所 三菱會社	一三六	七九	四七九	
長春	七	タービン唧筒	電	電	日立製作所 三菱會社	一三六	七九	四七九	
本溪湖	二	タービン唧筒	電	電	日立製作所 三菱會社	一三六	七九	四七九	
橋頭	二	タービン唧筒	電	電	日立製作所 三菱會社	一三六	七九	四七九	
連山關	二	タービン唧筒	電	電	日立製作所 三菱會社	一三六	七九	四七九	
鷄冠山	二	タービン唧筒	電	電	日立製作所 三菱會社	一三六	七九	四七九	

一五八

水道名	臺數	名稱	型式	原動力	製造所名	工率ノ	水最大揚	一臺ノ最大	備考
安東	三	タービン唧筒	電	電	日立製作所 三菱會社	一三六	七九	四七九	
玉川	一	タービン唧筒	電	電	日立製作所 三菱會社	一三六	七九	四七九	

一五九

Blank page with faint horizontal lines and a vertical margin line on the left. The page is mostly empty, with some very light, illegible markings.

Blank page with faint horizontal lines and a vertical margin line on the right. The page is mostly empty, with some very light, illegible markings.

第六經常收支 (其二) 收入 (備考) 單位未滿八四拾五入ス 大正十四年度

Table with columns for '水道名' (Waterworks Name), '放任教給' (Release/Teaching), '水料' (Water Fee), '普通計量' (General Measurement), '特別計量' (Special Measurement), '雑收入' (Miscellaneous Income), and '備考' (Remarks). Rows list various municipalities like 東京市, 大阪市, 名古屋市, etc., with their respective financial data.

普通計量本年度豫算ニハ特別計量本年度豫算ヲ含ム

計量給水本年度豫算ハ普通特別ノ區別ナシ

共用計量ハ認定計量トス

大正十四年四月給水開始ニ付前年度決算ナシ

大正十三年度決算ナシ

本市水道事業ハ本年開始ニ付前年度決算欄ニ掲記スヘキ金額

放任専用ノ前年度決算額アリテ本年度豫算皆無シ全部計量制度

大正十三年十一月給水開始ニ付前年度決算記載書略

改メタル結果正確ナル調査不可能ニ付記入シ能ハス

一、大正十四年八月一日ヨリ全部計量制ニ變更シタルニ付放任

特別計量相關豫算、決算ニハ消火栓給水料ヲ含ム

大正十四年度ヨリ全部計量給水

給水料種別区分ナキヲ以テ内譯掲記セズ

第六、經常收支

【備考】支出ニハ水道事務費、水源水路費、諸池費、唧筒運轉費、鐵管維持費等水道經營ニ要スル經常費ノミヲ掲ケ各戸給水ニ要スル給水工事費及之ニ關聯スル事務費等ヲ除外シ雜支出中ニハ休退職並死亡給與金水質試驗費等ノ雜費ヲ計上ス

(其二) 支出

【備考】圓位未滿ハ四捨五入ス

大正十四年度

水道名	事務費		水源水路費		浄水場費		水管維持費		雜支出		合計		備考
	本年度 豫算	前年度 決算	本年度 豫算	前年度 決算	本年度 豫算	前年度 決算	本年度 豫算	前年度 決算	本年度 豫算	前年度 決算	本年度 豫算	前年度 決算	
東京市	八,453.37	七,453.37	130,000.00	92,180.00	3,800.00	3,000.00	1,650.00	101,000.00	2,500.00	10,000.00	136,453.37	102,633.37	豫算ハ當初 豫算ヲ掲ケ
京都市	11,000.00	11,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	13,000.00	13,000.00	
大阪市	3,650.00	3,650.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	5,650.00	5,650.00	
横濱市	12,100.00	12,100.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	15,100.00	15,100.00	
神戸市	4,500.00	4,500.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	7,500.00	7,500.00	
名古屋市	11,100.00	11,100.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	14,100.00	14,100.00	
函館市	追加ノ分ニ記載												
小樽市	1,100.00	1,100.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	4,100.00	4,100.00	
釧路市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
室蘭市	1,100.00	1,100.00	—	—	—	—	—	—	—	—	1,100.00	1,100.00	

水道名	事務費		水源水路費		浄水場費		水管維持費		雑支出		合計		備考
	本年度 豫算	前年度 決算	本年度 豫算	前年度 決算	本年度 豫算	前年度 決算	本年度 豫算	前年度 決算	本年度 豫算	前年度 決算	本年度 豫算	前年度 決算	
八王子市	1,000	1,000											
澁谷町	5,950	5,500			5,500	5,000							
目黒町	1,500	1,500											
峰山町	1,500	1,500											
堺市	30,000	30,000			10	10	3,000	3,000					
横須賀市	追加ノ分ニ記載	追加ノ分ニ記載											
尼崎市	25,000	25,000											
西宮市	追加ノ分ニ記載	追加ノ分ニ記載											
高砂町	5,000	5,000			5,000	5,000							
長崎市	5,000	5,000			5,000	5,000							
佐世保市	18,000	18,000											
新潟市	3,000	3,000			3,000	3,000							
高岡市	6,000	6,000											
長岡市	追加ノ分ニ記載	追加ノ分ニ記載											
前橋市													
沼田町	1,000	1,000											

水道名	事務費		水源水路費		浄水場費		水管維持費		雑支出		合計		備考
	本年度 豫算	前年度 決算	本年度 豫算	前年度 決算	本年度 豫算	前年度 決算	本年度 豫算	前年度 決算	本年度 豫算	前年度 決算	本年度 豫算	前年度 決算	
水戸市	7,000	6,000	20	20	80	80	80	80	1,000	1,000	1,000	1,000	
宇都宮市	12,000	12,000			801	800			1,000	1,000	1,000	1,000	
奈良市													
津市													
濱松市													
熱海町													
甲府市	11,000	11,000	10	10	800	800			1,000	1,000	1,000	1,000	
谷村町	5,000	5,000			800	800							
大津市													
長野市													
上田市	追加ノ分ニ記載	追加ノ分ニ記載											
松本市	18,000	18,000			800	800			1,000	1,000	1,000	1,000	
上諏訪町	15,000	15,000			800	800			1,000	1,000	1,000	1,000	
仙臺市	6,000	6,000			800	800			1,000	1,000	1,000	1,000	
鹽釜町	9,000	9,000			800	800			1,000	1,000	1,000	1,000	
福島市	25,000	25,000			800	800			1,000	1,000	1,000	1,000	
平町	7,000	7,000			800	800			1,000	1,000	1,000	1,000	
郡山市	追加ノ分ニ記載	追加ノ分ニ記載											
青森市	30,000	30,000			800	800			1,000	1,000	1,000	1,000	

本市ハ一般會計
ニ付事務費區分

水道名	事務費		水源水路費		淨水場費		水管維持費		雜支出		合計		備考
	本年度 決算	前年度 決算	本年度 決算	前年度 決算	本年度 決算	前年度 決算	本年度 決算	前年度 決算	本年度 決算	前年度 決算	本年度 決算	前年度 決算	
鎮南浦府	4,500	4,500	4,000	4,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
元山府	1,500	1,500	1,500	1,500	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
公州	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
江州	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
全州	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
木浦	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
光州	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
大邱	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
晉州	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
鎮海	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
統營	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
海州	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
平壤	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
新義州	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
義州	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
春川	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	

水道名	事務費		水源水路費		淨水場費		水管維持費		雜支出		合計		備考
	本年度 決算	前年度 決算	本年度 決算	前年度 決算	本年度 決算	前年度 決算	本年度 決算	前年度 決算	本年度 決算	前年度 決算	本年度 決算	前年度 決算	
平康	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
咸興	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
清津	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
羅南	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
會寧	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
羅先	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
基津	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
洪川	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
襄陽	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
彰義	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
嘉善	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
高城	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
屏東	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
花蓮港	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
旅順	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
大連	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
金州	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	

大正十四年十二月
給水開始
工事施行中ニ付
該工事事項ナシ

雜支出ノ水質
検査トス

水道名	事務費		水源水路費		浄水場費		水管維持費		雑支出		合計		備考
	本年度 決算	前年度 決算	本年度 決算	前年度 決算	本年度 決算	前年度 決算	本年度 決算	前年度 決算	本年度 決算	前年度 決算	本年度 決算	前年度 決算	
江戸川土町 村田	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
川崎市 上水	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
沙河口	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
瓦房店	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
熊岳城	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
大石橋	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
鞍山	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
遼陽	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
蘇家屯	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
撫順	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
奉天	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
鐵嶺	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
開原	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
四平街	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
公主嶺	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
長春	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
本溪湖	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	

水道名	事務費	水源水路費	浄水場費	水管維持費	雑支出	配水總量	配水一立方 米ニ對スル 實費	配水一立方 米ニ對スル 送水 唧筒費	備考
橋頭									
連山關									
鷄冠山									
安東									
小田原電氣 株式會社									
五ヶ水									

第七、配水實費 大正十四年度中

水道名	事務費		水源水路費		浄水場費		水管維持費		雑支出		配水總量		配水一立方 米ニ對スル 實費		配水一立方 米ニ對スル 送水 唧筒費		備考
	本年度 決算	前年度 決算	本年度 決算	前年度 決算	本年度 決算	前年度 決算	本年度 決算	前年度 決算	本年度 決算	前年度 決算	本年度 決算	前年度 決算	本年度 決算	前年度 決算	本年度 決算	前年度 決算	
東京市	1,003,100	2,000,000	26,670	26,670	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	高壓配水池へ送水ノ唧筒ヲ使用ス
京都市	2,000,000	2,000,000	26,670	26,670	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	
大阪市	2,000,000	2,000,000	26,670	26,670	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	
横濱市	1,812,500	1,812,500	26,670	26,670	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	
神戸市	1,812,500	1,812,500	26,670	26,670	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	
名古屋	1,812,500	1,812,500	26,670	26,670	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	
函館市	1,812,500	1,812,500	26,670	26,670	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	
小樽市	1,812,500	1,812,500	26,670	26,670	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	

水道名	事務費	水源地	淨水揚費	維持費	雜支出	配水總量	方米ニ對立 スル實費	方米ニ對立 スル送水 唧筒費	備考
宇都宮市	三,七六七	四七	四九三	一五,九二七	二,〇一〇	三,四二一,九四四	一三		
奈良市									
津市									
濱松市									
熱海市									
甲府市	三,五,五五一	九	五四	二二〇	二,九,八三	二,九五,九一	一九		
大谷町	四,三三三	九	五〇	二二〇	三				
長野市	一,八〇〇	一,六七一	一,四六八	三,一〇〇	九六	二,二八,〇五	四		
上野市	一,五,九三三	二八,四二二	二,四	一三三	三	二,五三,八〇〇	一七		
松本町	一,三,一三三	一,四九二	七五	五九	三	八六,五三四	一七		
仙臺町	六,一,三六三	二,九六	五,一五九	一,一七四	四〇	五,九,六〇〇	一六		
鹽釜市	八,六八四	二,八七九	三〇	一,一七四	四〇	五,二,〇六	二六		
福山市									
郡山市	七,二四〇	五三二	二二六	三〇	六五	五五八,三五六	一五		
平野町	三,七,八五六	二八五	一,七三	三,八七	一,五〇〇	三,三三,四三三	一四		
青森市	一,四,八三三	一〇四	五七	五〇	二九三	一,一三,四,三三	一三		
山形市	二,七,八八九		一一,〇〇五	六,六〇	二,一八三	一,〇六,八七	四七		
福島市	二,六,六八	一,六六七	一,七三	五〇	四三	一,三九,六八	二四		
鳥取市									
米子町									

水道名	事務費	水源地	淨水揚費	維持費	雜支出	配水總量	方米ニ對立 スル實費	方米ニ對立 スル送水 唧筒費	備考
水戸市	六,四六	一〇	三〇八	二二	一,〇				
沼田町	三,一七四			二二	一,五,三三				
前橋市									
高崎市									
長岡市		二,九六	三,二五二	五	一九,三三	二,三〇,五五六	三六		
新潟市	二,九,六四								
佐世保市	二,七,三三								
長崎市	七,八〇三		七,五六八	四,五七	五,〇七	一,〇〇,一七九	一六		
高砂町	三,三二	七四	四,四九七	三	二二	六六,九四	一三		
西宮市									
尼崎市	一八,六九一	二六,二〇〇	一,八五一	一,四八	一,八七	一,九三,三三〇	二四		
横須賀市	三〇,七一		三,六六	四,七一	一,〇	二,八七,六一	二二		
堺市									
峰山町	一,五六八	一,五六八	二,四			七四,六四	三六		
目黒町	五,四九		四,四三	三,六九	二八,五九	三,三三,六九一	四六		
八王子市	七,六九三	九,三九三		七,四三七	一,五	四三,四一	五二		
室蘭市									
釧路市									

計量器ナキ爲配水總量不明
量水器ノ設備ナキ爲配水總量不明

大正十四年度中ハ七十五日間時間給
水ヲ實施セル爲使用水量平年ニ比シ
少シ

水道名	事務費	水路費	浄水場費	水管維持費	雑支出	配水總量	方米ニ對スル配水立	方米ニ對スル配水立	備考
大牟田市	三、〇〇〇	三、八〇〇	五二一	三、三〇〇	三、六〇〇	三、二六六、三三	三、〇〇	一、四	
飯塚市	二、九一三	九三	三、八四四	五、六五	一一六	六、五八七、四	三、五九	一、五	
別府市	一、四、六七	一、九三	一、三〇三	一、〇〇一	一、三三	二、三〇〇、八〇	二、二六	一、五	
佐賀市	四、七、四七	一、二四八	一、二六〇	三、三三	一、九二	一、三、三三	五、五	一、八	
熊本市	三、三、七	一、二四八	一、四	二、六九	六、九	二、三、三三	一、二	一、一	
鹿兒島市	七、三、七	一、七、〇、七	二、二、一、一	四、一、四、七	一、八、八、九	五、二、六、七、四	六、〇〇	三、三	
那覇市	三、三、七	一、七、〇、七	二、二、一、一	四、一、四、七	一、八、八、九	五、二、六、七、四	六、〇〇	三、三	
京城府	三、三、七	一、七、〇、七	二、二、一、一	四、一、四、七	一、八、八、九	五、二、六、七、四	六、〇〇	三、三	
仁川府	三、三、七	一、七、〇、七	二、二、一、一	四、一、四、七	一、八、八、九	五、二、六、七、四	六、〇〇	三、三	
群山市	九、九	九、九	三、四、九	四、八、九	二、一、四、七	三、三、三、六	二、四、九	八、七	
釜山府	九、九	九、九	三、四、九	四、八、九	二、一、四、七	三、三、三、六	二、四、九	八、七	
鎮南浦府	六、六、六	七、三、六	三、六、六	四、八、九	二、一、四、七	三、三、三、六	二、四、九	八、七	
元山府	七、三、三	七、三、三	三、三、三	四、八、九	二、一、四、七	三、三、三、六	二、四、九	八、七	
朝鮮總督府	三、三、三	三、三、三	三、三、三	四、八、九	二、一、四、七	三、三、三、六	二、四、九	八、七	
公州府	三、三、三	三、三、三	三、三、三	四、八、九	二、一、四、七	三、三、三、六	二、四、九	八、七	
江州府	三、三、三	三、三、三	三、三、三	四、八、九	二、一、四、七	三、三、三、六	二、四、九	八、七	
全州府	三、三、三	三、三、三	三、三、三	四、八、九	二、一、四、七	三、三、三、六	二、四、九	八、七	
木浦府	三、三、三	三、三、三	三、三、三	四、八、九	二、一、四、七	三、三、三、六	二、四、九	八、七	
光州府	三、三、三	三、三、三	三、三、三	四、八、九	二、一、四、七	三、三、三、六	二、四、九	八、七	
大邱府	三、三、三	三、三、三	三、三、三	四、八、九	二、一、四、七	三、三、三、六	二、四、九	八、七	
晉州府	三、三、三	三、三、三	三、三、三	四、八、九	二、一、四、七	三、三、三、六	二、四、九	八、七	
統營州	三、三、三	三、三、三	三、三、三	四、八、九	二、一、四、七	三、三、三、六	二、四、九	八、七	
海州府	三、三、三	三、三、三	三、三、三	四、八、九	二、一、四、七	三、三、三、六	二、四、九	八、七	

（水管維持費ハ臨時部擴張工事ニテ施行）

水道名	事務費	水路費	浄水場費	水管維持費	雑支出	配水總量	方米ニ對スル配水立	方米ニ對スル配水立	備考
若松市	三、二、八〇	一、七、五、六	二、三、三	八、四、二	三、二、四	二、三、四、八、八	一、九	一、九	
小倉市	三、五、六	一、一、〇〇	六、一、六	一、〇、四	三、九、五	二、三、〇、三、三	二、七	二、七	
久留米市	三、五、六	一、一、〇〇	六、一、六	一、〇、四	三、九、五	二、三、〇、三、三	二、七	二、七	
門司市	三、五、六	一、一、〇〇	六、一、六	一、〇、四	三、九、五	二、三、〇、三、三	二、七	二、七	
福岡市	三、五、六	一、一、〇〇	六、一、六	一、〇、四	三、九、五	二、三、〇、三、三	二、七	二、七	
高知市	三、五、六	一、一、〇〇	六、一、六	一、〇、四	三、九、五	二、三、〇、三、三	二、七	二、七	
宇和島市	三、五、六	一、一、〇〇	六、一、六	一、〇、四	三、九、五	二、三、〇、三、三	二、七	二、七	
九松市	三、五、六	一、一、〇〇	六、一、六	一、〇、四	三、九、五	二、三、〇、三、三	二、七	二、七	
高松市	三、五、六	一、一、〇〇	六、一、六	一、〇、四	三、九、五	二、三、〇、三、三	二、七	二、七	
徳島市	三、五、六	一、一、〇〇	六、一、六	一、〇、四	三、九、五	二、三、〇、三、三	二、七	二、七	
和歌山市	三、五、六	一、一、〇〇	六、一、六	一、〇、四	三、九、五	二、三、〇、三、三	二、七	二、七	
宇部市	三、五、六	一、一、〇〇	六、一、六	一、〇、四	三、九、五	二、三、〇、三、三	二、七	二、七	
下關市	三、五、六	一、一、〇〇	六、一、六	一、〇、四	三、九、五	二、三、〇、三、三	二、七	二、七	
福山市	三、五、六	一、一、〇〇	六、一、六	一、〇、四	三、九、五	二、三、〇、三、三	二、七	二、七	
尾道市	三、五、六	一、一、〇〇	六、一、六	一、〇、四	三、九、五	二、三、〇、三、三	二、七	二、七	
吳市	三、五、六	一、一、〇〇	六、一、六	一、〇、四	三、九、五	二、三、〇、三、三	二、七	二、七	
廣島市	三、五、六	一、一、〇〇	六、一、六	一、〇、四	三、九、五	二、三、〇、三、三	二、七	二、七	
倉敷市	三、五、六	一、一、〇〇	六、一、六	一、〇、四	三、九、五	二、三、〇、三、三	二、七	二、七	
岡山市	三、五、六	一、一、〇〇	六、一、六	一、〇、四	三、九、五	二、三、〇、三、三	二、七	二、七	
松江市	三、五、六	一、一、〇〇	六、一、六	一、〇、四	三、九、五	二、三、〇、三、三	二、七	二、七	

一、水管維持費ニハ送水線路費及配水線路費ヲ合記ス
二、雑支出ハ水源、浄水場間ノ電話機費ナリ

水道名	給水區域内 戸数 人口	水道使用戸数 人口	堀井又ハ 河水等使 用戸数	堀井 数	堀井又ハ河水等ノ水質概況	備考
大阪市	四八〇、六六三	三二四、八四四	一、八七二、〇四〇	四、六七	堀井中飲用ニ適スモノ、 九二二個	給水區域内戸数並人口ハ大 正十四年十月一日國勢調査 ノ数ヲ掲グ
横濱市	九一、四三三	四六、六二二	三三、一七三	四、六七	堀井中飲用ニ適スモノ、 九二二個	給水區域内戸数並人口ハ大 正十四年十月一日國勢調査 ノ数ヲ掲グ
神戸市	一六、八八〇	六六、六六六	五九、三三〇	二、三六不詳	堀井中飲用ニ適スモノ、 九二二個	給水區域内戸数並人口ハ大 正十四年十月一日國勢調査 ノ数ヲ掲グ
名古屋市	一〇四、五五七	四六、六六六	四六、六六六	三、四〇〇	堀井中飲用ニ適スモノ、 九二二個	給水區域内戸数並人口ハ大 正十四年十月一日國勢調査 ノ数ヲ掲グ
函館市	二六、五五〇	一四、四三〇	九四、二二三	八、七九	堀井中飲用ニ適スモノ、 九二二個	給水區域内戸数並人口ハ大 正十四年十月一日國勢調査 ノ数ヲ掲グ
小樽市	二六、五五〇	一四、四三〇	九四、二二三	八、七九	堀井中飲用ニ適スモノ、 九二二個	給水區域内戸数並人口ハ大 正十四年十月一日國勢調査 ノ数ヲ掲グ
釧路市	一〇、一五〇	五〇、〇四〇	一五、〇六六	二、五〇〇	堀井中飲用ニ適スモノ、 九二二個	給水區域内戸数並人口ハ大 正十四年十月一日國勢調査 ノ数ヲ掲グ
室蘭市	一〇、一五〇	五〇、〇四〇	一五、〇六六	二、五〇〇	堀井中飲用ニ適スモノ、 九二二個	給水區域内戸数並人口ハ大 正十四年十月一日國勢調査 ノ数ヲ掲グ
八王子市	三、一七七	九、〇三三	三、四六〇	八、六〇〇	堀井中飲用ニ適スモノ、 九二二個	給水區域内戸数並人口ハ大 正十四年十月一日國勢調査 ノ数ヲ掲グ
澁谷町	三、一七七	九、〇三三	三、四六〇	八、六〇〇	堀井中飲用ニ適スモノ、 九二二個	給水區域内戸数並人口ハ大 正十四年十月一日國勢調査 ノ数ヲ掲グ
目黒町	三、一七七	九、〇三三	三、四六〇	八、六〇〇	堀井中飲用ニ適スモノ、 九二二個	給水區域内戸数並人口ハ大 正十四年十月一日國勢調査 ノ数ヲ掲グ
峰山町	九〇三	四、五七四	一、四四六	五、六	堀井中飲用ニ適スモノ、 九二二個	給水區域内戸数並人口ハ大 正十四年十月一日國勢調査 ノ数ヲ掲グ
堺市	三、四三〇	一〇、一五〇	七、一七三	三、一四七	堀井中飲用ニ適スモノ、 九二二個	給水區域内戸数並人口ハ大 正十四年十月一日國勢調査 ノ数ヲ掲グ
横須賀市	九、五〇九	七、八八八	三、七三三	二、八四	堀井中飲用ニ適スモノ、 九二二個	給水區域内戸数並人口ハ大 正十四年十月一日國勢調査 ノ数ヲ掲グ
尼崎市	九、五〇九	七、八八八	三、七三三	二、八四	堀井中飲用ニ適スモノ、 九二二個	給水區域内戸数並人口ハ大 正十四年十月一日國勢調査 ノ数ヲ掲グ
西宮市	九、五〇九	七、八八八	三、七三三	二、八四	堀井中飲用ニ適スモノ、 九二二個	給水區域内戸数並人口ハ大 正十四年十月一日國勢調査 ノ数ヲ掲グ

水道名	給水區域内 戸数 人口	水道使用戸数 人口	堀井又ハ 河水等使 用戸数	堀井 数	堀井又ハ河水等ノ水質概況	備考
京都市	一三三、七三三	六八、〇三三	一〇一、四五五	五、二、五七	一般ニ不良	大正十四年度末現在
東京市	四九、八五三	一九九、六七七	三三〇、〇〇一	一九、七七七	堀井 細菌繁殖数 四、六六	大正十四年度末現在

大正十四年度末現在

備考

一、大正十四年度末現在、給水區域内戸数並人口ハ、大正十四年十月一日國勢調査ノ数ヲ掲グ。

二、堀井又ハ河水等ノ水質概況ハ、大正十四年度末現在、一般ニ不良。

三、堀井又ハ河水等ノ水質概況ハ、大正十四年度末現在、細菌繁殖数ハ、四、六六。

四、堀井又ハ河水等ノ水質概況ハ、大正十四年度末現在、一般ニ不良。

五、堀井又ハ河水等ノ水質概況ハ、大正十四年度末現在、一般ニ不良。

六、堀井又ハ河水等ノ水質概況ハ、大正十四年度末現在、一般ニ不良。

七、堀井又ハ河水等ノ水質概況ハ、大正十四年度末現在、一般ニ不良。

八、堀井又ハ河水等ノ水質概況ハ、大正十四年度末現在、一般ニ不良。

九、堀井又ハ河水等ノ水質概況ハ、大正十四年度末現在、一般ニ不良。

十、堀井又ハ河水等ノ水質概況ハ、大正十四年度末現在、一般ニ不良。

水道名	給水區域内 戸数	人口	水道使用戸数 人口	掘井又ハ 河水等使 用戸数	掘井数	掘井又ハ河水等ノ水質概況	備考
熱海市	15,148	7,742	13,601	1,541	6	水質概不良 濾過セザレバ飲用ニ適セ	
甲府市	1,750	7,800	1,551	18	1	概不良	
谷村町	1,350	6,555	719	615	1	概不良	
大津市	1,350	6,555	719	615	1	概不良	
長野市	1,350	6,555	719	615	1	概不良	
上野市	1,350	6,555	719	615	1	概不良	
松本市	1,350	6,555	719	615	1	概不良	
上諏訪町	1,350	6,555	719	615	1	概不良	
仙臺市	1,350	6,555	719	615	1	概不良	
鹽釜町	1,350	6,555	719	615	1	概不良	
福山市	1,350	6,555	719	615	1	概不良	
郡山市	1,350	6,555	719	615	1	概不良	
平町	1,350	6,555	719	615	1	概不良	
青森市	1,350	6,555	719	615	1	概不良	
山形市	1,350	6,555	719	615	1	概不良	
秋田市	1,350	6,555	719	615	1	概不良	
福島市	1,350	6,555	719	615	1	概不良	
鳥取市	1,350	6,555	719	615	1	概不良	

水道名	給水區域内 戸数	人口	水道使用戸数 人口	掘井又ハ 河水等使 用戸数	掘井数	掘井又ハ河水等ノ水質概況	備考
高砂町	3,400	17,400	1,300	8,500	2,100	掘井ニ對シテハ十萬分ノ 一乃至十萬分ノ七ノ鹽分 アリ河水(上水取入口附 近)ニハ鹽分ナシ	掘井數ハ最近調査シタルコ トナキナ以テ不明
長崎市	3,900	25,200	1,600	18,500	2,300	掘井及河水等概シテ不良 ナリ	
佐世保市	1,950	10,100	1,100	8,200	1,500	飲料水適當ノ掘井三五〇 個ニシテ河水ハ全然不適 劣惡	
新潟市	3,200	11,200	1,600	8,100	2,200	水質ハ概シテ良好ナリ	
高岡市	2,200	11,200	1,600	8,100	2,200	水質ハ概シテ良好ナリ	
長岡市	2,200	11,200	1,600	8,100	2,200	水質ハ概シテ良好ナリ	
高橋市	2,200	11,200	1,600	8,100	2,200	水質ハ概シテ良好ナリ	
沼田町	2,200	11,200	1,600	8,100	2,200	水質ハ概シテ良好ナリ	
水戸市	2,200	11,200	1,600	8,100	2,200	水質ハ概シテ良好ナリ	
宇都宮市	2,200	11,200	1,600	8,100	2,200	水質ハ概シテ良好ナリ	
奈良市	2,200	11,200	1,600	8,100	2,200	水質ハ概シテ良好ナリ	
津松市	2,200	11,200	1,600	8,100	2,200	水質ハ概シテ良好ナリ	
濱松市	2,200	11,200	1,600	8,100	2,200	水質ハ概シテ良好ナリ	

水道名	給水區域内		水道使用戸口數		掘井又ハ河水等使用戸數	掘井數	掘井又ハ河水等ノ水質概況	備考
	戸數	人口數	戸數	人口數				
米子町	八、二五	一七、五九九	八、〇六八	一七、四〇二	一、三三三	三〇	市内東部及北方高地ノ外 潤濁ス	
松江	二七、五三三	一三二、五三三	二、四八七	一八、四八六	六、〇四六	八五	明治三十九年河水掘井 實地水等水質試験ヲ施行 シタルニ概テ不良ナリ	
岡山市	三、三三六	一五、九八六	二、二五八	一〇、六四〇	九七〇	八五	概シテ不良	
倉敷市	四、三三六	一六、九八六	四、三三六	一六、九八六	一、八四〇	八五	概シテ不良	
廣島市	六、四四六	二二、四八六	二、四八六	一〇、六四〇	一、八四〇	八五	概シテ不良	
尾道市	七、六四八	二二、四八六	一、三三三	六、四四六	一、三三三	八五	概シテ不良	
福山市	一八、六四八	六〇、九八六	一、三三三	六、四四六	一、三三三	八五	概シテ不良	
下關市	一〇、七〇二	三三、三三三	一、三三三	六、四四六	一、三三三	八五	概シテ不良	
宇部市	一〇、七〇二	三三、三三三	一、三三三	六、四四六	一、三三三	八五	概シテ不良	
和歌山市	一〇、七〇二	三三、三三三	一、三三三	六、四四六	一、三三三	八五	概シテ不良	
徳島市	一〇、七〇二	三三、三三三	一、三三三	六、四四六	一、三三三	八五	概シテ不良	
高松市	一〇、七〇二	三三、三三三	一、三三三	六、四四六	一、三三三	八五	概シテ不良	
丸亀市	一〇、七〇二	三三、三三三	一、三三三	六、四四六	一、三三三	八五	概シテ不良	
宇和島市	一〇、七〇二	三三、三三三	一、三三三	六、四四六	一、三三三	八五	概シテ不良	
高知市	一〇、七〇二	三三、三三三	一、三三三	六、四四六	一、三三三	八五	概シテ不良	
福岡市	一〇、七〇二	三三、三三三	一、三三三	六、四四六	一、三三三	八五	概シテ不良	
門司市	一〇、七〇二	三三、三三三	一、三三三	六、四四六	一、三三三	八五	概シテ不良	

本市ニハ河水ナシ
大正十四年六月給水開始

久留米市	二、二八	七、六六六	六、六六六	四〇、一五三	五、四三	三、〇〇	約三割ハ不良水ナリ	
小倉市	一〇、一六	五七、四三	六、六六六	三七、七五	三、三〇	明	概シテ不良	
若松市	一四、八八	七六、九八	二、二八	六、二五	二、七五	二、九〇	飲料適井一七七他ハ飲料 不適	
飯塚町	三、三七	一七、〇〇	一、五八	七、八〇	一、六六	四八	概シテ不良	
別府市	七、一〇	二四、八八	五、四九	一六、九八	一、六六	二七	概シテ良好	
佐賀市	八、〇〇	二四、八八	五、〇三	一七、七九	二、九八	詳	概シテ良好	
熊本市	二六、九八	一四、二七	五、五五	二九、四九	三、四〇	一三、四六	掘井良水 八、〇七〇個 不良水 五、三九〇個	
鹿児島市	二五、五〇	一三、八八	九、二四	七、七五	二、二五	詳	飲料不適ニ非ラザルモ佳 良ノモノト稱シ難シ	學校軍隊約二萬人サモ含算
那覇市	一、一〇	一、一〇	一、一〇	一、一〇	一、一〇	一、一〇	掘井數中 飲料ニ適スルモノ 七六二個 不適當ノモノ 一、二九八個 試験未済ノモノ 二九八個	井水ハ殆ンド水質不良ニシ テ河水ハ冬季結氷期間ノミ ハ飲料ニ適スルモノアリ 水質良好ニシテ「ラヂウ」 含有スルモノアリ
京城府	三、七五	三、七五	三、七五	三、七五	三、七五	三、七五	飲料不適 一三六	
仁川府	二、三六	五、五五	四、六六	一、〇三	七、九八	三三	同 不適 八九	
群山府	四、九三	二、〇七	二、〇七	九、五九	二、五九	三	不良	
釜山府	二、〇〇	九、七三	八、三四	四、一〇	二、〇一	六六	河水使用者ナク全部掘井 ハ概シテ不良ナリ	
鎮南浦府	六、四七	二七、三二	二、八二	二、一三	三、六六	三四	不良	
元山府	六、九八	三三、五六	二、五六	二、五六	四、四九	一七	掘井、水質ハ比較的良好 ナリ 河水ハ山地帯ノモノニシ テ概シテ水質良好ナリ	

水道名	給水區域内		水道使用戸口数		掘井又ハ河水等使 用戸数	掘井数	摘要	備考
	戸数	人口	戸数	人口				
平康	一、五七三	三、五二一	—	—	—	—	—	—
春川	一、七五七	—	—	—	—	—	—	—
義州	一、七五七	—	—	—	—	—	—	—
新義州	一、七五七	—	—	—	—	—	—	—
平壤	一、七五七	—	—	—	—	—	—	—
海州	一、七五七	—	—	—	—	—	—	—
鎮海	一、七五七	—	—	—	—	—	—	—
晉州	一、七五七	—	—	—	—	—	—	—
大邱	一、七五七	—	—	—	—	—	—	—
光州	一、七五七	—	—	—	—	—	—	—
木浦	一、七五七	—	—	—	—	—	—	—
全州	一、七五七	—	—	—	—	—	—	—
江景	一、七五七	—	—	—	—	—	—	—
公州	一、七五七	—	—	—	—	—	—	—
清州	一、七五七	—	—	—	—	—	—	—
咸興	一、七五七	—	—	—	—	—	—	—
清津	一、七五七	—	—	—	—	—	—	—
羅南	一、七五七	—	—	—	—	—	—	—
會寧	一、七五七	—	—	—	—	—	—	—
臺南	一、七五七	—	—	—	—	—	—	—
淡水	一、七五七	—	—	—	—	—	—	—
基隆	一、七五七	—	—	—	—	—	—	—
臺北	一、七五七	—	—	—	—	—	—	—
臺中	一、七五七	—	—	—	—	—	—	—
彰化	一、七五七	—	—	—	—	—	—	—
臺南	一、七五七	—	—	—	—	—	—	—
嘉義	一、七五七	—	—	—	—	—	—	—
高雄	一、七五七	—	—	—	—	—	—	—
屏東	一、七五七	—	—	—	—	—	—	—
花蓮	一、七五七	—	—	—	—	—	—	—
台東	一、七五七	—	—	—	—	—	—	—
澎湖	一、七五七	—	—	—	—	—	—	—
金門	一、七五七	—	—	—	—	—	—	—
馬祖	一、七五七	—	—	—	—	—	—	—

水道名	給水區域内		水道使用戸口数		掘井又ハ河水等使 用戸数	掘井数	摘要	備考
	戸数	人口	戸数	人口				
平康	一、五七三	三、五二一	—	—	—	—	—	—
春川	一、七五七	—	—	—	—	—	—	—
義州	一、七五七	—	—	—	—	—	—	—
新義州	一、七五七	—	—	—	—	—	—	—
平壤	一、七五七	—	—	—	—	—	—	—
海州	一、七五七	—	—	—	—	—	—	—
鎮海	一、七五七	—	—	—	—	—	—	—
晉州	一、七五七	—	—	—	—	—	—	—
大邱	一、七五七	—	—	—	—	—	—	—
光州	一、七五七	—	—	—	—	—	—	—
木浦	一、七五七	—	—	—	—	—	—	—
全州	一、七五七	—	—	—	—	—	—	—
江景	一、七五七	—	—	—	—	—	—	—
公州	一、七五七	—	—	—	—	—	—	—
清州	一、七五七	—	—	—	—	—	—	—
咸興	一、七五七	—	—	—	—	—	—	—
清津	一、七五七	—	—	—	—	—	—	—
羅南	一、七五七	—	—	—	—	—	—	—
會寧	一、七五七	—	—	—	—	—	—	—
臺南	一、七五七	—	—	—	—	—	—	—
淡水	一、七五七	—	—	—	—	—	—	—
基隆	一、七五七	—	—	—	—	—	—	—
臺北	一、七五七	—	—	—	—	—	—	—
臺中	一、七五七	—	—	—	—	—	—	—
彰化	一、七五七	—	—	—	—	—	—	—
臺南	一、七五七	—	—	—	—	—	—	—
嘉義	一、七五七	—	—	—	—	—	—	—
高雄	一、七五七	—	—	—	—	—	—	—
屏東	一、七五七	—	—	—	—	—	—	—
花蓮	一、七五七	—	—	—	—	—	—	—
台東	一、七五七	—	—	—	—	—	—	—
澎湖	一、七五七	—	—	—	—	—	—	—
金門	一、七五七	—	—	—	—	—	—	—
馬祖	一、七五七	—	—	—	—	—	—	—

掘井数ハ大正十二年度ニ調査シタルモノヲ掲ク

水質試験及水ニ因スル三病比較表

水道名	給水区域内		水道使用戸口数		掘井又ハ河水等使用戸数		掘井数	掘井又ハ河水等ノ水質概況	備考
	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口			
開原	四、五九七	二五、八七六	一、六七五	一〇、一三〇	三、〇〇五	一七	不良		
四平街	二、八六六	一三、六八〇	一、一七六	六、一三六	九	三	良		
公主嶺	一、六〇八	八、九七九	九七七	五、四九九	六三	七	良		
長春	四、八六八	一七、四五四	三、六六一	一八、九三三	一、五〇一	二二	不良		
本溪湖	八六七	五、三三六	八六七	五、三三六		一	良		
橋頭	八六七	五、三三六	八六七	五、三三六		一	良		
連山關	一一一	八二	一一一	八二					
鶏冠山	一一一	八二	一一一	八二					
安東	一〇、六六六	四、〇九	四、〇九	一、九四〇	六、三三三	一	不良		
小田原電氣鐵道株式會社									
玉川水道株式會社	三、三三三	一三、六六六	三、三三三	一三、六六六	二八、七三三				

水道名	給水区域内		水道使用戸口数		掘井又ハ河水等使用戸数		掘井数	掘井又ハ河水等ノ水質概況	備考
	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口			
金州	三、〇九七	一六、一三三	三〇	一、三六	二、七三	一	河水ハ水質良好ナレドモ表面水ナシ、井水ハ硬度五・六度ニシテ鹽分及安母尼亞ヲ含ム		
荒玉水道組合									
町村組合									
江川市田島町									
川崎市田島町									
町上水道組合									
合									
南滿洲鐵道株式會社	一、三三三	五、五七七	一、三三三	五、一七〇	三、七三	三、五	水質概ネ不良ニシテ飲用ニ適スルモノ殆ンド皆無ノ状態ニアリ		
沙河	一、二二二	四、四六八	四九七	二、一三三	六八	三	良		
瓦房店	一、二二二	四、四六八	四九七	二、一三三	六八	三	良		
熊岳城	九五	三、五五	二七六	一、三三九	一〇七	三	良		
大石橋	二、三三三	一、〇五九	一、五七七	五、九三三	二四	一	不良		
鞍山	二、三三三	一、〇五九	一、五七七	五、九三三	二四	一	不良		
遼陽	二、三三三	一、〇五九	一、五七七	五、九三三	二四	一	不良		
蘇家屯	二、三三三	一、〇五九	一、五七七	五、九三三	二四	一	不良		
撫順	七、六六六	五、六五九	五、六五九	四、三三七	四	三	良		
奉天	六、六六六	三、三三三	五、五五五	四、四四四	二、七七八	三	不良		
鐵嶺	一、三三三	四、七九九	一、三三三	四、七九九	二	三	不良		